TOKIO MARINE
NICHIDO

2019.10改定

特別勘定のしおり

マーケットリンク

新変額保険（有期型）



東京海上日動あんしん生命

「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」
「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

特別勘定のしおりについて

①このしおりは、特別勘定の運用（投資対象となる投資信託、投資方針、投資リスク等）を理解していただくために作成された資料です。

②ご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

③マーケットリンクは特別勘定で運用を行う商品です。特別勘定は投資信託を主な投資対象としていますが、当商品は投資信託とは異なる商品です。また、このしおりに掲載されている投資信託の開示情報はあくまでも参考情報であり、ご契約者が直接投資信託を保有するものではありません。

④このしおりは、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託等に関する情報を、投資信託の運用会社により開示される内容等に基づき記載したものです。

⑤このしおりに掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

⑥このしおりは作成時点において取得可能な情報に基づき作成しておりますので、将来内容が変更になる場合があります。特別勘定の運用実績に関する最新の情報は、下記の変額保険テレホンサービスまたはホームページにてご確認いただけます。

あんしん生命　変額保険テレホンサービス

0120-517-104

<受付時間>　平日9:00～17:00
（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

あんしん生命のホームページ（変額保険・変額年金保険情報サイト）

https://fl.tmn-anshin.co.jp/

特別勘定のしおり　目次

Ⅰ．特別勘定について …… Ⅰ－ 1

Ⅱ．資産の運用に関する極めて重要な事項等 …… Ⅱ－ 1
（保険業法施行規則第234条の21の２第１項第８号イに定める内容を記載した書面）

・特別勘定「バランス40型」「バランス60型」 …… Ⅱ－ 3
・特別勘定「国内株式型」 …… Ⅱ－ 37
・特別勘定「外国株式型」 …… Ⅱ－ 59
・特別勘定「外国債券型」 …… Ⅱ－ 83
・特別勘定「新興国株式型」 …… Ⅱ－105
・特別勘定「海外ＲＥＩＴ型」 …… Ⅱ－129
・特別勘定「マネー型」 …… Ⅱ－153

Ⅲ．資産の運用に関する重要な事項 …… Ⅲ－ 1
（保険業法施行規則第234条の21の２第１項第８号ロに定める内容を記載した書面）

・特別勘定「バランス40型」「バランス60型」 …… Ⅲ－ 3
・特別勘定「国内株式型」 …… Ⅲ－ 17
・特別勘定「外国株式型」 …… Ⅲ－ 25
・特別勘定「外国債券型」 …… Ⅲ－ 33
・特別勘定「新興国株式型」 …… Ⅲ－ 41
・特別勘定「海外ＲＥＩＴ型」 …… Ⅲ－ 51

マーケットリンクは、新変額保険（有期型）のペットネーム（愛称）です。

Ⅰ.特別勘定について

◯ 特別勘定の特徴

●ご契約いただいたマーケットリンクは、資産運用の成果を満期保険金額、解約返戻金額等に直接反映させるため、他の保険種類の資産と区分して資産の管理・運用を行います。そのため、当社は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。

●特別勘定の資産運用は一定の収益性を期待できますが、一方で株価や債券等の価格の下落・為替の変動等による投資リスクも負うことになります。この保険では、資産運用の結果とリスクがともにご契約者に帰属します。

●この保険の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則としてこの保険のご契約のみに割り当てられ、他の保険種類のご契約に割り当てられることはありません。

●この保険では、運用方針の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者のニーズに応じてご自身の判断で特別勘定の種類および保険料の繰入割合を決めていただきます。この複数の特別勘定の資産は、それぞれ独立して管理運用されています。

●ご契約者は特別勘定資産の運用方法について、一切指図することができません。

ご注意

・特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、投資リスクはご契約者に帰属し、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。

・特別勘定の運用成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

◯ 特別勘定の管理運営方針

●当社は、当社の定める方法により特別勘定の管理運営を行います。

●当社は、主として外部の運用会社が運用する投資信託等に投資することにより、特別勘定の資産運用を行います(※)。運用会社および投資対象となる投資信託等の選定・評価は、当社が行います。

●特別勘定の投資対象となる投資信託、運用方針および運用会社等については、今後変更することがあります。

●すでに設定された特別勘定を廃止することまたは特別勘定への移転および繰入を停止することがあります。

(※)特別勘定資産は、主に投資信託に投資することにより運用されますが、解約返戻金等のお支払いや積立金の移転(スイッチング)等に備えて一定の現預金も保有します。

◯ 特別勘定の管理運営体制

●この保険の特別勘定の管理運営に関する業務は下図の体制のもとで行います。

●運用会社および投資対象となる投資信託等の選定・評価、投資に関する意思決定業務は、当社の経理財務部にて行います。

●経理財務部と独立して設置された当社のリスク管理部において、受渡・決済等の投資に関する事務業務を行うとともに、特別勘定の資産運用に関するリスク管理を実施します。

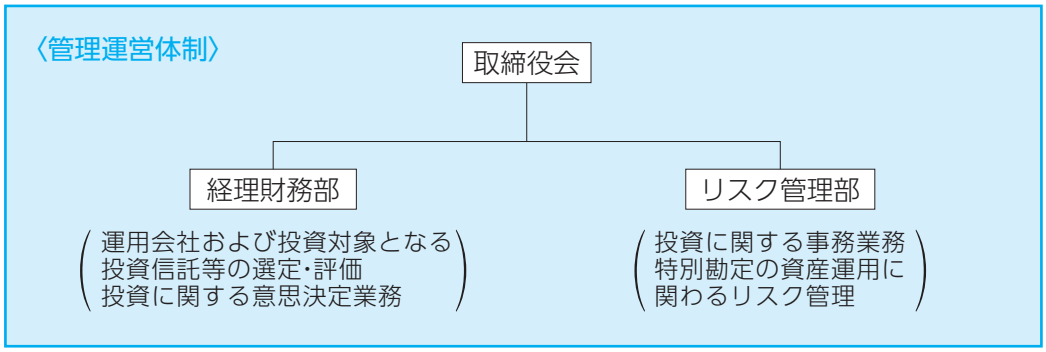

上記は2019年10月現在の管理運営体制です。管理運営体制は、将来変更されることがあります。

◯ 特別勘定の種類

●８種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます(※１)。

●特別勘定ごとに保険料を繰り入れる割合(※２)を１％単位で指定して、自由に組み合わせることができます。また、ご契約後に特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することもできます。

（※１）特別勘定は新たに設定または廃止することがあります。

（※２）保険料から所定の費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れます。

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	特別勘定の運用方針	運用会社	資産運用関係費用（年率）
バランス40型	東京海上・世界インデックス・バランス40 <適格機関投資家限定>	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式15%、外国株式25%、日本債券30%、外国債券30%です(※3)。	東京海上アセットマネジメント株式会社	0.2585%（税抜0.235%）
バランス60型	東京海上・世界インデックス・バランス60 <適格機関投資家限定>	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式20%、外国株式40%、日本債券20%、外国債券20%です(※3)。	東京海上アセットマネジメント株式会社	0.2585%（税抜0.235%）
国内株式型	TMA日本株式インデックスVA <適格機関投資家限定>	主な投資対象となる投資信託を通じ、主としてTOPIX（東証株価指数）採用銘柄に投資を行い、TOPIXの動きに連動する投資成果を目指します。	東京海上アセットマネジメント株式会社	0.3300%（税抜0.300%）
外国株式型	東京海上セレクション・外国株式インデックス	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の株式に投資を行い、MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	東京海上アセットマネジメント株式会社	0.2200%（税抜0.200%）
外国債券型	東京海上セレクション・外国債券インデックス	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の国債に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	東京海上アセットマネジメント株式会社	0.1980%（税抜0.180%）
新興国株式型	インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として新興国の株式に投資を行い、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	日興アセットマネジメント株式会社	0.6050%（税抜0.550%）
海外REIT型	ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA （適格機関投資家専用）	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行い、S&P先進国REIT指数（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	野村アセットマネジメント株式会社	0.4400%（税抜0.400%）
マネー型	（特に定めません。）	円建ての預貯金、短期金融商品を中心に運用を行います。流動性に十分配慮し、リスクを抑えた安定的な運用を行います(※4)。	－	－（※5）

（※３）資産ごとに次の指数を基本資産配分で合成したものを参考指数とします。また、原則として毎月末時点で基本資産配分に近づけるため、リバランス（資産配分の調整）を行います。

日本株式	TOPIX（東証株価指数）	外国株式	MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）
日本債券	NOMURA-BPI（総合）	外国債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

（※４）マーケットの先行きが読みにくい局面で資金を一時的に退避させる目的でご利用いただけます。諸費用の控除等により積立金が減少することがありますので、ご注意ください。

（※５）マネー型の資産運用関係費用は、金利情勢、投資対象とする短期金融商品によって変動します。

●資産運用関係費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが(※6)、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。

したがって、お客様はこれらの費用をこのご契約が保有する持分に応じて間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更・運用資産額の変動・消費税率の変更等により将来変更される可能性があります。

(※6)海外REIT型の場合、上記の他、当社が投資信託の解約を行う際に、当社が解約した金額の0.3%が信託財産留保金として控除されることにより、特別勘定資産が減少します。

ご注意	**マーケットリンクでお客様にご負担いただく費用については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。**

◯ 特別勘定資産の評価方法

●特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映します。

●特別勘定資産の評価方法は、以下のとおりとします(※1)。

①有価証券等については時価評価(※2)を行います。

②有価証券等以外の資産については原価法によるものとします。

●特別勘定資産の評価方法については、関係法令の改正等により、将来変更することがあります。

(※1)外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によります。

(※2)時価については、当社が毎営業日の20時までに合理的な方法により入手できる価格を使用します。

◯ 特別勘定の新設・廃止等

●この保険の特別勘定は将来新たに設定することがあります。この場合、その特別勘定は当社の取扱範囲内でご利用いただくことができます。

●特別勘定における効率的な資産運用が困難となるなどの特別な事情がある場合には、ご契約者保護の観点から以下の取扱いをさせていただくことがあります。

・特別勘定の主な投資対象となる投資信託が繰上げ償還となるなどの場合、当該特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合することがあります。

・特別勘定の主な投資対象となる投資信託の純資産総額が少額となったり、信託財産上限額に達するなどの場合、当該特別勘定への保険料の繰入れ、積立金の移転(スイッチング)(※)を停止することがあります。

●特別勘定を廃止する場合、廃止する特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転いただきます。ご契約者による積立金の移転(スイッチング)が特別勘定の廃止日までに行われない場合、当社は、特別勘定の廃止日に当社が指定した特別勘定に廃止する特別勘定の積立金を移転します。

●特別勘定の主な投資対象となる投資信託、特別勘定の運用方針、運用会社等は将来変更となることがあります。

(※)特別勘定への保険料の繰入れおよび積立金の移転(スイッチング)について、詳細は「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

ご注意	**・特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する場合、廃止または統合する日の1か月以上前に、ご契約者に通知します。** **・特別勘定への保険料の繰入れおよび積立金の移転(スイッチング)を停止する場合、上記の特別な事情が判明した日から1か月以内にご契約者に通知します。**

◯特別勘定 ユニットプライスの推移と騰落率

2019年５月末現在

バランス40型

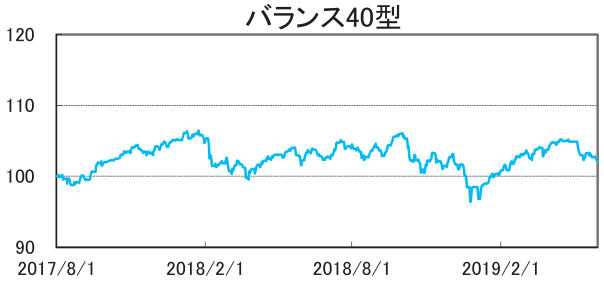

バランス60型



国内株式型

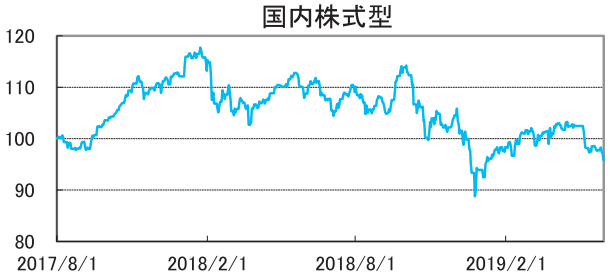

外国株式型

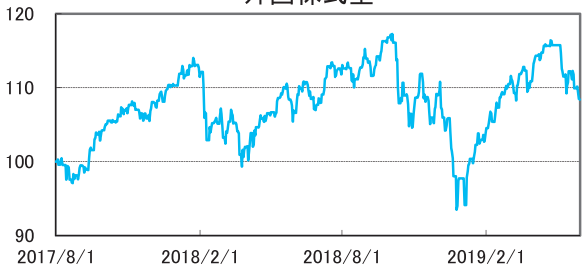

外国債券型

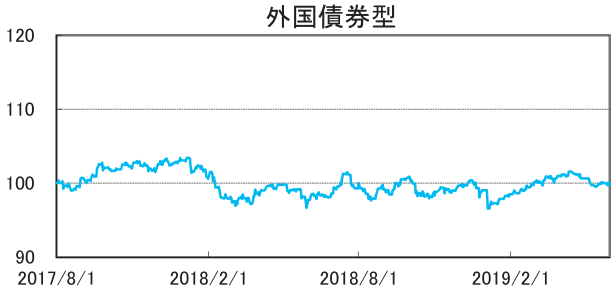

新興国株式型



海外REIT型

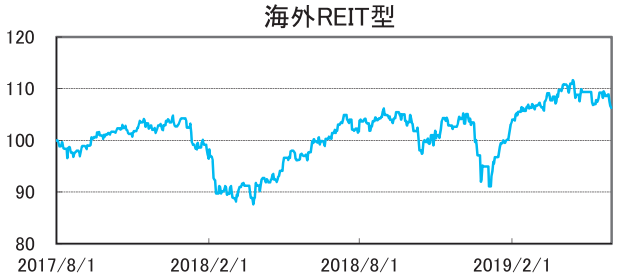

マネー型

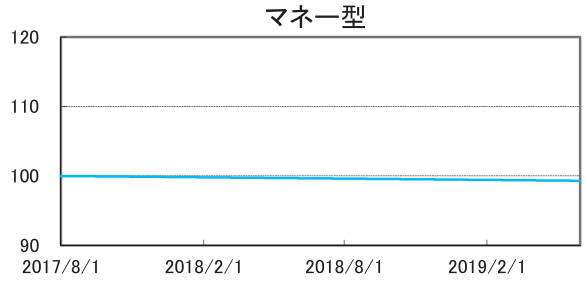

		バランス40型	バランス60型	国内株式型	外国株式型	外国債券型	新興国株式型	海外REIT型	マネー型
ユニットプライス	2019年5月末現在	102.10	102.90	95.84	108.41	99.83	93.46	106.27	99.31
騰落率（%）	1カ月	−2.63%	−3.88%	−6.48%	−6.32%	−0.82%	−9.37%	−2.82%	−0.03%
	3カ月	−0.81%	−1.38%	−4.98%	−1.50%	0.09%	−7.29%	0.30%	−0.09%
	6カ月	−0.61%	−1.35%	−8.29%	−0.52%	0.17%	−3.70%	2.04%	−0.19%
	1年	−0.02%	−0.86%	−11.76%	1.39%	2.71%	−9.07%	8.85%	−0.37%
	3年	−	−	−	−	−	−	−	−
	5年	−	−	−	−	−	−	−	−
	10年	−	−	−	−	−	−	−	−
	設定来	2.10%	2.90%	−4.15%	8.41%	−0.17%	−6.53%	6.28%	−0.68%

※ユニットプライスは小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。騰落率は、小数点第3位を四捨五入しています。
※ユニットプライスとは、特別勘定で管理されている資産の１ユニットあたりの価格をいい、特別勘定の運用実績等に応じて変動します。
※特別勘定の設定日（2017年8月1日）の前日を100として指数化し、それ以降の運用成果による増減を表しています。
※特別勘定のユニットプライスの動きは、特別勘定の主な投資対象となる投資信託の基準価額の動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動等に備えて現預金を保有していること、ユニットプライスの計算にあたり保険関係費用（基本保険金額を最低保証するための費用）等を控除していることによります。

◯「特別勘定のしおり」の内容・構成

●この冊子は、保険業法施行規則第234条の21の２第１項第８号に定める特別勘定を設定した特定保険契約における資産の運用に関する事項を記載した書面です。

●各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の内容を「資産の運用に関する極めて重要な事項」と「資産の運用に関する重要な事項」に分類し、それぞれ次の項目にしたがってご説明しています。

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ投資信託（ファンド）の状況
- １．投資信託（ファンド）の性格
  - １ 名称
  - ２ 目的および基本的性格
  - ３ 特色
  - ４ 仕組み
- ２．投資方針および投資リスク
  - １ 投資方針と主な投資対象
  - ２ 運用体制
  - ３ 主な投資制限
  - ４ 投資リスクについて
- ３．その他詳細情報
  - １ 投資対象
  - ２ 投資制限
- ４．運用状況
  - １ 投資状況
  - ２ 投資資産
  - ３ 運用実績

Ⅱ財務ハイライト情報

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ投資信託（ファンド）の沿革

Ⅱ投資信託（ファンド）の経理状況
- １．財務諸表
  - （１）貸借対照表
  - （２）損益及び剰余金計算書
  - （３）注記表
  - （４）附属明細表
- ２．投資信託（ファンド）の現況

Ⅲ設定及び解約の実績

（注）マネー型は円建ての預貯金、短期金融商品を中心に運用を行うため、記載項目が上記と異なります。

Ⅱ. 資産の運用に関する極めて重要な事項等

（保険業法施行規則第234条の21の２第１項第８号イに定める内容を記載した書面）

特別勘定の名称	バランス40型
特別勘定の運用方針	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式15％、外国株式25％、日本債券30％、外国債券30％です。
主な投資対象となる投資信託	東京海上・世界インデックス・バランス40 <適格機関投資家限定>
運用会社	東京海上アセットマネジメント株式会社

特別勘定の名称	バランス60型
特別勘定の運用方針	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式20％、外国株式40％、日本債券20％、外国債券20％です。
主な投資対象となる投資信託	東京海上・世界インデックス・バランス60 <適格機関投資家限定>
運用会社	東京海上アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞
東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞
（上記のそれぞれについて、または上記を総称して以下「当ファンド」ということがあります。また、上記のそれぞれを区別する場合、以下「バランス40」「バランス60」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

●ファンドの目的

当ファンドは、「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」、「ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド」、「ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド」および「ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド」（それぞれについて、または総称して以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

※「ＴＭＡ」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

●商品分類・属性区分

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	インデックス型	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	なし

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※本分類は、一般社団法人投資信託協会の定める公募投信の商品分類を準用する方法で分類したものです。公募投信の商品分類については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

3 特　色

●主に国内外の株式や債券に投資します。

主に国内外の株式や債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に分散投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。

各資産への投資比率は、以下の資産配分比率を基本とします。また当ファンドは、以下の各指数を基本資産配分比率で合成した複合指数を参考指数とします。

資産	基本資産配分比率		指数
	バランス 40	バランス 60	
日本株式	15%	20%	ＴＯＰＩＸ（配当込み）
日本債券	30%	20%	ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）
外国株式	25%	40%	ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし･円ベース）*1
外国債券	30%	20%	ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）*2

※原則として、毎月末時点で基本資産配分比率に近づけるため、リバランスを実施します。

＊1 ＭＳＣＩ社が公表する指数（米ドルベース）の前日値を、委託会社が当日の対顧客電信売買相場の仲値（ＴＴＭ）で円換算したものを使用します。なお、指数（米ドルベース）は税引前配当込みです。
＊2 FTSE Fixed Income LLCが公表する「ＦＴＳＥ世界国債インデックス（国内投信用）」（前日の現地通貨ベースの債券価格を、原則として当日のＴＴＭで円換算したもの）を使用します。
各指数につきましては、後述の「各指数について」をご参照ください。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

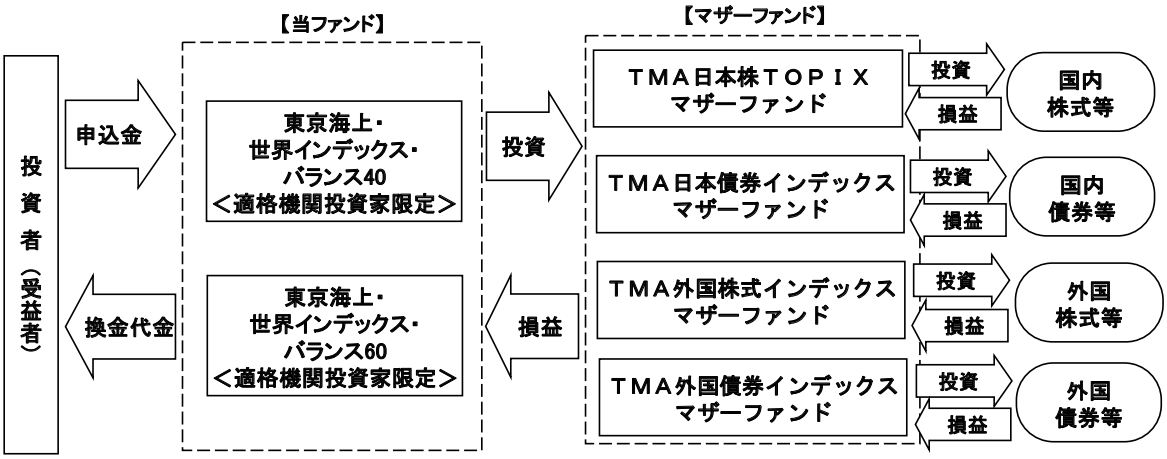

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み

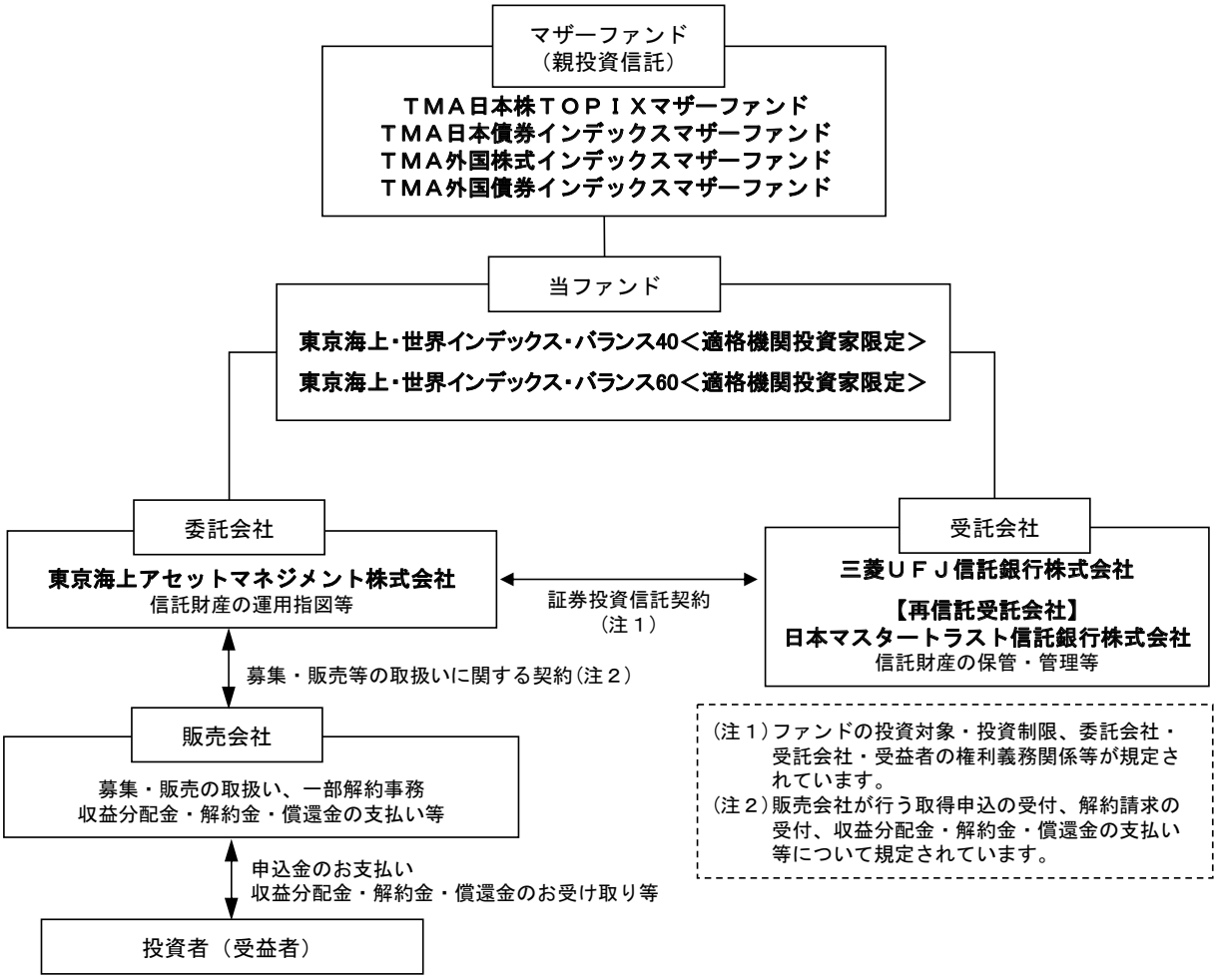
マザーファンド
（親投資信託）
ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド
ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド
ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド
ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド
当ファンド
東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞
東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞
委託会社
東京海上アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図等
証券投資信託契約
（注１）
受託会社
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
【再信託受託会社】
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理等
募集・販売等の取扱いに関する契約（注２）
販売会社
募集・販売の取扱い、一部解約事務
収益分配金・解約金・償還金の支払い等
申込金のお支払い
収益分配金・解約金・償還金のお受け取り等
投資者（受益者）
（注１）ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
（注２）販売会社が行う取得申込の受付、解約請求の受付、収益分配金・解約金・償還金の支払い等について規定されています。

２．投資方針および投資リスク

１ 投資方針と主な投資対象

●基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

●運用方法

(1) 投資対象

主として以下のマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド
ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド
ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド
ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド

(2) 投資態度

①主として国内外の株式や債券を主要投資対象とするマザーファンド受益証券への投資を通じて、国内外の複数の資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）に分散投資します。
②各資産への投資比率は、前述の資産配分比率を基本とします。また当ファンドは、前述の各指数を基本資産配分比率で合成した複合指数を参考指数とします。
③当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
④実質組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては ３．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

＜基本方針＞

ＴＯＰＩＸに連動する投資成果の達成を目標とします。

＜運用方法＞

(1) 投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を中心に、ＴＯＰＩＸとの連動性を考慮し組入を行います。組入銘柄の選択に際しては、流動性その他を考慮し、東京証券取引所第一部上場銘柄であっても組入れない、あるいは東京証券取引所第一部上場以外の銘柄を組入れることもあります。
②流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。
③基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。
④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。

ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

＜基本方針＞

ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）に連動する投資成果の達成を目標とします。

＜運用方法＞
(1) 投資対象
わが国の公社債を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
①主としてわが国の公社債に投資し、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
②信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド

＜基本方針＞
ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とします。

＜運用方法＞
(1) 投資対象
外国の株式を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
①主として外国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
②組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払にかかわる為替予約取引等を行うことができます。
③信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引や外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド

＜基本方針＞
ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とします。

＜運用方法＞
(1) 投資対象
外国の公社債を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
①主として外国の公社債に投資し、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
②組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。
③信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産および外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※大量の追加設定または解約が生じたとき、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」の運用にあたっては、東京証券取引所第一部の上場銘柄から時価総額・業種別構成比率等を勘案し、層化抽出法を用いてＴＯＰＩＸに連動するようポートフォリオを構築します。
※「ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド」の運用にあたっては、層化抽出法を用いてＮＯＭＵＲＡ―ＢＰＩ（総合）に連動するよう、残存期間別、種別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。
※「ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド」の運用にあたっては、リスクモデルを使用し、最適化法を用いてＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動するようポートフォリオを構築します。
※「ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド」の運用にあたっては、層化抽出法を用いてＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動するよう、残存期間別、国別、通貨別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。

各指数について

※ＴＯＰＩＸについて

・ＴＯＰＩＸの指数値及びＴＯＰＩＸの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用等ＴＯＰＩＸに関するすべての権利・ノウハウ及びＴＯＰＩＸの商標に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。
・（株）東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの指数値の算出若しくは公表の停止又はＴＯＰＩＸの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
・（株）東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの指数値及びＴＯＰＩＸの商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のＴＯＰＩＸの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
・（株）東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、（株）東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
・当ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
・（株）東京証券取引所は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
・（株）東京証券取引所は、委託会社又は当ファンドの購入者のニーズを、ＴＯＰＩＸの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものでありません。
・以上の項目に限らず、（株）東京証券取引所は当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）は、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

※ＭＳＣＩコクサイ指数は、ＭＳＣＩ社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩ社に帰属します。また、ＭＳＣＩ社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。ＭＳＣＩ社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。ＭＳＣＩ社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

※ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され､日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

２ 運用体制

委託会社における当ファンドの運用は、基本資産配分に基づき、４資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）の各マザーファンドへの投資を行います。各マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。

（運用体制図）

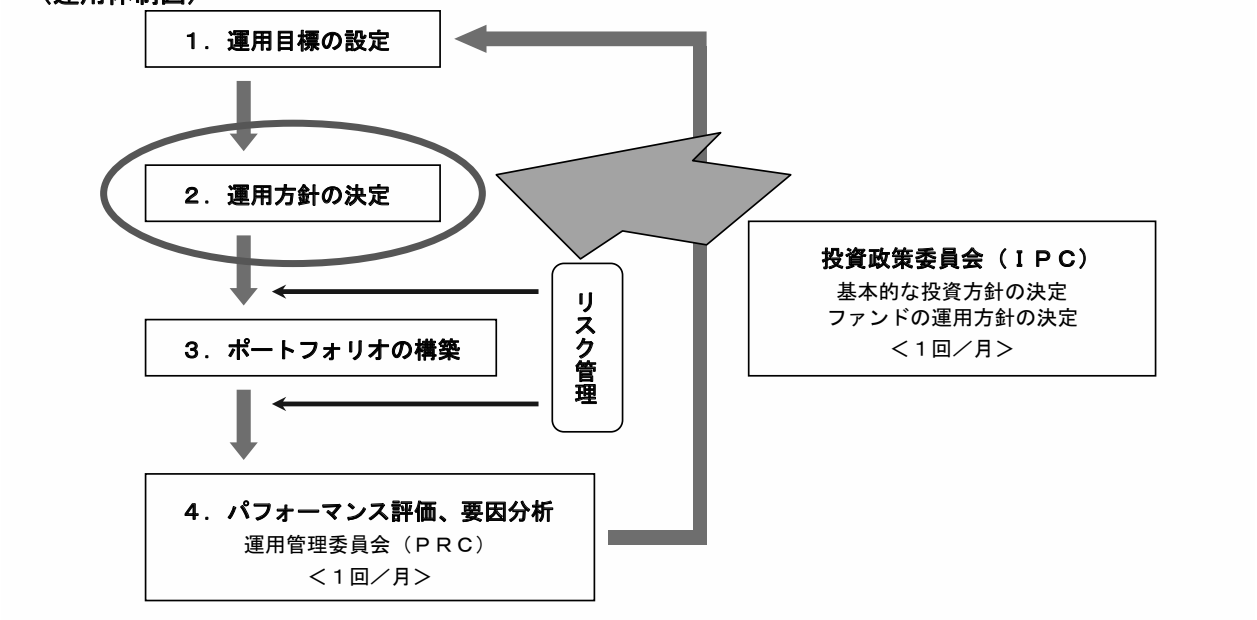

当ファンドは運用戦略部（13名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。各マザーファンドについては、日本株式および外国株式をクオンツ企画運用部（10名）が、日本債券および外国債券を債券運用部（19名）が、同じく「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理部（６名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「４ 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2019年６月１日現在）

３ 主な投資制限

⑴ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
⑵ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
⑶ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
⑷ マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑸ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑹ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑺ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては ３．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

⑴ 株式への投資割合には、制限を設けません。
⑵ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
⑶ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
⑷ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑸ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑹ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑺ 先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引（※）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
⑻ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（※）Ⅱ－49ページ　【参考情報】マザーファンドの投資対象・投資制限　２ 投資制限　４、５、６をご参照ください。

ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

⑴ 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑵ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
⑶ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑷ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑸ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑹ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑺ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑻ 先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引（※）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
⑼ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原

則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（※）Ⅱ－20ページ　【参考情報】マザーファンドの投資対象・投資制限　２ 投資制限　４、５、６をご参照ください。

ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド

(1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

1．投資リスク

当ファンドは、主に株式や公社債等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは**元本が保証されているものではありません**。
委託会社の運用指図によって**信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します**。
投資信託は**預貯金や保険と異なります**。

当ファンドへの投資には、主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。

株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2．その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

３．リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

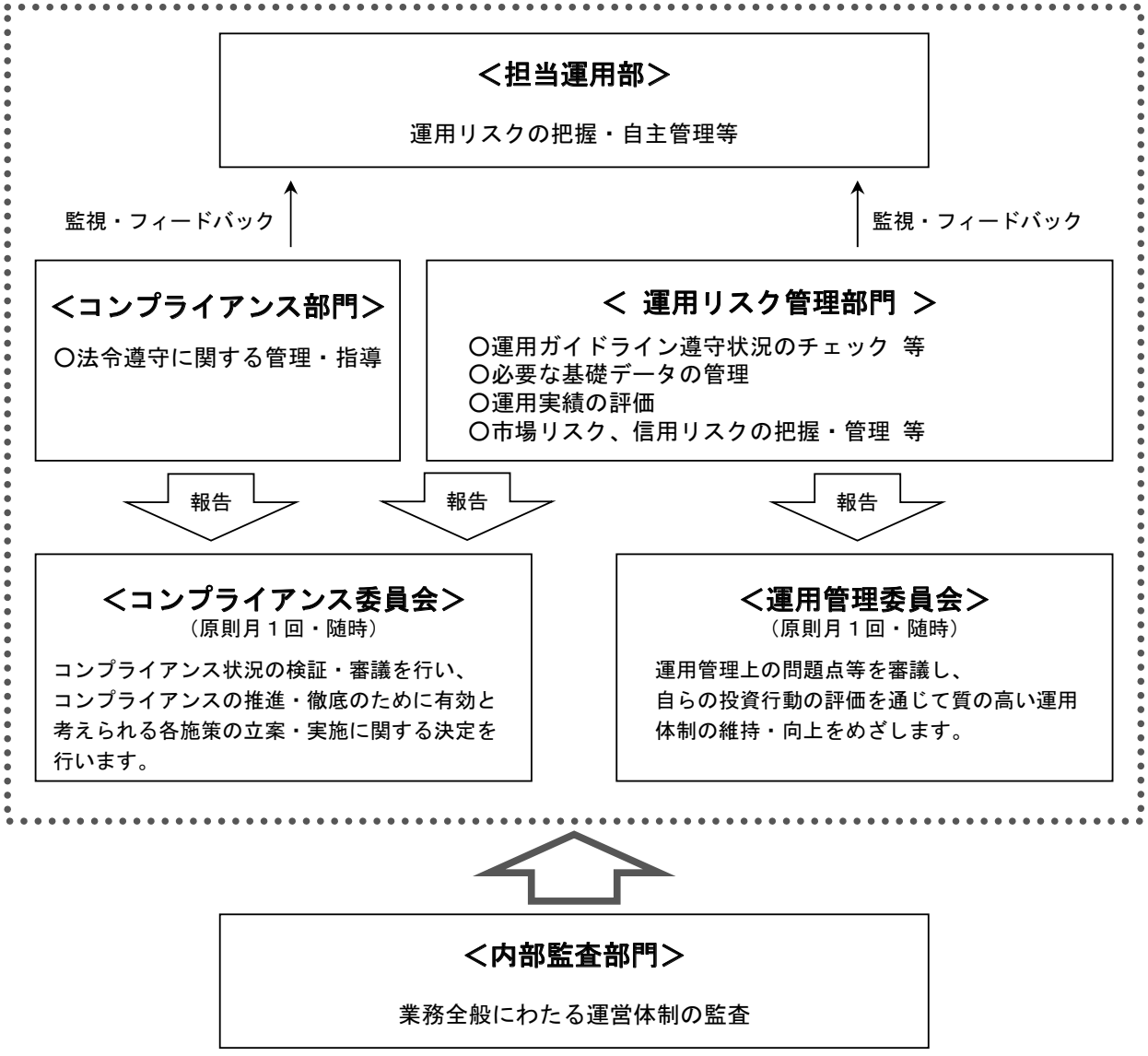

参考情報

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

●当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

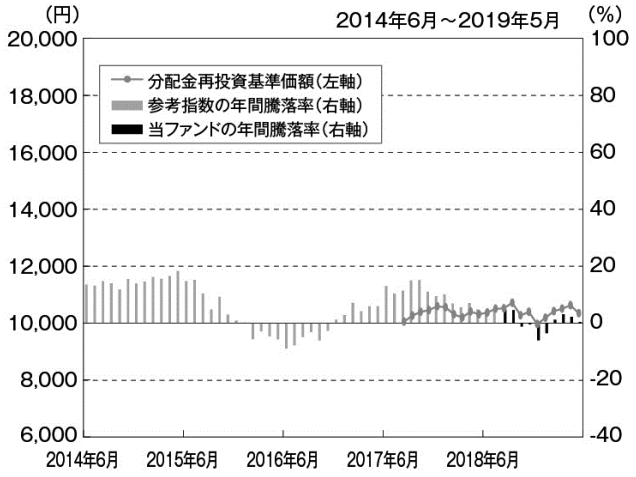

※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※当ファンドは設定5年未満であるため、2018年7月までは参考指数の年間騰落率を表示しています。
※参考指数については、Ⅱ-4ページをご参照ください。

●当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

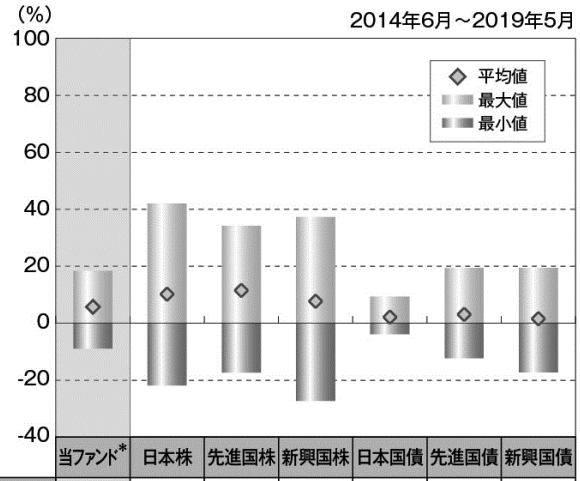

	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値(%)	5.7	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4
最大値(%)	18.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値(%)	-9.0	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-17.4

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
*当ファンドは設定5年未満であるため、2018年7月までは参考指数の年間騰落率を用いています。

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

●当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

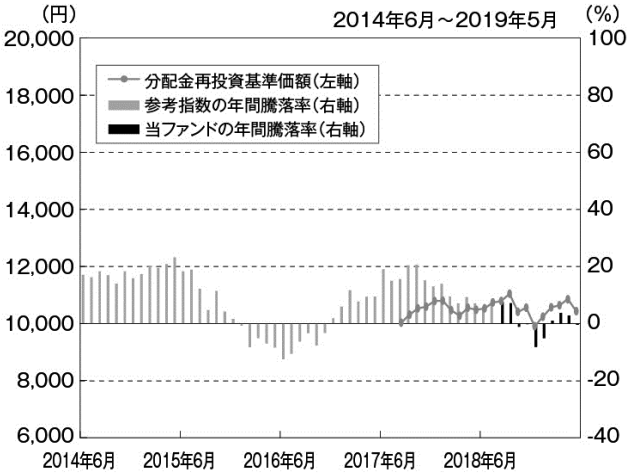

※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※当ファンドは設定5年未満であるため、2018年7月までは参考指数の年間騰落率を表示しています。
※参考指数については、Ⅱ-4ページをご参照ください。

●当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

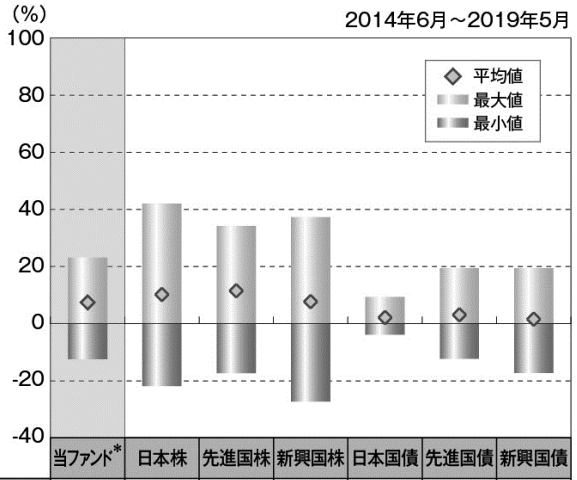

	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値(%)	7.4	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4
最大値(%)	23.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値(%)	-12.5	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-17.4

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
*当ファンドは設定5年未満であるため、2018年7月までは参考指数の年間騰落率を用いています。

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞
東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株　：TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株：MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債：NOMURA-BPI（国債）

NOMURA-BPI（国債）は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

３．その他詳細情報

１ 投資対象

１．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
(1)次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条で定めるものをいいます。以下同じ。）
①有価証券
②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「２ 投資制限」の「４．先物取引等」、「５．スワップ取引」および「６．金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
④約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
(2)次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

２．委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」、「ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド」、「ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド」および「ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
(1)株券または新株引受権証書
(2)国債証券
(3)地方債証券
(4)特別の法律により法人の発行する債券
(5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
(6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
(7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
(8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
(9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
(10)コマーシャル・ペーパー
(11)新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
(12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
(13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
(14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
(15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
(16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
(17)預託証書(金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
(18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
(19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
(20)抵当証券(金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
(21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
(22)受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいい、(1)から(21)に該当するものを除きます。）
(23)外国の者に対する権利で(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの
なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
(1)預金
(2)指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3)コール・ローン
(4)手形割引市場において売買される手形
(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
(6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの

４．上記２．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

２ 投資制限

１．運用の基本方針に基づく制限
(1)株式への実質投資割合には、制限を設けません
(2)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
(3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
(4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
(5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(6)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(7)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(8)信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

２．投資する株式等の範囲

(1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(2)上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

３．信用取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2)上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

４．先物取引等

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(2)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(3)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

５．スワップ取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3)スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

６．金利先渡取引および為替先渡取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

７．有価証券の貸付

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

①株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

②公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(2)上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

８．有価証券の空売

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「９．有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2)上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

９．有価証券の借入

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(2)上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(4)上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

10．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の

理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

11. 外国為替予約取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(2)上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(3)信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

12. 資金の借入

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(4)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【参考情報】マザーファンドの投資対象・投資制限

ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

１ 投資対象

１．マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1)次に掲げる特定資産

①有価証券

②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「２　投資制限」の「４．先物取引等」、「５．スワップ取引」および「６．金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）

③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）

④約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

(2)次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

２．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券および新株引受権証書

(2)国債証券

(3)地方債証券

(4)特別の法律により法人の発行する債券

(5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

(7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

(8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

(9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

(10)コマーシャル・ペーパー

(11)新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

(12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの

(13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

(14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

(15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

(16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

(17)預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

(18)外国法人が発行する譲渡性預金証書

(19)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(20)抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

(21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22)外国の者に対する権利で(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1)預金

(2)指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3)コール・ローン

(4)手形割引市場において売買される手形

(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

(6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの

4．上記2．の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

2 投資制限

1．運用の基本方針に基づく制限

(1)委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、株式への投資の指図は、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。

(2)委託会社は､信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

(5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

(6)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

(7)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

2．投資する株式等の範囲

(1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(2)上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3．信用取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2)上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4．先物取引等

(1)委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(2)委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(3)委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5．スワップ取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

(2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

6．金利先渡取引および為替先渡取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

7．デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

8．有価証券の貸付

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

①株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

②公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(2)上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

9．有価証券の空売

(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「10. 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2)上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にか

かる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

10. 有価証券の借入
(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
(2)上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
(4)上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

11. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

12. 外国為替予約取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
(2)上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
(3)信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

13. 信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド、ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンドおよびＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンドの投資対象・投資制限の詳細につきましては、それぞれⅡ－48、Ⅱ－70、Ⅱ－94 ページをご参照ください。

４．運用状況

１．投資状況（2019年５月31日現在）

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	268,754,074	100.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△37,227	△0.01
合計（純資産総額）		268,716,847	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,411,536,368	100.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△196,654	△0.01
合計（純資産総額）		1,411,339,714	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	8,858,086,950	157.92
地方債証券	日本	308,049,000	5.49
特殊債券	日本	103,373,000	1.84
社債券	日本	475,277,414	8.47
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△4,135,726,303	△73.73
合計（純資産総額）		5,609,060,061	100.00

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド、ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンドおよびＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンドの投資状況につきましては、それぞれⅡ－51、Ⅱ－73、Ⅱ－97 ページをご参照ください。

２．投資資産（2019年５月31日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	62,494,862	1.2832	80,193,407	1.3077	81,724,531	30.41
2	ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	52,745,817	1.5331	80,864,613	1.5408	81,270,754	30.24
3	ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	27,410,085	2.4138	66,163,883	2.4012	65,817,096	24.49
4	ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	32,143,645	1.3193	42,408,044	1.2426	39,941,693	14.86

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	231,632,343	2.4167	559,791,874	2.4012	556,195,582	39.40
2	ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	220,089,173	1.2823	282,220,347	1.3077	287,810,611	20.39
3	ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	185,754,352	1.5327	284,705,696	1.5408	286,210,305	20.27
4	ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	226,396,162	1.3215	299,199,628	1.2426	281,319,870	19.93

b. 投資有価証券の種類

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合　　計	100.01

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合　　計	100.01

② 投資不動産物件

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

該当事項はありません。

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

該当事項はありません。

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第１３５回利付国債（５年）	日本	国債証券	0.100	2023/03/20	510,000,000	101.10	515,626,200	101.14	515,849,700	9.19
2	第１３１回利付国債（５年）	日本	国債証券	0.100	2022/03/20	440,000,000	100.82	443,643,200	100.82	443,643,200	7.90
3	第４００回利付国債（２年）	日本	国債証券	0.100	2021/05/01	430,000,000	100.53	432,300,500	100.53	432,304,800	7.70
4	第３４６回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.100	2027/03/20	310,000,000	101.88	315,854,600	102.21	316,860,300	5.64

5	第１３９回利付国債（５年）	日本	国債証券	0.100	2024/03/20	310,000,000	101.43	314,444,600	101.45	314,501,200	5.60
6	第３３８回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.400	2025/03/20	250,000,000	103.51	258,787,500	103.51	258,792,500	4.61
7	第３５４回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.100	2029/03/20	250,000,000	101.97	254,942,500	101.97	254,945,000	4.54
8	平成２７年度第３回福岡県公募公債	日本	地方債証券	0.529	2025/08/25	200,000,000	103.16	206,326,000	103.26	206,534,000	3.68
9	第１３３回利付国債（５年）	日本	国債証券	0.100	2022/09/20	190,000,000	100.81	191,542,800	100.99	191,892,400	3.42
10	第１６４回利付国債（２０年）	日本	国債証券	0.500	2038/03/20	180,000,000	104.43	187,986,700	104.48	188,076,600	3.35
11	第４２回利付国債（３０年）	日本	国債証券	1.700	2044/03/20	140,000,000	131.09	183,533,000	131.09	183,537,200	3.27
12	第３５０回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.100	2028/03/20	170,000,000	102.18	173,707,700	102.18	173,709,400	3.09
13	第１２９回利付国債（５年）	日本	国債証券	0.100	2021/09/20	170,000,000	100.65	171,106,700	100.65	171,116,900	3.05
14	第１２６回利付国債（５年）	日本	国債証券	0.100	2020/12/20	170,000,000	100.51	170,877,200	100.42	170,724,200	3.04
15	第１５６回利付国債（２０年）	日本	国債証券	0.400	2036/03/20	150,000,000	102.10	153,152,200	103.58	155,379,000	2.77
16	第１５２回利付国債（２０年）	日本	国債証券	1.200	2035/03/20	130,000,000	116.46	151,407,100	116.46	151,409,700	2.69
17	第３４回利付国債（３０年）	日本	国債証券	2.200	2041/03/20	100,000,000	130.24	130,245,000	139.15	139,152,000	2.48
18	第３３回道路債券	日本	社債券	2.910	2034/06/20	100,000,000	134.38	134,386,000	138.58	138,581,000	2.47
19	第３４８回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.100	2027/09/20	130,000,000	100.35	130,457,600	102.22	132,897,700	2.36
20	第１２７回利付国債（２０年）	日本	国債証券	1.900	2031/03/20	100,000,000	121.90	121,900,400	122.69	122,699,000	2.18
21	第３５１回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.100	2028/06/20	120,000,000	100.00	120,000,000	102.15	122,582,400	2.18
22	第６２回利付国債（３０年）	日本	国債証券	0.500	2049/03/20	120,000,000	101.07	121,290,700	101.31	121,575,600	2.16
23	第１６０回利付国債（２０年）	日本	国債証券	0.700	2037/03/20	110,000,000	103.77	114,149,300	108.31	119,143,200	2.12
24	第５２回利付国債（３０年）	日本	国債証券	0.500	2046/09/20	110,000,000	102.20	112,429,900	102.20	112,429,900	2.00
25	第１１７回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.100	2030/03/20	90,000,000	122.32	110,094,300	123.46	111,121,200	1.98
26	第１１回利付国債（４０年）	日本	国債証券	0.800	2058/03/20	100,000,000	110.13	110,130,500	110.82	110,827,000	1.97
27	第１３３回利付国債（２０年）	日本	国債証券	1.800	2031/12/20	90,000,000	119.43	107,491,500	122.43	110,188,800	1.96
28	第１３６回利付国債（２０年）	日本	国債証券	1.600	2032/03/20	90,000,000	120.15	108,143,100	120.16	108,146,700	1.92
29	第３３５回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.500	2024/09/20	100,000,000	103.28	103,288,000	103.74	103,748,000	1.84
30	第６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	日本	特殊債券	1.900	2021/02/26	100,000,000	104.43	104,435,000	103.37	103,373,000	1.84

b. 投資有価証券の種類

ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	157.92
地方債証券	5.49
特殊債券	1.84
社債券	8.47
合　　計	173.73

②マザーファンドの投資不動産物件

ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド、ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンドおよびＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンドの投資資産につきましては、それぞれⅡ－52、Ⅱ－75、Ⅱ－99 ページをご参照ください。

３．運用実績（2019年５月31日現在）

①純資産の推移

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第1計算期間末	(2017年11月10日)	9	9	1.0462	1.0462
第2計算期間末	(2018年11月12日)	126	126	1.0411	1.0411
2018年 5月末日		47	－	1.0308	－
6月末日		58	－	1.0363	－
7月末日		70	－	1.0501	－
8月末日		84	－	1.0515	－
9月末日		99	－	1.0714	－
10月末日		110	－	1.0272	－
11月末日		126	－	1.0389	－
12月末日		143	－	0.9958	－
2019年 1月末日		168	－	1.0177	－
2月末日		194	－	1.0417	－
3月末日		214	－	1.0500	－
4月末日		252	－	1.0621	－
5月末日		268	－	1.0342	－

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第1計算期間末	(2017年11月10日)	75	75	1.0599	1.0599
第2計算期間末	(2018年11月12日)	729	729	1.0612	1.0612
2018年 5月末日		304	－	1.0482	－
6月末日		353	－	1.0529	－
7月末日		419	－	1.0732	－
8月末日		478	－	1.0780	－
9月末日		584	－	1.1040	－
10月末日		633	－	1.0405	－
11月末日		725	－	1.0554	－
12月末日		775	－	0.9896	－
2019年 1月末日		917	－	1.0234	－
2月末日		1,051	－	1.0565	－
3月末日		1,180	－	1.0640	－
4月末日		1,333	－	1.0850	－
5月末日		1,411	－	1.0427	－

②分配の推移

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

該当事項はありません。

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

該当事項はありません。

③収益率の推移

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第1計算期間	2017年 8月 1日～2017年11月10日	4.6
第2計算期間	2017年11月11日～2018年11月12日	△0.5
第3中間計算期間	2018年11月13日～2019年 5月12日	0.2

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第1計算期間	2017年 8月 1日～2017年11月10日	6.0
第2計算期間	2017年11月11日～2018年11月12日	0.1
第3中間計算期間	2018年11月13日～2019年 5月12日	△0.3

【参考情報】

2019年5月31日現在

基準価額、パフォーマンス等の状況

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

●基準価額・純資産総額の推移

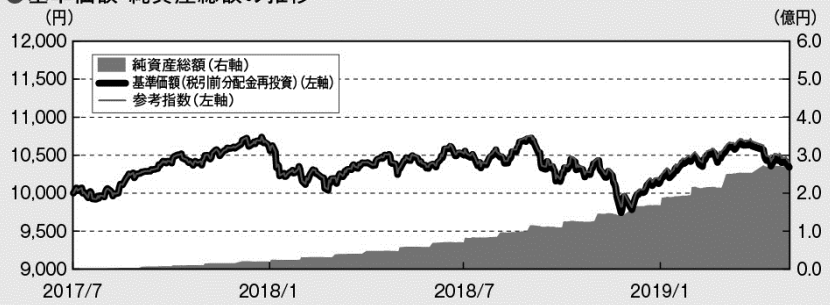

※基準価額は税引前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なることがあります。
※参考指数は設定日前日を10,000円として指数化しています（設定日:2017年8月1日）。
※参考指数については、Ⅱ-4ページをご参照ください。
※基準価額は1万口当たりで、信託報酬（年率0.235%（税抜））控除後のものです。

●基準価額・純資産総額

基準価額	10,342円
純資産総額	269百万円
設定日	2017年8月1日

●分配金情報（1万口当たり、税引前）

基準日現在、分配実績はありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

●騰落率（税引前分配金再投資、%）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来
当ファンド	−2.63	−0.72	−0.45	0.33	−	−	−	3.42
参考指数	−2.61	−0.64	−0.18	0.81	−	−	−	4.03
差	−0.02	−0.08	−0.27	−0.48	−	−	−	−0.61

※騰落率は税引前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の投資家利回りと異なることがあります。

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

●基準価額・純資産総額の推移

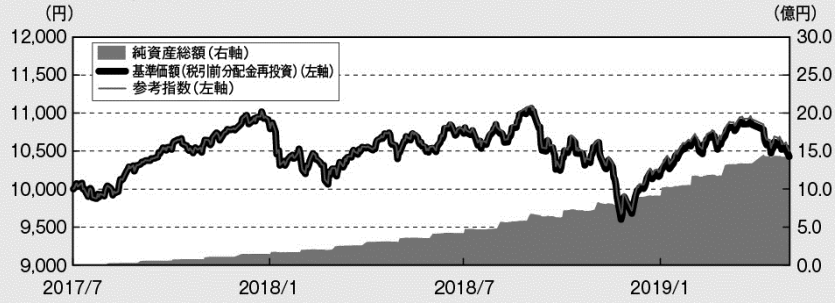

※基準価額は税引前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なることがあります。
※参考指数は設定日前日を10,000円として指数化しています（設定日:2017年8月1日）。
※参考指数については、Ⅱ-4ページをご参照ください。
※基準価額は1万口当たりで、信託報酬（年率0.235%（税抜））控除後のものです。

●基準価額・純資産総額

基準価額	10,427円
純資産総額	1,411百万円
設定日	2017年8月1日

●分配金情報（1万口当たり、税引前）

基準日現在、分配実績はありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

●騰落率（税引前分配金再投資、%）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来
当ファンド	−3.90	−1.31	−1.20	−0.52	−	−	−	4.27
参考指数	−3.86	−1.21	−0.89	0.05	−	−	−	5.00
差	−0.04	−0.09	−0.31	−0.57	−	−	−	−0.73

※騰落率は税引前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の投資家利回りと異なることがあります。

※上記はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※参考指数はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

2019年5月31日現在

主要な資産の状況

東京海上･世界インデックス･バランス40＜適格機関投資家限定＞

●ポートフォリオ構成

資産（マザーファンド）	実質組入比率	基本資産配分比率	差
日本株式	14.9%	15.0%	−0.1%
日本債券	30.4%	30.0%	0.4%
外国株式	24.5%	25.0%	−0.5%
外国債券	30.2%	30.0%	0.2%
現金等	−0.0%	0.0%	−0.0%
合計	100.0%	100.0%	0.0%

※計理処理の仕組み上、直近の追加設定分が反映されないこと等により、当ファンドの実質組入比率と基本資産配分比率が、一時的に大幅に乖離したり「現金等」の比率がマイナスになる場合があります。

東京海上･世界インデックス･バランス60＜適格機関投資家限定＞

●ポートフォリオ構成

資産（マザーファンド）	実質組入比率	基本資産配分比率	差
日本株式	19.9%	20.0%	−0.1%
日本債券	20.4%	20.0%	0.4%
外国株式	39.4%	40.0%	−0.6%
外国債券	20.3%	20.0%	0.3%
現金等	−0.0%	0.0%	−0.0%
合計	100.0%	100.0%	0.0%

※計理処理の仕組み上、直近の追加設定分が反映されないこと等により、当ファンドの実質組入比率と基本資産配分比率が、一時的に大幅に乖離したり「現金等」の比率がマイナスになる場合があります。

年間収益率の推移

東京海上･世界インデックス･バランス40＜適格機関投資家限定＞

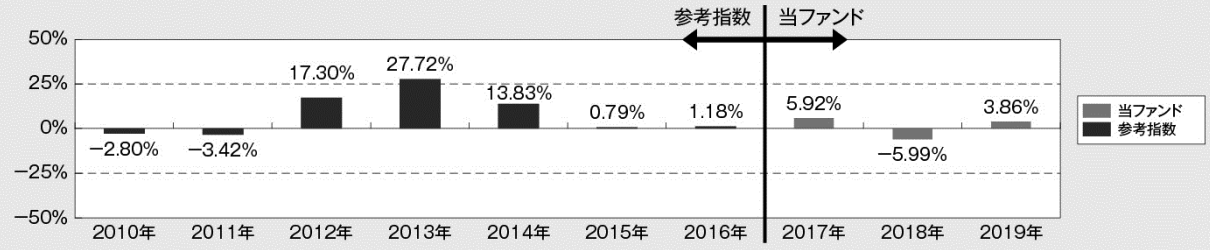

東京海上･世界インデックス･バランス60＜適格機関投資家限定＞

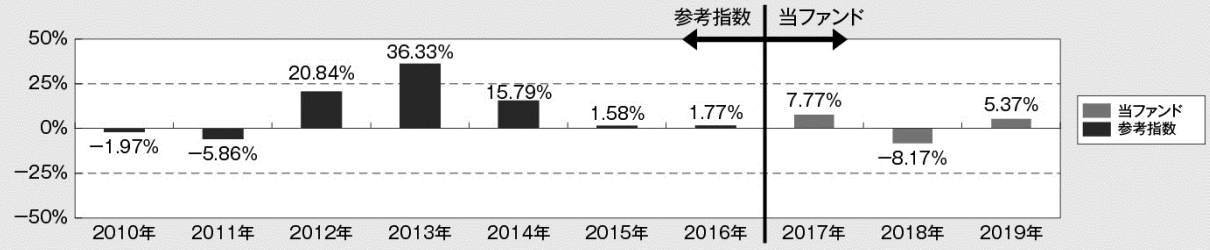

※当ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。
※設定前年までは参考指数の騰落率を表示しています。
※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

※上記はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※参考指数はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

2019年5月31日現在

各マザーファンドの運用状況

◆TMA日本株TOPIXマザーファンド

●基準価額の推移

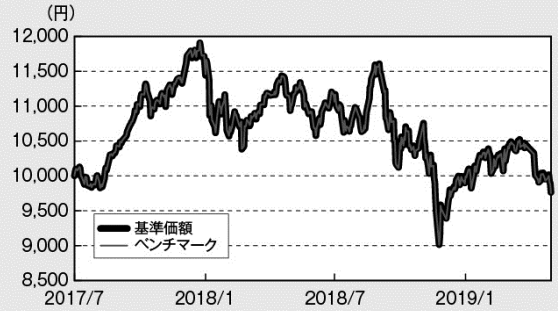

●騰落率(%)

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年	10年	設定来
ファンド	−6.5	−4.8	−8.0	−11.3	−	−	−	−2.4
ベンチマーク	−6.5	−4.9	−8.1	−11.4	−	−	−	−2.5
差	0.0	0.1	0.0	0.1	−	−	−	0.1

純資産総額	36,537百万円

※ベンチマークは、TOPIX(配当込み)です。

※基準価額およびベンチマークは、ベビーファンドの設定日前日(設定日:2017年8月1日)を10,000円として指数化しています。

●組入上位10銘柄　組入銘柄数:1,085銘柄

No	銘柄名	業種名	比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.1
2	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.9
3	ソニー	電気機器	1.6
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.5
5	日本電信電話	情報・通信業	1.4
6	武田薬品工業	医薬品	1.4
7	キーエンス	電気機器	1.3
8	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.2
9	KDDI	情報・通信業	1.1
10	リクルートホールディングス	サービス業	1.0
合計			15.5

●組入上位10業種

No	業種名	比率(%)
1	電気機器	12.5
2	情報・通信業	8.7
3	輸送用機器	7.4
4	化学	7.0
5	銀行業	5.8
6	医薬品	5.3
7	サービス業	5.1
8	卸売業	4.8
9	機械	4.7
10	陸運業	4.7
合計		66.0

※比率は、純資産総額に占める割合です。

◆TMA外国株式インデックスマザーファンド

●基準価額の推移



●騰落率(%)

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年	10年	設定来
ファンド	−6.3	−1.4	−0.3	2.0	−	−	−	9.9
ベンチマーク	−6.3	−1.4	−0.1	2.5	−	−	−	10.4
差	−0.0	−0.0	−0.1	−0.4	−	−	−	−0.4

純資産総額	10,238百万円

※ベンチマークは、MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)です。
※基準価額は対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を用いて計算しているため、MSCIコクサイ指数は、基準日前日のMSCIコクサイ指数(米ドルベース)を基準日のTTMで委託会社が円換算したものを使用しています。

※基準価額およびベンチマークは、ベビーファンドの設定日前日(設定日:2017年8月1日)を10,000円として指数化しています。

●組入上位10銘柄　組入銘柄数:1,007銘柄

No	銘柄名	国・地域名	業種名	比率(%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.6
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.4
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	2.1
4	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	1.2
5	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.0
6	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	1.0
7	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.0
8	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.0
9	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	0.8
10	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.8
合計				13.9

●国・地域別配分

No	国・地域名	比率(%)
1	アメリカ	68.3
2	イギリス	6.2
3	フランス	4.0
4	カナダ	3.7
5	スイス	3.3
その他		14.1

●通貨別配分

No	通貨名	比率(%)
1	米ドル	68.3
2	ユーロ	11.5
3	英ポンド	6.2
4	カナダ・ドル	3.7
5	スイス・フラン	3.3
その他		6.6

●組入上位5業種

No	業種名	比率(%)
1	ソフトウェア・サービス	9.7
2	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.0
3	銀行	7.9
4	資本財	6.9
5	メディア・娯楽	6.1
合計		38.6

※比率は、純資産総額に占める割合です。

※上記はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

2019年5月31日現在

各マザーファンドの運用状況

◆TMA日本債券インデックスマザーファンド

●基準価額の推移

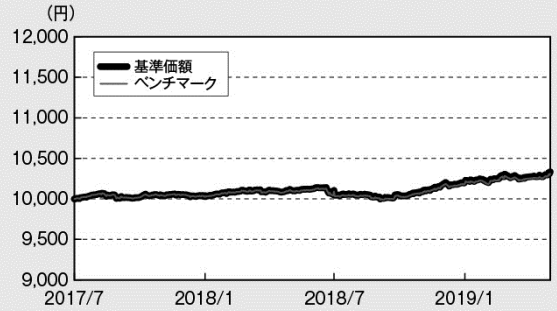

※基準価額およびベンチマークは、ベビーファンドの設定日前日（設定日:2017年8月1日）を10,000円として指数化しています。

●騰落率（%）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来
ファンド	0.6	1.0	2.5	2.2	−	−	−	3.3
ベンチマーク	0.6	1.0	2.4	2.0	−	−	−	3.1
差	0.0	0.0	0.1	0.1	−	−	−	0.2

純資産総額	5,609百万円

※ベンチマークは、NOMURA-BPI（総合）です。

●組入上位10銘柄　　組入銘柄数:109銘柄

No	銘柄名	利率（%）	償還日	比率（%）
1	第135回利付国債（5年）	0.100	2023/03/20	9.2
2	第131回利付国債（5年）	0.100	2022/03/20	7.9
3	第400回利付国債（2年）	0.100	2021/05/01	7.7
4	第346回利付国債（10年）	0.100	2027/03/20	5.6
5	第139回利付国債（5年）	0.100	2024/03/20	5.6
6	第338回利付国債（10年）	0.400	2025/03/20	4.6
7	第354回利付国債（10年）	0.100	2029/03/20	4.5
8	平成27年度第3回福岡県公募公債	0.529	2025/08/25	3.7
9	第133回利付国債（5年）	0.100	2022/09/20	3.4
10	第164回利付国債（20年）	0.500	2038/03/20	3.4
合計				55.7

※比率は、純資産総額に占める割合です。

●債券種別比率

種別	比率（%）
国債	157.9
地方債	5.5
政府保証債	1.8
金融債	−
事業債	4.3
円建外債	−
MBS・ABS	4.2

●ポートフォリオの状況

平均最終利回り（複利、%）	−0.01
平均クーポン（%）	0.87
平均残存年数（年）	10.33
平均修正デュレーション	9.51

※ポートフォリオの状況は、途中償還等を考慮して計算しています。

◆TMA外国債券インデックスマザーファンド

●基準価額の推移

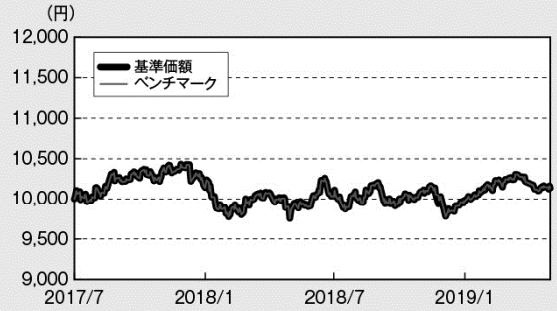

※基準価額およびベンチマークは、ベビーファンドの設定日前日（設定日:2017年8月1日）を10,000円として指数化しています。

●騰落率（%）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来
ファンド	−0.8	0.2	0.5	3.3	−	−	−	1.4
ベンチマーク	−0.8	0.3	0.4	3.3	−	−	−	1.4
差	0.0	−0.0	0.0	−0.0	−	−	−	0.0

純資産総額	4,230百万円

※ベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）です。
※基準価額は対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を用いて計算しているため、FTSE世界国債インデックスは、FTSE世界国債インデックス（国内投信用）（前日の現地通貨ベースの債券価格を、原則として当日のTTMで円換算したもの）を使用しています。

●組入上位10銘柄　　組入銘柄数:255銘柄

No	銘柄名	利率（%）	償還日	通貨名	比率（%）
1	米国債	2.250	2024/11/15	米ドル	2.1
2	米国債	2.000	2025/08/15	米ドル	2.1
3	米国債	2.750	2023/11/15	米ドル	1.6
4	米国債	1.875	2021/11/30	米ドル	1.5
5	米国債	2.750	2028/02/15	米ドル	1.3
6	米国債	2.500	2024/05/15	米ドル	1.3
7	米国債	2.625	2020/11/15	米ドル	1.3
8	米国債	2.000	2022/02/15	米ドル	1.3
9	米国債	1.750	2020/12/31	米ドル	1.3
10	米国債	1.750	2022/02/28	米ドル	1.3
合計					15.1

※比率は、純資産総額に占める割合です。

●国・地域別配分

No	国・地域名	比率（%）
1	アメリカ	46.6
2	フランス	9.6
3	イタリア	8.4
4	ドイツ	6.5
5	イギリス	6.0
その他		20.1

●通貨別配分

No	通貨名	比率（%）
1	米ドル	46.6
2	ユーロ	37.1
3	英ポンド	6.0
4	オーストラリア・ドル	2.0
5	カナダ・ドル	1.7
その他		3.9

●ポートフォリオの状況

平均最終利回り（複利、%）	1.53
平均クーポン（%）	2.84
平均残存期間（年）	9.28
平均修正デュレーション	7.35

※上記はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

Ⅱ　財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「１．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
財務諸表については、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

	第1期 [2017年11月10日現在]	第2期 [2018年11月12日現在]
区　　分	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	9,975,080	126,476,186
未収入金	2,788	116,417
流動資産合計	9,977,868	126,592,603
資産合計	9,977,868	126,592,603
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	248	9,071
未払委託者報酬	2,510	97,489
その他未払費用	67	4,448
流動負債合計	2,825	111,008
負債合計	2,825	111,008
純資産の部		
元本等		
元本	9,534,330	121,486,497
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	440,713	4,995,098
（分配準備積立金）	217,774	1,303,392
元本等合計	9,975,043	126,481,595
純資産合計	9,975,043	126,481,595
負債純資産合計	9,977,868	126,592,603

(2) 損益及び剰余金計算書

	第1期 自 2017年 8月 1日 至 2017年11月10日	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
区　　分	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	220,599	△166,160
営業収益合計	220,599	△166,160
営業費用		
受託者報酬	248	11,775
委託者報酬	2,510	126,551
その他費用	67	5,721
営業費用合計	2,825	144,047
営業利益又は営業損失（△）	217,774	△310,207
経常利益又は経常損失（△）	217,774	△310,207
当期純利益又は当期純損失（△）	217,774	△310,207
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	9,319
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	440,713
剰余金増加額又は欠損金減少額	222,939	4,908,766
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	222,939	4,908,766
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	34,855
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	34,855
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	440,713	4,995,098

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年11月10日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2018年11月12日としております。このため、当計算期間は、367日となっております。

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

	第1期 [2017年11月10日現在]	第2期 [2018年11月12日現在]
区　　分	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	75,917,872	729,053,055
未収入金	23,286	684,609
流動資産合計	75,941,158	729,737,664
資産合計	75,941,158	729,737,664
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,910	53,316
未払委託者報酬	20,422	572,991
その他未払費用	911	26,567
流動負債合計	23,243	652,874
負債合計	23,243	652,874
純資産の部		
元本等		
元本	71,629,031	687,010,276
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,288,884	42,074,514
（分配準備積立金）	2,437,426	9,162,805
元本等合計	75,917,915	729,084,790
純資産合計	75,917,915	729,084,790
負債純資産合計	75,941,158	729,737,664

(2) 損益及び剰余金計算書

	第1期 自 2017年 8月 1日 至 2017年11月10日	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
区　　分	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	2,460,669	△248,128
営業収益合計	2,460,669	△248,128
営業費用		
受託者報酬	1,910	71,490
委託者報酬	20,422	768,247
その他費用	911	35,560
営業費用合計	23,243	875,297
営業利益又は営業損失（△）	2,437,426	△1,123,425
経常利益又は経常損失（△）	2,437,426	△1,123,425
当期純利益又は当期純損失（△）	2,437,426	△1,123,425
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	33,930
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	4,288,884
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,851,458	39,008,755
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,851,458	39,008,755
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	65,770
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	65,770
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,288,884	42,074,514

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年11月10日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2018年11月12日としております。このため、当計算期間は、367日となっております。

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
　１．財務諸表
　　（１）貸借対照表
　　（２）損益及び剰余金計算書
　　（３）注記表
　　（４）附属明細表
　２．投資信託（ファンド）の現況
　　純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

特別勘定の名称	国内株式型
特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託を通じ、主としてTOPIX（東証株価指数）採用銘柄に投資を行い、TOPIXの動きに連動する投資成果を目指します。
主な投資対象となる投資信託	TMA日本株式インデックスVA<適格機関投資家限定>
運用会社	東京海上アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

ＴＭＡ日本株式インデックスＶＡ＜適格機関投資家限定＞
（以下「当ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

●ファンドの目的

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券に投資します。

※「ＴＭＡ」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

●商品分類・属性区分

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産（投資信託証券（株式（一般））	年１回	日本	ファミリーファンド	ＴＯＰＩＸ

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

※本分類は、一般社団法人投資信託協会の定める公募投信の商品分類を準用する方法で分類したものです。公募投信の商品分類については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

3 特　色

●主に東京証券取引所第一部に上場されている銘柄に投資します。

主に東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

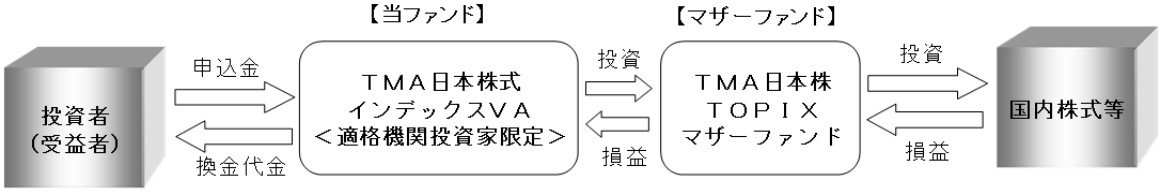

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

●ＴＯＰＩＸに連動する投資成果の達成を目標とします。

ＴＯＰＩＸをベンチマークとします。

＜マザーファンドが対象とするインデックスについて＞

ＴＯＰＩＸ

・ＴＯＰＩＸの指数値及びＴＯＰＩＸの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用等ＴＯＰＩＸに関するすべての権利・ノウハウ及びＴＯＰＩＸの商標に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。
・（株）東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの指数値の算出若しくは公表の停止又はＴＯＰＩＸの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
・（株）東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの指数値及びＴＯＰＩＸの商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のＴＯＰＩＸの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
・（株）東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、（株）東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
・当ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
・（株）東京証券取引所は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
・（株）東京証券取引所は、委託会社又は当ファンドの購入者のニーズを、ＴＯＰＩＸの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものでありません。
・以上の項目に限らず、（株）東京証券取引所は当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

４ 仕組み

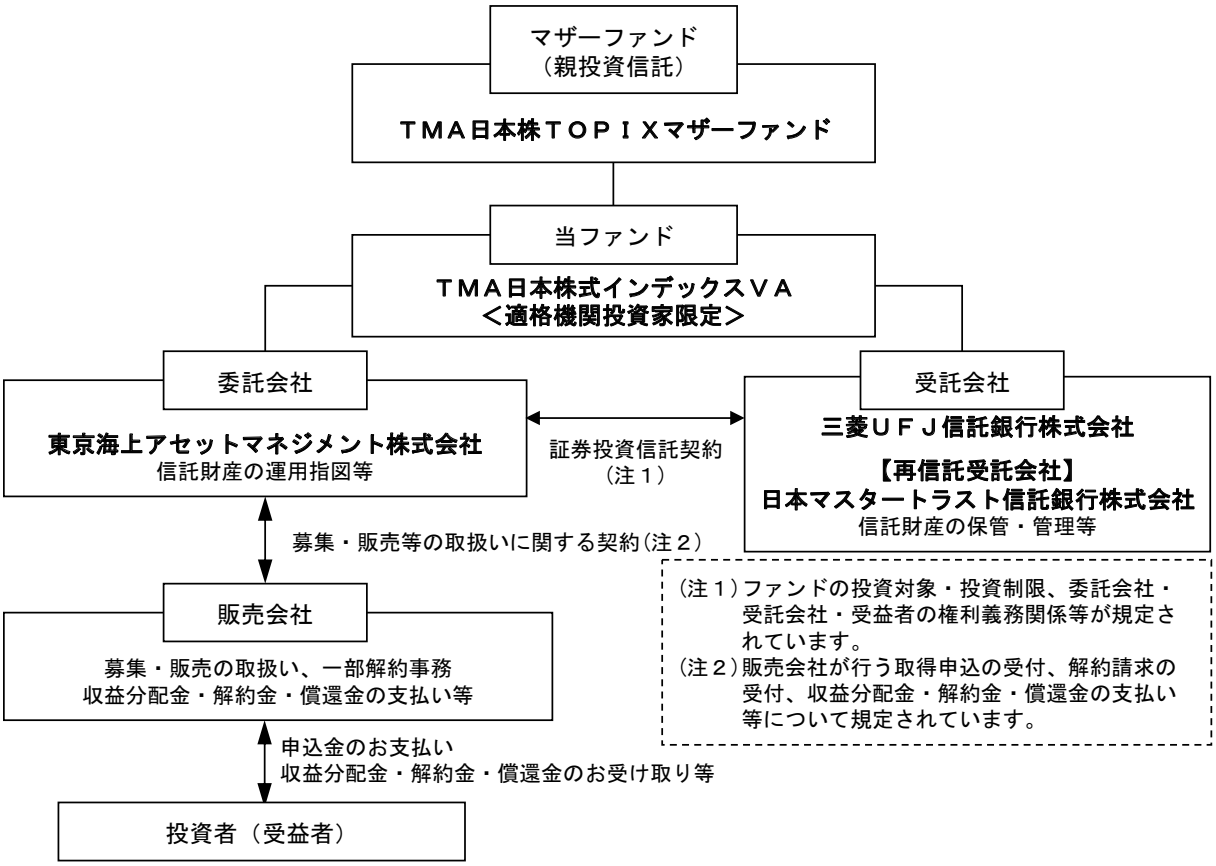

２．投資方針および投資リスク

１ 投資方針と主な投資対象

●基本方針

ＴＯＰＩＸに連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」受益証券に投資します。

●運用方法

(1) 投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか内外の株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①主として東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

③株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては ３．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

＜基本方針＞

ＴＯＰＩＸに連動する投資成果の達成を目標とします。

＜運用方法＞

(1) 投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を中心に、ＴＯＰＩＸとの連動性を考慮し組入を行います。組入銘柄の選択に際しては、流動性その他を考慮し、東京証券取引所第一部上場銘柄であっても組入れない、あるいは東京証券取引所第一部上場以外の銘柄を組入れることもあります。

②流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。

③基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。

④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。

※大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

※運用にあたっては、東京証券取引所第一部の上場銘柄から時価総額・業種別構成比率等を勘案し、層化抽出法を用いてＴＯＰＩＸに連動するようポートフォリオを構築します。

２ 運用体制

委託会社における当ファンドの運用は、投資方針に基づき日本法人の株式に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。

（運用体制図）

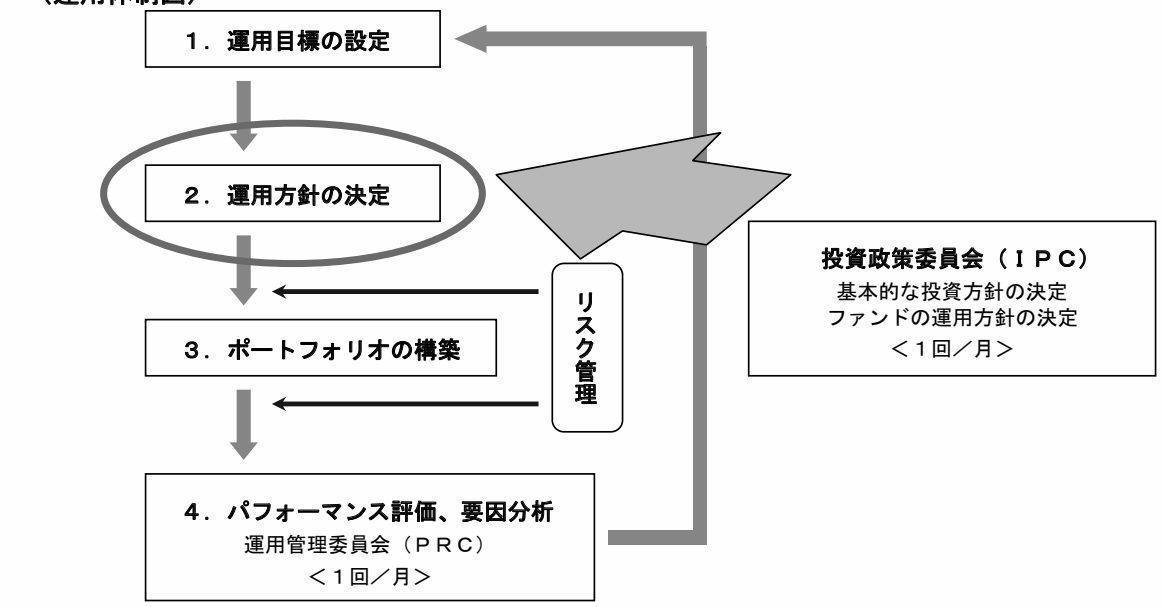

当ファンドはクオンツ企画運用部（10名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理部（６名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「４ 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2019年６月１日現在）

３ 主な投資制限

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
(2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
(4) マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては ３．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
(2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(7) 先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引（※）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
(8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（※）Ⅱ－49ページ　【参考情報】マザーファンドの投資対象・投資制限　２ 投資制限　４、５、６をご参照ください。

４ 投資リスクについて

１．投資リスク

当ファンドは、主に株式等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは**元本が保証されているものではありません**。
委託会社の運用指図によって**信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します**。
投資信託は**預貯金や保険と異なります**。

当ファンドへの投資には、主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。

株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
ＴＯＰＩＸとの乖離リスク	当ファンドの投資成果はＴＯＰＩＸの動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。 ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること ・東京証券取引所第一部上場銘柄を必ずしも全銘柄保有しないこと、あるいは、保有ウェイトがＴＯＰＩＸにおけるウェイトと異なること ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

２．その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

３．リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

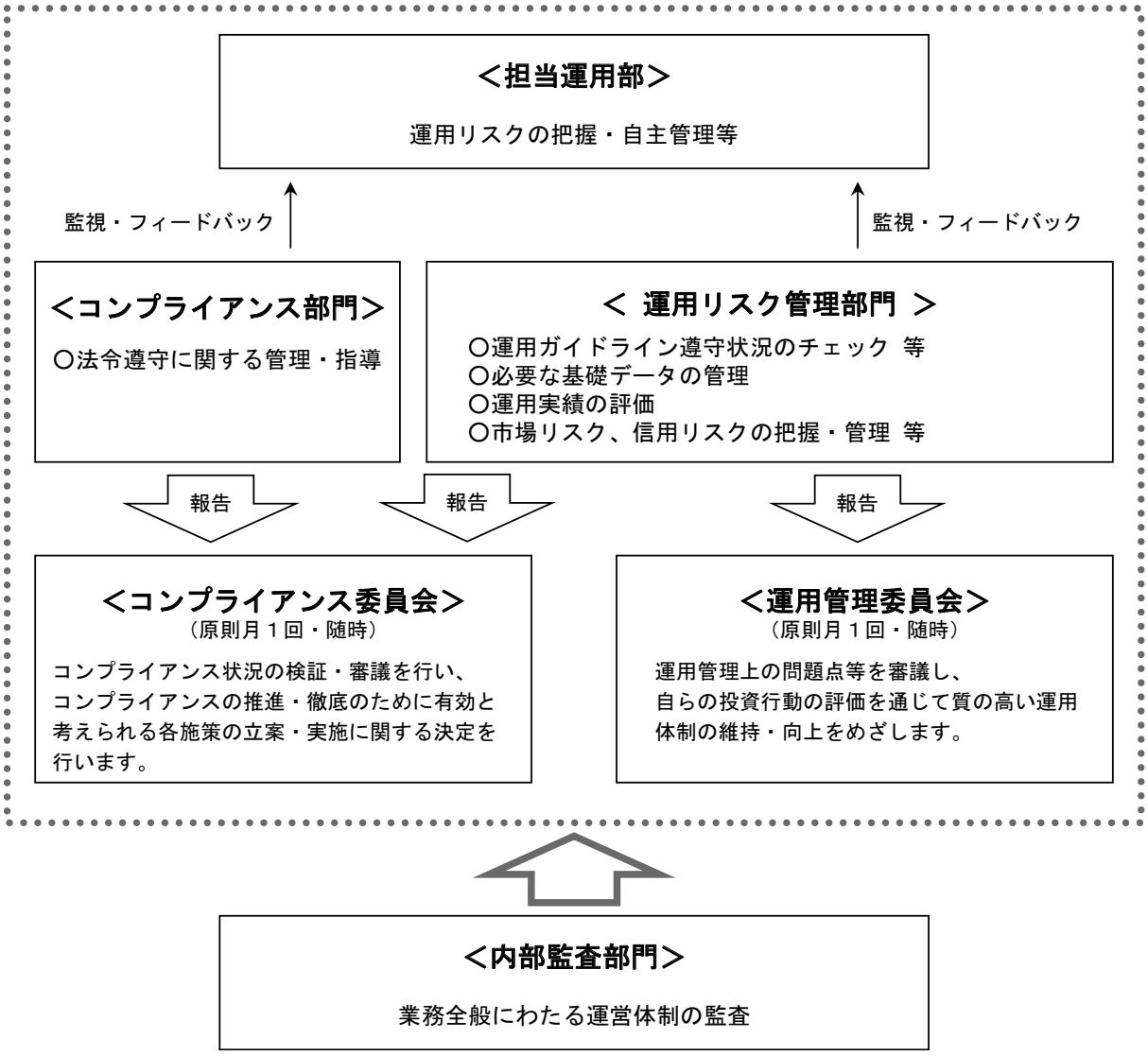

参考情報

●当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

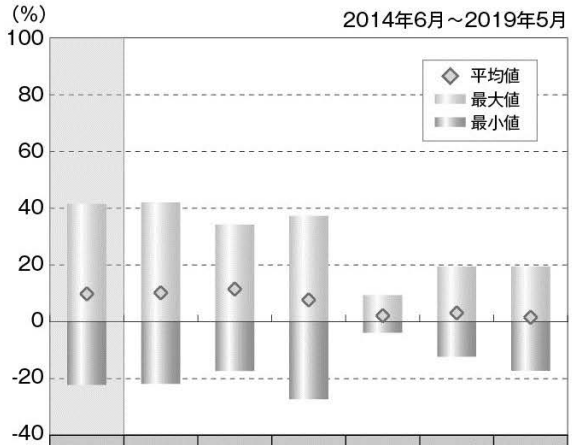

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値(%)	9.7	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4
最大値(%)	41.5	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値(%)	-22.3	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-17.4

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株　：TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株：MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債：NOMURA-BPI（国債）

NOMURA-BPI（国債）は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

３．その他詳細情報

１ 投資対象

１．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
(1)次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条で定めるものをいいます。以下同じ。）
①有価証券
②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「２ 投資制限」の「４．先物取引等」、「５．スワップ取引」および「６．金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
④約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
(2)次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
２．委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
(1)株券または新株引受権証書
(2)国債証券
(3)地方債証券
(4)特別の法律により法人の発行する債券
(5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
(6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
(7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。)
(8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
(9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
(10)コマーシャル・ペーパー
(11)新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券
(12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
(13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。)
(14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
(15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。)
(16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
(17)預託証書(金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。)
(18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
(19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
(20)抵当証券(金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。)
(21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
(22)外国の者に対する権利で(21)の有価証券の性質を有するもの
なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
(1)預金
(2)指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3)コール・ローン
(4)手形割引市場において売買される手形
(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
(6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
４．上記２．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

２ 投資制限

１．運用の基本方針に基づく制限
(1)株式への投資割合には、制限を設けません。
(2)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
(3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
(4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
(5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(6)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(7)信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

２．投資する株式等の範囲
(1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
(2)上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
３．信用取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
(2)上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
４．先物取引等
(1)委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
(2)委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
(3)委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
５．スワップ取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
(2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
６．金利先渡取引および為替先渡取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
７．有価証券の貸付
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
①株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
②公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
(2)上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
(3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
８．有価証券の空売
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「９．有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
(2)上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
９．有価証券の借入
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
(2)上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
(4)上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
10．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
11．外国為替予約取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
(2)上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するために

する当該予約取引の指図については、この限りではありません。
(3)信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
12. 資金の借入
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
(3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
(4)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【参考情報】マザーファンドの投資対象・投資制限

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

１ 投資対象

１．マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
(1)次に掲げる特定資産
①有価証券
②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「２　投資制限」の「４．先物取引等」、「５．スワップ取引」および「６．金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
④約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
(2)次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
２．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
(1)株券または新株引受権証書
(2)国債証券
(3)地方債証券
(4)特別の法律により法人の発行する債券
(5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
(6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
(7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
(8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
(9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
(10)コマーシャル・ペーパー
(11)新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
(12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
(13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
(14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
(15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
(16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
(17)預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
(18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
(19)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
(20)抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
(21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
(22)外国の者に対する権利で(21)の有価証券の性質を有するもの
なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
(1)預金
(2)指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3)コール・ローン
(4)手形割引市場において売買される手形
(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
(6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
４．上記２．の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

２ 投資制限

１．運用の基本方針に基づく制限
(1)株式への投資割合には、制限を設けません。
(2)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
(3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
(4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
(5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(6)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財

産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

２．投資する株式等の範囲

(1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

３．信用取引

(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2) 上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

４．先物取引等

(1) 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(2) 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(3) 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

５．スワップ取引

(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

(2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

６．金利先渡取引および為替先渡取引

(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

７．デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

８．有価証券の貸付

(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

①株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

②公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

９．公社債の空売

(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産において借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2) 上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

10．公社債の借入

(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(2) 上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。

(3) 信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(4) 上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

11．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

12．外国為替予約取引

(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(2) 上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(3) 信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

13．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデ

リバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．運用状況

１．投資状況（2019年５月31日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	302,077,695	100.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△54,191	△0.01
合計（純資産総額）		302,023,504	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

【参考情報】マザーファンドの投資状況
ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	34,942,895,690	95.63
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,594,581,677	4.36
合計（純資産総額）		36,537,477,367	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	2,484,900,000	6.80

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

２．投資資産（2019年５月31日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

a.主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	243,101,316	1.3362	324,845,990	1.2426	302,077,695	100.01

b.投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合　　計	100.01

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	179,300	6,718.13	1,204,561,268	6,384.00	1,144,651,200	3.13
2	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	66,000	10,957.33	723,184,314	10,250.00	676,500,000	1.85
3	ソニー	日本	電気機器	株式	107,900	4,965.19	535,744,709	5,257.00	567,230,300	1.55
4	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	1,092,300	571.58	624,345,943	501.10	547,351,530	1.49
5	日本電信電話	日本	情報・通信業	株式	108,100	4,783.75	517,124,210	4,866.00	526,014,600	1.43
6	武田薬品工業	日本	医薬品	株式	140,600	4,730.16	665,061,671	3,669.00	515,861,400	1.41
7	キーエンス	日本	電気機器	株式	7,900	67,970.37	536,965,980	61,510.00	485,929,000	1.32
8	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	111,800	4,037.48	451,390,420	3,783.00	422,939,400	1.15
9	ＫＤＤＩ	日本	情報・通信業	株式	139,300	2,491.58	347,077,760	2,788.50	388,438,050	1.06
10	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	110,300	3,180.86	350,849,930	3,468.00	382,520,400	1.04
11	本田技研工業	日本	輸送用機器	株式	135,800	3,081.80	418,508,966	2,651.00	360,005,800	0.98
12	任天堂	日本	その他製品	株式	9,200	30,760.71	282,998,562	38,700.00	356,040,000	0.97
13	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	2,160,200	175.00	378,037,500	153.70	332,022,740	0.90
14	花王	日本	化学	株式	39,100	8,848.24	345,966,472	8,480.00	331,568,000	0.90
15	東海旅客鉄道	日本	陸運業	株式	14,400	25,276.10	363,975,908	22,645.00	326,088,000	0.89
16	三菱商事	日本	卸売業	株式	111,400	3,212.44	357,866,256	2,833.00	315,596,200	0.86
17	東京海上ホールディングス	日本	保険業	株式	56,900	5,488.11	312,273,588	5,401.00	307,316,900	0.84
18	東日本旅客鉄道	日本	陸運業	株式	28,600	10,705.26	306,170,624	10,310.00	294,866,000	0.80
19	ダイキン工業	日本	機械	株式	22,000	12,643.42	278,155,432	13,230.00	291,060,000	0.79
20	ファナック	日本	電気機器	株式	15,300	19,258.63	294,657,060	18,475.00	282,667,500	0.77
21	日立製作所	日本	電気機器	株式	72,300	3,614.36	261,318,656	3,686.00	266,497,800	0.72
22	キヤノン	日本	電気機器	株式	86,800	3,210.30	278,654,808	3,065.00	266,042,000	0.72
23	日本電産	日本	電気機器	株式	19,400	13,436.10	260,660,528	13,590.00	263,646,000	0.72
24	信越化学工業	日本	化学	株式	27,800	9,234.06	256,706,904	9,047.00	251,506,600	0.68
25	資生堂	日本	化学	株式	32,000	7,947.81	254,330,014	7,833.00	250,656,000	0.68
26	ＮＴＴドコモ	日本	情報・通信業	株式	100,200	2,480.92	248,588,364	2,495.50	250,049,100	0.68
27	ＨＯＹＡ	日本	精密機器	株式	32,400	7,334.97	237,653,028	7,558.00	244,879,200	0.67
28	セブン&アイ・ホールディングス	日本	小売業	株式	66,300	4,424.17	293,322,743	3,666.00	243,055,800	0.66
29	第一三共	日本	医薬品	株式	46,000	4,524.12	208,109,680	5,255.00	241,730,000	0.66
30	オリエンタルランド	日本	サービス業	株式	18,200	12,363.38	225,013,640	13,250.00	241,150,000	0.66

b. 投資有価証券の種類

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.24
		建設業	2.70
		食料品	4.05
		繊維製品	0.63
		パルプ・紙	0.27
		化学	6.99
		医薬品	5.32
		石油・石炭製品	0.58
		ゴム製品	0.73
		ガラス・土石製品	0.75
		鉄鋼	0.87
		非鉄金属	0.70
		金属製品	0.53
		機械	4.72
		電気機器	12.53
		輸送用機器	7.38
		精密機器	2.00
		その他製品	2.10
		電気・ガス業	1.65
		陸運業	4.67
		海運業	0.14
		空運業	0.53
		倉庫・運輸関連業	0.22
		情報・通信業	8.73
		卸売業	4.82
		小売業	4.39
		銀行業	5.75
		証券、商品先物取引業	0.74
		保険業	2.20
		その他金融業	1.06
		不動産業	2.30
		サービス業	5.07
合　　計			95.63

②マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

③マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/売建	数量（枚）	帳簿価額	評価額（円）	投資比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	165	2,582,328,200.00	2,484,900,000	6.80

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

３．運用実績（2019年５月31日現在）

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第4計算期間末	(2009年11月10日)	81,274	81,274	0.7421	0.7421
第5計算期間末	(2010年11月10日)	81,281	81,281	0.7381	0.7381
第6計算期間末	(2011年11月10日)	70,692	70,692	0.6442	0.6442
第7計算期間末	(2012年11月12日)	72,100	72,100	0.6501	0.6501
第8計算期間末	(2013年11月11日)	92,004	92,004	1.0837	1.0837
第9計算期間末	(2014年11月10日)	96,289	96,289	1.2641	1.2641
第10計算期間末	(2015年11月10日)	65,460	65,460	1.5026	1.5026
第11計算期間末	(2016年11月10日)	33,120	33,120	1.3241	1.3241
第12計算期間末	(2017年11月10日)	1,143	1,143	1.7630	1.7630
第13計算期間末	(2018年11月12日)	297	297	1.6688	1.6688
2018年 5月末日		317	－	1.7277	－
6月末日		295	－	1.7138	－
7月末日		285	－	1.7357	－
8月末日		286	－	1.7177	－
9月末日		295	－	1.8131	－
10月末日		289	－	1.6427	－
11月末日		295	－	1.6641	－
12月末日		282	－	1.4942	－
2019年 1月末日		306	－	1.5667	－
2月末日		318	－	1.6068	－
3月末日		324	－	1.6080	－
4月末日		338	－	1.6341	－
5月末日		302	－	1.5277	－

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第4計算期間	2008年11月11日～2009年11月10日	△3.2
第5計算期間	2009年11月11日～2010年11月10日	△0.5
第6計算期間	2010年11月11日～2011年11月10日	△12.7
第7計算期間	2011年11月11日～2012年11月12日	0.9
第8計算期間	2012年11月13日～2013年11月11日	66.7
第9計算期間	2013年11月12日～2014年11月10日	16.6
第10計算期間	2014年11月11日～2015年11月10日	18.9
第11計算期間	2015年11月11日～2016年11月10日	△11.9
第12計算期間	2016年11月11日～2017年11月10日	33.1
第13計算期間	2017年11月11日～2018年11月12日	△5.3
第14中間計算期間	2018年11月13日～2019年 5月12日	△6.2

【参考情報】

2019 年 5 月 31 日現在

基準価額、パフォーマンス等の状況

●基準価額・純資産総額の推移

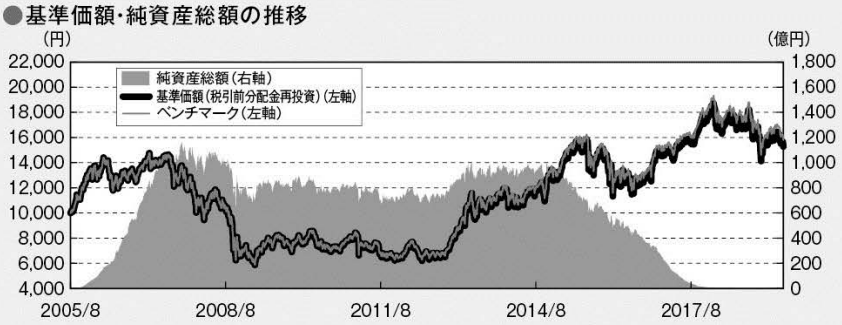

※基準価額は税引前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なることがあります。
※ベンチマークはTOPIX(配当込み)で、設定日前日を10,000円として指数化しています(設定日:2005年8月18日)。
※基準価額は1万口当たりで、信託報酬(年率0.3%(税抜))控除後のものです。

●基準価額・純資産総額

基準価額	15,277円
純資産総額	302百万円
設定日	2005年8月18日

●分配金情報(1万口当たり、税引前)

基準日現在、分配実績はありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

●騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来
当ファンド	−6.51	−4.92	−8.20	−11.58	16.12	37.71	101.49	52.77
ベンチマーク	−6.52	−4.89	−8.08	−11.38	17.07	39.92	107.34	58.16
差	0.01	−0.03	−0.12	−0.20	−0.95	−2.21	−5.85	−5.39

※騰落率は税引前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の投資家利回りと異なることがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

●資産別配分

資産	比率(%)
株式	95.6
株式先物	6.8
短期金融資産等	−2.4
合計	100.0

●組入上位5業種

No	業種名	比率(%)
1	電気機器	12.5
2	情報・通信業	8.7
3	輸送用機器	7.4
4	化学	7.0
5	銀行業	5.8
合計		41.4

●組入上位10銘柄

組入銘柄数:1,085銘柄

No	銘柄名	業種名	比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.1
2	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.9
3	ソニー	電気機器	1.6
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.5
5	日本電信電話	情報・通信業	1.4
6	武田薬品工業	医薬品	1.4
7	キーエンス	電気機器	1.3
8	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.2
9	KDDI	情報・通信業	1.1
10	リクルートホールディングス	サービス業	1.0
合計			15.5

※比率は、純資産総額に占める割合です。
※株式には、新株予約権証券を含む場合があります。
※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

年間収益率の推移

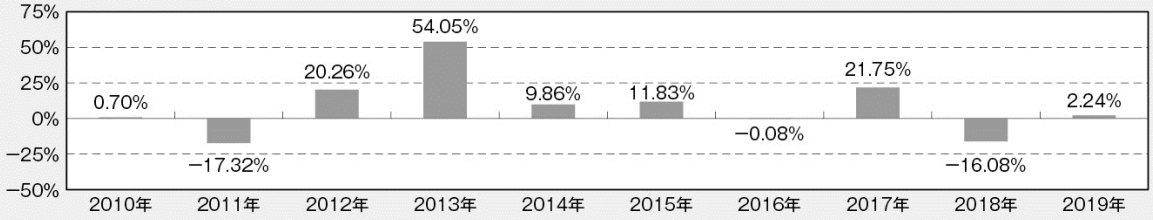

※当ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

※本ページ記載の参考情報のうち、「主要な資産の状況」はマザーファンド、その他は当ファンドの状況を示します。
※上記はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

Ⅱ　財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「１．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
財務諸表については、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

ＴＭＡ日本株式インデックスＶＡ＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

	第12期 [2017年11月10日現在]	第13期 [2018年11月12日現在]
区　　分	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,143,009,160	297,749,126
未収入金	58,255,148	1,512,992
流動資産合計	1,201,264,308	299,262,118
資産合計	1,201,264,308	299,262,118
負債の部		
流動負債		
未払解約金	50,116,967	998,798
未払受託者報酬	1,066,146	66,360
未払委託者報酬	6,929,922	431,336
その他未払費用	142,113	16,498
流動負債合計	58,255,148	1,512,992
負債合計	58,255,148	1,512,992
純資産の部		
元本等		
元本	648,323,194	178,420,713
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	494,685,966	119,328,413
（分配準備積立金）	464,503,270	98,162,798
元本等合計	1,143,009,160	297,749,126
純資産合計	1,143,009,160	297,749,126
負債純資産合計	1,201,264,308	299,262,118

(2) 損益及び剰余金計算書

	第12期 自 2016年11月11日 至 2017年11月10日	第13期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
区　　分	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	4,587,891,181	△15,327,678
営業収益合計	4,587,891,181	△15,327,678
営業費用		
受託者報酬	5,959,478	189,969
委託者報酬	38,736,516	1,234,727
その他費用	304,113	47,304
営業費用合計	45,000,107	1,472,000
営業利益又は営業損失（△）	4,542,891,074	△16,799,678
経常利益又は経常損失（△）	4,542,891,074	△16,799,678
当期純利益又は当期純損失（△）	4,542,891,074	△16,799,678
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,258,901,823	△2,193,681
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,107,631,874	494,685,966
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,587,181	44,537,259
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,587,181	44,537,259
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,898,522,340	405,288,815
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,898,522,340	405,288,815
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	494,685,966	119,328,413

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第13期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年11月10日とその翌日が休日のため、当計算期間末日を2018年11月12日としております。このため、当計算期間は、367日となっております。

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
　１．財務諸表
　　（１）貸借対照表
　　（２）損益及び剰余金計算書
　　（３）注記表
　　（４）附属明細表
　２．投資信託（ファンド）の現況
　　純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

特別勘定の名称	外国株式型
特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の株式に投資を行い、MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資対象となる投資信託	東京海上セレクション・外国株式インデックス
運用会社	東京海上アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

東京海上セレクション・外国株式インデックス
（以下「当ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

●ファンドの目的

ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券に投資します。

※「ＴＭＡ」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

●商品分類・属性区分

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産（投資信託証券（株式（一般））	年１回	グローバル（日本を除く）	ファミリーファンド	なし	その他（ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース））

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

3 特　色

●主に外国の株式に投資します。

主に外国の株式を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

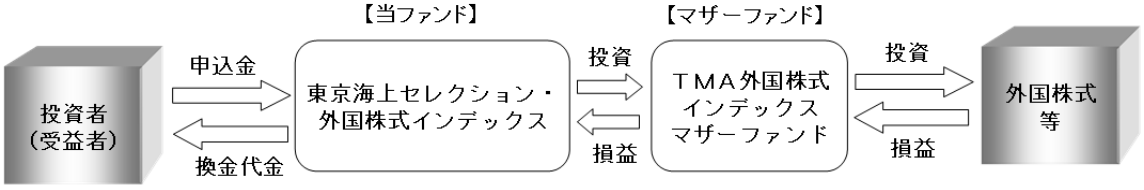

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

●ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）※に連動する投資成果の達成を目標とします。
ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
※ＭＳＣＩ社が公表する指数（米ドルベース）の前日値を、委託会社が当日の対顧客電信売買相場の仲値（ＴＴＭ）で円換算したものを使用します。なお、指数（米ドルベース）は税引前配当込みです。

＜マザーファンドが対象とするインデックスについて＞

・ＭＳＣＩコクサイ指数

ＭＳＣＩ社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩ社に帰属します。また、ＭＳＣＩ社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。ＭＳＣＩ社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。ＭＳＣＩ社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み

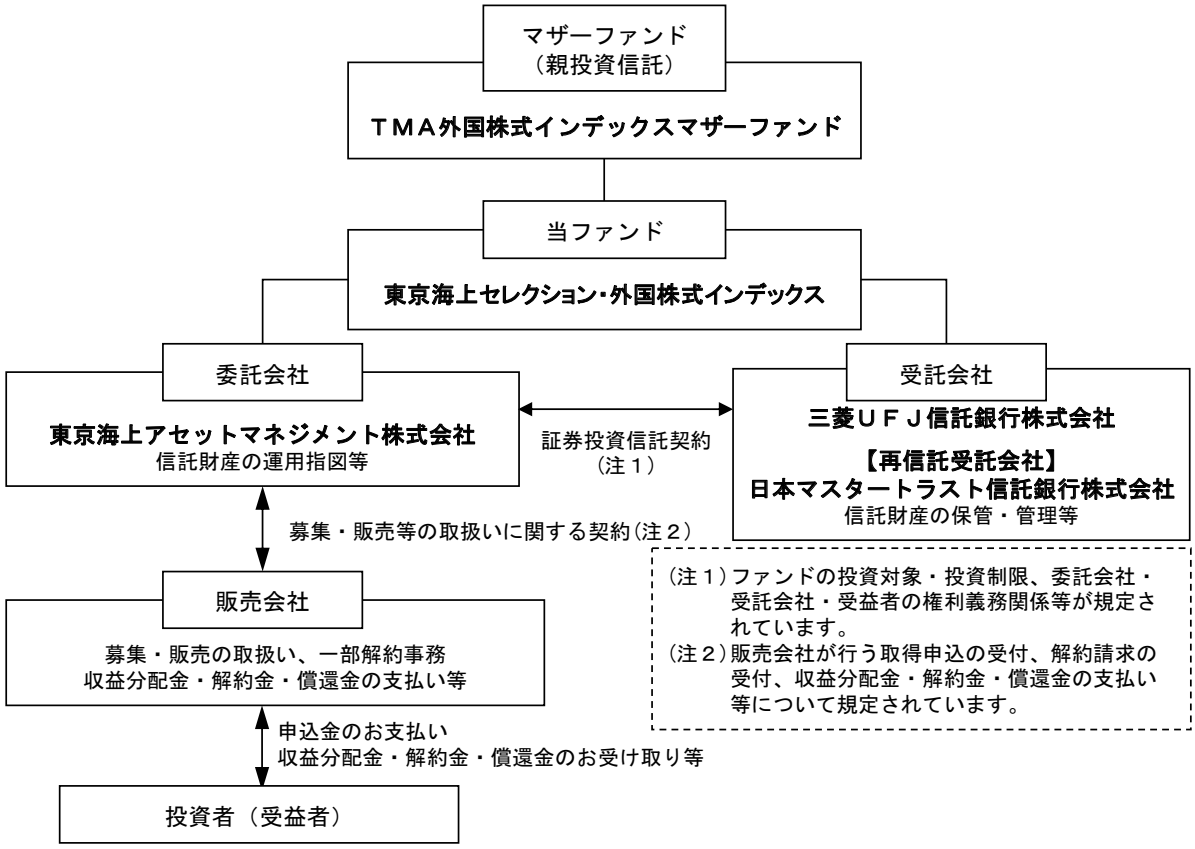

２．投資方針および投資リスク

１ 投資方針と主な投資対象

●基本方針

ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

●運用方法

(1) 投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか外国の株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①主として、外国の株式を主要投資対象とし、ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。

②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

③実質組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

④信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額（マザーファンドにおいて行う同種の取引のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産（マザーファンドにおいて行う外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）および外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては ３．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

＜基本方針＞

ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とします。

＜運用方法＞

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として外国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

②組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払にかかわる為替予約取引等を行うことができます。

③信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引や外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※運用にあたっては、リスクモデルを使用し、最適化法を用いてＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動するようポートフォリオを構築します。

２ 運用体制

委託会社における当ファンドの運用は、投資方針に基づき外国の株式に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。

（運用体制図）

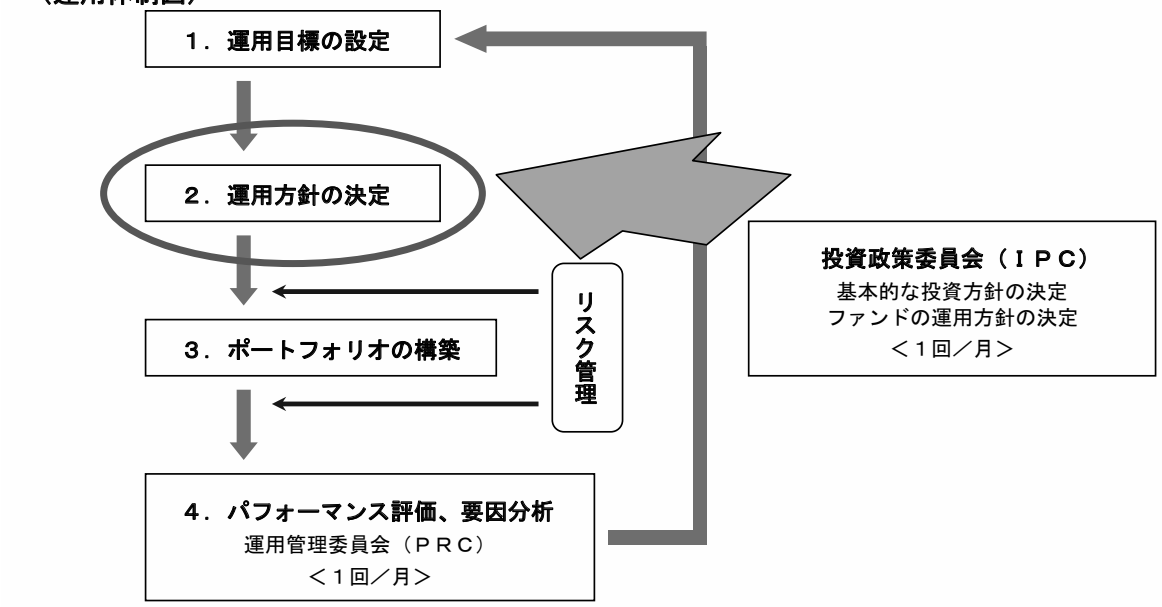

当ファンドはクオンツ企画運用部（10名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理部（６名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「４ 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2019年６月１日現在）

３ 主な投資制限

(1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
(2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
(4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※投資制限の詳細につきましては ３．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４ 投資リスクについて

１．投資リスク

当ファンドは、主に株式等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは**元本が保証されているものではありません**。
委託会社の運用指図によって**信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します**。
投資信託は**預貯金や保険と異なります**。

当ファンドへの投資には、主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。

株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）との乖離リスク	当ファンドの投資成果はＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。 ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること ・ファンドが構築するポートフォリオと、ＭＳＣＩコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）の構成国、構成銘柄およびその構成比等が一致するとは限らないこと ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

２．その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3．リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

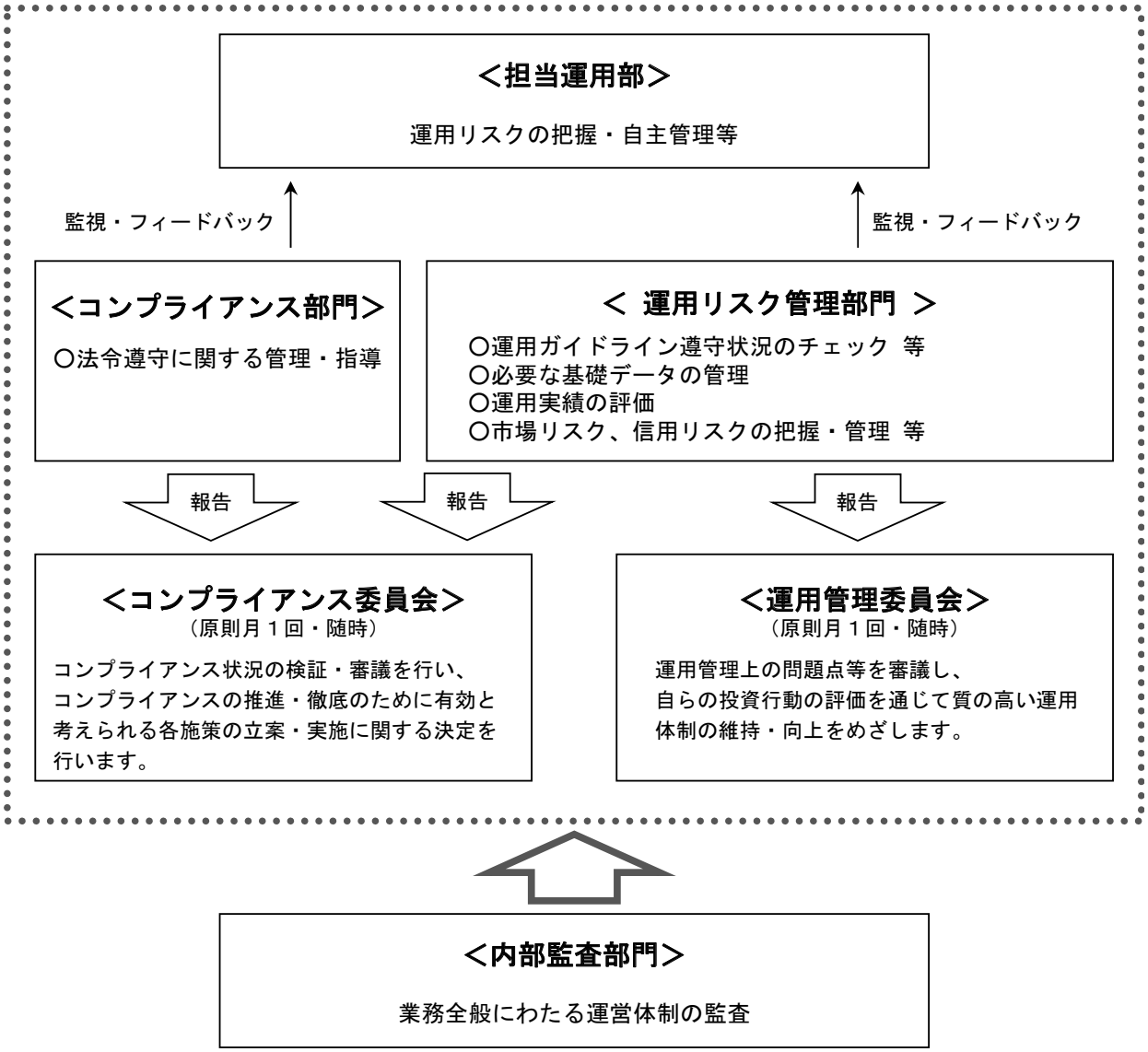

参考情報

●当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

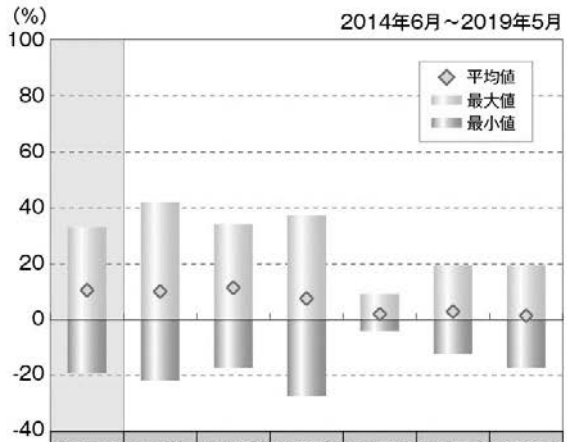

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値(%)	10.5	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4
最大値(%)	33.0	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値(%)	-19.2	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-17.4

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株　：TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株：MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債：NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

３．その他詳細情報

１ 投資対象

１．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1)次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条で定めるものをいいます。以下同じ。）

①有価証券

②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「２ 投資制限」の「４．先物取引等」、「５．スワップ取引」および「６．金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）

③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）

④約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

(2)次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

２．委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)株券または新株引受権証書

(2)国債証券

(3)地方債証券

(4)特別の法律により法人の発行する債券

(5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

(7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

(8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

(9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

(10)コマーシャル・ペーパー

(11)新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券

(12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの

(13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。)

(14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

(15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。)

(16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)

(17)預託証書(金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。)

(18)外国法人が発行する譲渡性預金証書

(19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

(20)抵当証券(金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。)

(21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22)外国の者に対する権利で(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1)預金

(2)指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3)コール・ローン

(4)手形割引市場において売買される手形

(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

(6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの

４．上記２．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

２ 投資制限

１．運用の基本方針に基づく制限

(1)株式への実質投資割合には、制限を設けません。

(2)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

(5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(6)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(7)信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する

マザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

２．投資する株式等の範囲

(1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(2)上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

３．信用取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2)上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

４．先物取引等

(1)委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(2)委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(3)委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

５．スワップ取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3)スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

６．金利先渡取引および為替先渡取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

７．デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

８．有価証券の貸付

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

①株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

②公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(2)上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

９．有価証券の空売

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「10. 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2)上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

10. 有価証券の借入

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(2)上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(4)上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

11. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

12. 外国為替予約取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(2)上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信

託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(3)信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

13. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

14. 資金の借入

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(4)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【参考情報】マザーファンドの投資対象・投資制限

ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド

１ 投資対象

１．マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1)次に掲げる特定資産

①有価証券

②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「２　投資制限」の「４．先物取引等」、「５．スワップ取引」および「６．金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）

③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）

④約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

(2)次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

２．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)株券および新株引受権証書
(2)国債証券
(3)地方債証券
(4)特別の法律により法人の発行する債券
(5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
(6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
(7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
(8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
(9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
(10)コマーシャル・ペーパー
(11)新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
(12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
(13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
(14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
(15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
(16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
(17)預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
(18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
(19)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
(20)抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
(21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
(22)外国の者に対する権利で(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1)預金
(2)指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3)コール・ローン
(4)手形割引市場において売買される手形
(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
(6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの

４．上記２．の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

２ 投資制限

１．運用の基本方針に基づく制限

(1)株式への投資割合には、制限を設けません。
(2)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
(4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
(5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(6)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

２．投資する株式等の範囲
(1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
(2)上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

３．信用取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
(2)上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

４．先物取引等
(1)委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
(2)委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
(3)委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

５．スワップ取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
(2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
(4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

６．金利先渡取引および為替先渡取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
(4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

７．デリバティブ取引等にかかる投資制限
デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

８．有価証券の貸付
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
①株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
②公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
(2)上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
(3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

９．有価証券の空売
(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「10. 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
(2)上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

10. 有価証券の借入
(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
(2)上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
(4)上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

11. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

12. 外国為替予約取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(2)上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(3)信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

13. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．運用状況

１．投資状況（2019年５月31日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	8,797,549,703	100.02
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△2,467,276	△0.02
合計（純資産総額）		8,795,082,427	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

【参考情報】マザーファンドの投資状況
ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	6,489,351,701	63.38
	カナダ	386,964,807	3.77
	ドイツ	323,873,938	3.16
	イタリア	73,761,231	0.72
	フランス	375,441,052	3.66
	オーストラリア	243,140,736	2.37
	イギリス	634,931,323	6.20
	スイス	363,289,562	3.54
	バミューダ	25,104,496	0.24
	香港	112,657,597	1.10
	シンガポール	44,604,706	0.43
	ニュージーランド	10,486,327	0.10
	オランダ	170,083,736	1.66
	スペイン	115,822,401	1.13
	ベルギー	40,574,944	0.39
	スウェーデン	93,844,720	0.91
	ノルウェー	26,003,952	0.25
	オーストリア	8,591,974	0.08
	ルクセンブルク	9,662,059	0.09
	フィンランド	42,618,054	0.41
	デンマーク	65,312,861	0.63
	アイルランド	167,550,219	1.63
	イスラエル	14,216,725	0.13
	ポルトガル	9,060,292	0.08
	ケイマン	22,323,989	0.21
	リベリア	6,346,423	0.06
	パナマ	6,003,946	0.05
	キュラソー	12,734,512	0.12
	ジャージー	27,691,963	0.27
	英ヴァージン諸島	1,969,581	0.01
	小計	9,924,019,827	96.93
投資証券	アメリカ	220,477,282	2.15
	カナダ	2,034,598	0.01
	フランス	14,411,440	0.14
	オーストラリア	22,745,694	0.22
	イギリス	9,889,591	0.09

	香港	8,635,133	0.08
	シンガポール	2,321,025	0.02
	小計	280,514,763	2.73
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		33,686,912	0.32
合計（純資産総額）		10,238,221,502	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	137,321,164	1.34
	買建	ドイツ	44,365,708	0.43
	買建	イギリス	49,704,783	0.48

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

２．投資資産（2019年５月31日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

a.主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,663,813,803	2.5561	9,365,362,070	2.4012	8,797,549,703	100.02

b.投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合　　計	100.02

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a.主要銘柄の明細

ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	19,183	12,091.41	231,949,653	13,749.83	263,763,042	2.57
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	12,385	21,644.30	268,064,735	19,498.88	241,493,727	2.35
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	株式	1,100	187,317.92	206,049,715	198,632.75	218,496,030	2.13
4	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	6,312	16,312.08	102,961,873	20,013.97	126,328,201	1.23
5	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	株式	834	117,965.44	98,383,178	122,259.01	101,964,016	0.99
6	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	株式	8,614	12,013.47	103,484,065	11,708.08	100,853,414	0.98
7	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	6,954	15,615.32	108,588,999	14,447.54	100,468,259	0.98
8	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	794	119,173.45	94,623,722	122,637.39	97,374,093	0.95
9	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	株式	10,890	8,705.91	94,807,427	7,870.63	85,711,260	0.83
10	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	4,638	15,854.30	73,532,283	17,799.43	82,553,773	0.80
11	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	食品・飲料・タバコ	株式	7,553	9,365.67	70,738,923	10,686.71	80,716,728	0.78
12	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	株式	6,526	10,296.94	67,197,854	11,518.88	75,172,268	0.73
13	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	各種金融	株式	3,403	23,608.04	80,338,186	21,843.56	74,333,656	0.72
14	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	銀行	株式	24,379	3,094.31	75,436,412	2,970.21	72,410,934	0.70
15	THE WALT DISNEY CO	アメリカ	メディア・娯楽	株式	4,803	12,798.69	61,472,126	14,457.39	69,438,853	0.67
16	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	11,724	5,192.52	60,877,119	5,858.41	68,684,059	0.67
17	MASTERCARD INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	2,437	22,926.89	55,872,855	27,798.21	67,744,258	0.66
18	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	2,524	29,576.83	74,651,942	26,629.15	67,211,999	0.65
19	VERIZON COMMUNICATIONS INC	アメリカ	電気通信サービス	株式	10,806	6,350.45	68,623,045	6,214.92	67,158,520	0.65
20	PFIZER INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	14,641	4,806.06	70,365,533	4,582.18	67,087,755	0.65
21	AT&T INC	アメリカ	電気通信サービス	株式	18,928	3,355.35	63,510,082	3,484.20	65,949,119	0.64
22	CHEVRONTEXACO CORP	アメリカ	エネルギー	株式	4,911	13,006.23	63,873,619	12,617.95	61,966,785	0.60
23	HOME DEPOT INC	アメリカ	小売	株式	2,943	20,288.34	59,708,614	20,896.50	61,498,425	0.60
24	MERCK & CO. INC.	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	6,907	8,284.07	57,218,116	8,713.80	60,186,249	0.58
25	INTEL CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	11,735	5,280.75	61,969,616	4,891.67	57,403,780	0.56
26	COCA-COLA COMPANY	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	10,328	5,390.30	55,671,087	5,385.97	55,626,401	0.54
27	WELLS FARGO & COMPANY	アメリカ	銀行	株式	11,229	5,724.85	64,284,383	4,926.66	55,321,554	0.54
28	COMCAST CORP-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	12,107	4,216.80	51,052,815	4,564.68	55,264,658	0.53
29	BOEING CO	アメリカ	資本財	株式	1,425	40,117.21	57,167,031	38,261.78	54,523,041	0.53
30	NOVARTIS AG-REG SHS	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	5,456	8,583.72	46,832,789	9,444.72	51,530,431	0.50

b. 投資有価証券の種類

ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	6.06
		素材	4.26
		資本財	6.85
		商業・専門サービス	1.35
		運輸	1.94
		自動車・自動車部品	1.03
		耐久消費財・アパレル	1.93
		消費者サービス	1.95
		メディア・娯楽	6.09
		小売	4.89
		食品・生活必需品小売り	1.48
		食品・飲料・タバコ	4.96
		家庭用品・パーソナル用品	2.14
		ヘルスケア機器・サービス	4.78
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.03
		銀行	7.92
		各種金融	4.35
		保険	3.91
		不動産	0.47
		ソフトウェア・サービス	9.68
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.10
		電気通信サービス	2.38
		公益事業	3.45
		半導体・半導体製造装置	2.79
投資証券	―	―	2.73
合　計			99.67

②マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

③マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/売建	数量（枚）	通貨	帳簿価額	評価額	評価額（円）	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	Chicago Mercantile Exchange	S&P 500 EMIN	買建	9	米ドル	1,263,762.50	1,255,680.00	137,321,164	1.34
	ドイツ	Eurex	DJ EU STX 50	買建	11	ユーロ	365,670.00	364,430.00	44,365,708	0.43
	イギリス	ICE Futures Europe Financials	FTSE 100 IDX	買建	5	英ポンド	362,230.00	360,650.00	49,704,783	0.48

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

３．運用実績（2019年５月31日現在）

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第1計算期間末	(2011年 4月15日)	128	128	0.9976	0.9976
第2計算期間末	(2012年 4月16日)	160	160	0.9294	0.9294
第3計算期間末	(2013年 4月15日)	246	246	1.3256	1.3256
第4計算期間末	(2014年 4月15日)	331	331	1.5973	1.5973
第5計算期間末	(2015年 4月15日)	501	501	2.0393	2.0393
第6計算期間末	(2016年 4月15日)	730	730	1.7948	1.7948
第7計算期間末	(2017年 4月17日)	1,702	1,702	1.9861	1.9861
第8計算期間末	(2018年 4月16日)	4,486	4,486	2.2884	2.2884
第9計算期間末	(2019年 4月15日)	8,852	8,852	2.5433	2.5433
2018年 5月末日		4,876	－	2.3410	－
6月末日		5,142	－	2.3587	－
7月末日		5,619	－	2.4510	－
8月末日		6,008	－	2.4995	－
9月末日		6,439	－	2.5633	－
10月末日		6,304	－	2.3377	－
11月末日		6,834	－	2.3917	－
12月末日		6,374	－	2.1429	－
2019年 1月末日		7,189	－	2.2808	－
2月末日		7,900	－	2.4175	－
3月末日		8,224	－	2.4356	－
4月末日		8,914	－	2.5451	－
5月末日		8,795	－	2.3830	－

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第1計算期間	2010年 4月28日～2011年 4月15日	△0.2
第2計算期間	2011年 4月16日～2012年 4月16日	△6.8
第3計算期間	2012年 4月17日～2013年 4月15日	42.6
第4計算期間	2013年 4月16日～2014年 4月15日	20.5
第5計算期間	2014年 4月16日～2015年 4月15日	27.7
第6計算期間	2015年 4月16日～2016年 4月15日	△12.0
第7計算期間	2016年 4月16日～2017年 4月17日	10.7
第8計算期間	2017年 4月18日～2018年 4月16日	15.2
第9計算期間	2018年 4月17日～2019年 4月15日	11.1

【参考情報】

2019年5月31日現在

基準価額、パフォーマンス等の状況

●基準価額・純資産総額の推移



●基準価額・純資産総額

基準価額	23,830円
純資産総額	8,795百万円
設定日	2010年4月28日

●分配金情報(1万口当たり、税引前)

基準日現在、分配実績はありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※基準価額は税引前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なることがあります。
※ベンチマークはMSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)で、設定日前日を10,000円として指数化しています(設定日:2010年4月28日)。
※基準価額は対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を用いて計算しているため、MSCIコクサイ指数は、基準日前日のMSCIコクサイ指数(米ドルベース)を基準日のTTMで委託会社が円換算したものを使用しています。
※基準価額は1万口当たりで、信託報酬(設定日から2016年9月30日まで年率0.7%(税抜)、2016年10月1日以降年率0.2%(税抜))控除後のものです。

●騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年	10年	設定来
当ファンド	−6.37	−1.43	−0.36	1.79	29.99	43.13	−	138.30
ベンチマーク	−6.30	−1.35	−0.15	2.45	32.00	47.91	−	156.92
差	−0.07	−0.08	−0.22	−0.66	−2.01	−4.78	−	−18.62

※騰落率は税引前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の投資家利回りと異なることがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

●資産別配分

資産	比率(%)
株式	99.7
株式先物	2.3
短期金融資産等	−1.9
合計	100.0

●国・地域別配分

No	国・地域名	比率(%)
1	アメリカ	68.3
2	イギリス	6.2
3	フランス	4.0
4	カナダ	3.7
5	スイス	3.3
その他		14.1

●通貨別配分

No	通貨名	比率(%)
1	米ドル	68.3
2	ユーロ	11.5
3	英ポンド	6.2
4	カナダ・ドル	3.7
5	スイス・フラン	3.3
その他		6.6

●組入上位10銘柄　　組入銘柄数:1,007銘柄

No	銘柄名	国・地域名	業種名	比率(%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.6
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.4
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	2.1
4	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	1.2
5	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.0
6	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	1.0
7	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.0
8	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.0
9	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	0.8
10	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.8
合計				13.9

●組入上位5業種

No	業種名	比率(%)
1	ソフトウェア・サービス	9.7
2	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.0
3	銀行	7.9
4	資本財	6.9
5	メディア・娯楽	6.1
合計		38.6

※比率は、純資産総額に占める割合です。
※株式には、不動産投資信託証券(REIT)を含む場合があります。
※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

年間収益率の推移

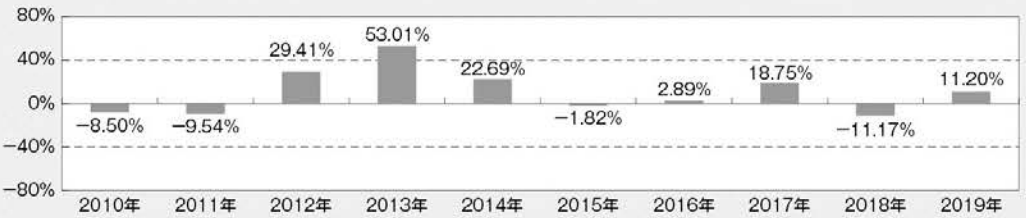

※当ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。
※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

※本ページ記載の参考情報のうち、「主要な資産の状況」はマザーファンド、その他は当ファンドの状況を示します。
※上記はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

Ⅱ　財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「１．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
財務諸表については、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

東京海上セレクション・外国株式インデックス

(1) 貸借対照表

	第8期 [2018年 4月16日現在]	第9期 [2019年 4月15日現在]
区　　分	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,486,674,263	8,852,641,707
未収入金	6,081,423	19,795,444
流動資産合計	4,492,755,686	8,872,437,151
資産合計	4,492,755,686	8,872,437,151
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,778,985	11,875,472
未払受託者報酬	419,765	772,695
未払委託者報酬	3,777,832	6,954,195
その他未払費用	104,841	193,082
流動負債合計	6,081,423	19,795,444
負債合計	6,081,423	19,795,444
純資産の部		
元本等		
元本	1,960,658,373	3,480,718,536
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,526,015,890	5,371,923,171
（分配準備積立金）	309,753,757	987,294,681
元本等合計	4,486,674,263	8,852,641,707
純資産合計	4,486,674,263	8,852,641,707
負債純資産合計	4,492,755,686	8,872,437,151

(2) 損益及び剰余金計算書

	第8期 自 2017年 4月18日 至 2018年 4月16日	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日
区　　分	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	280,832,428	761,959,182
営業収益合計	280,832,428	761,959,182
営業費用		
受託者報酬	671,933	1,366,702
委託者報酬	6,047,256	12,300,189
その他費用	167,787	341,494
営業費用合計	6,886,976	14,008,385
営業利益又は営業損失（△）	273,945,452	747,950,797
経常利益又は経常損失（△）	273,945,452	747,950,797
当期純利益又は当期純損失（△）	273,945,452	747,950,797
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	68,974,991	28,356,609
期首剰余金又は期首欠損金（△）	845,372,729	2,526,015,890
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,894,257,426	2,639,971,411
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,894,257,426	2,639,971,411
剰余金減少額又は欠損金増加額	418,584,726	513,658,318
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	418,584,726	513,658,318
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,526,015,890	5,371,923,171

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年4月15日が休日のため、前計算期間末日を2018年4月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
　１．財務諸表
　　（１）貸借対照表
　　（２）損益及び剰余金計算書
　　（３）注記表
　　（４）附属明細表
　２．投資信託（ファンド）の現況
　　純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

特別勘定の名称	外国債券型
特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の国債に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資対象となる投資信託	東京海上セレクション・外国債券インデックス
運用会社	東京海上アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

東京海上セレクション・外国債券インデックス
（以下「当ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

●ファンドの目的

ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券に投資します。

※「ＴＭＡ」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

●商品分類・属性区分

商品分類				属性区分					
単位型追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	債券	インデックス型	その他資産（投資信託証券（債券（公債））	年１回	グローバル（日本を除く）	ファミリーファンド	なし	その他（ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

3 特　色

●主に外国の公社債に投資します。

主に外国の公社債を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

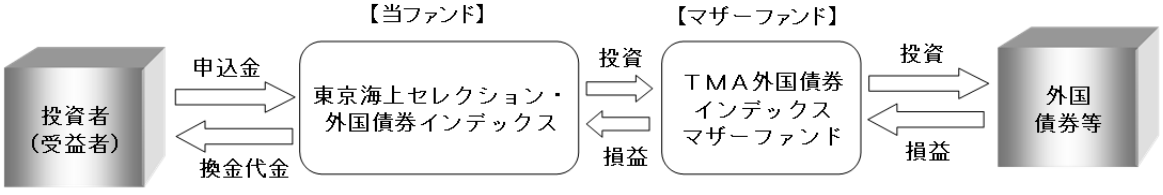

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

●ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）※に連動する投資成果の達成を目標とします。
ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
※FTSE Fixed Income LLCが公表する「ＦＴＳＥ世界国債インデックス（国内投信用）」（前日の現地通貨ベースの債券価格を、原則として当日の対顧客電信売買相場の仲値（ＴＴＭ）で円換算したもの）を使用します。

＜マザーファンドが対象とするインデックスについて＞

・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

４ 仕組み

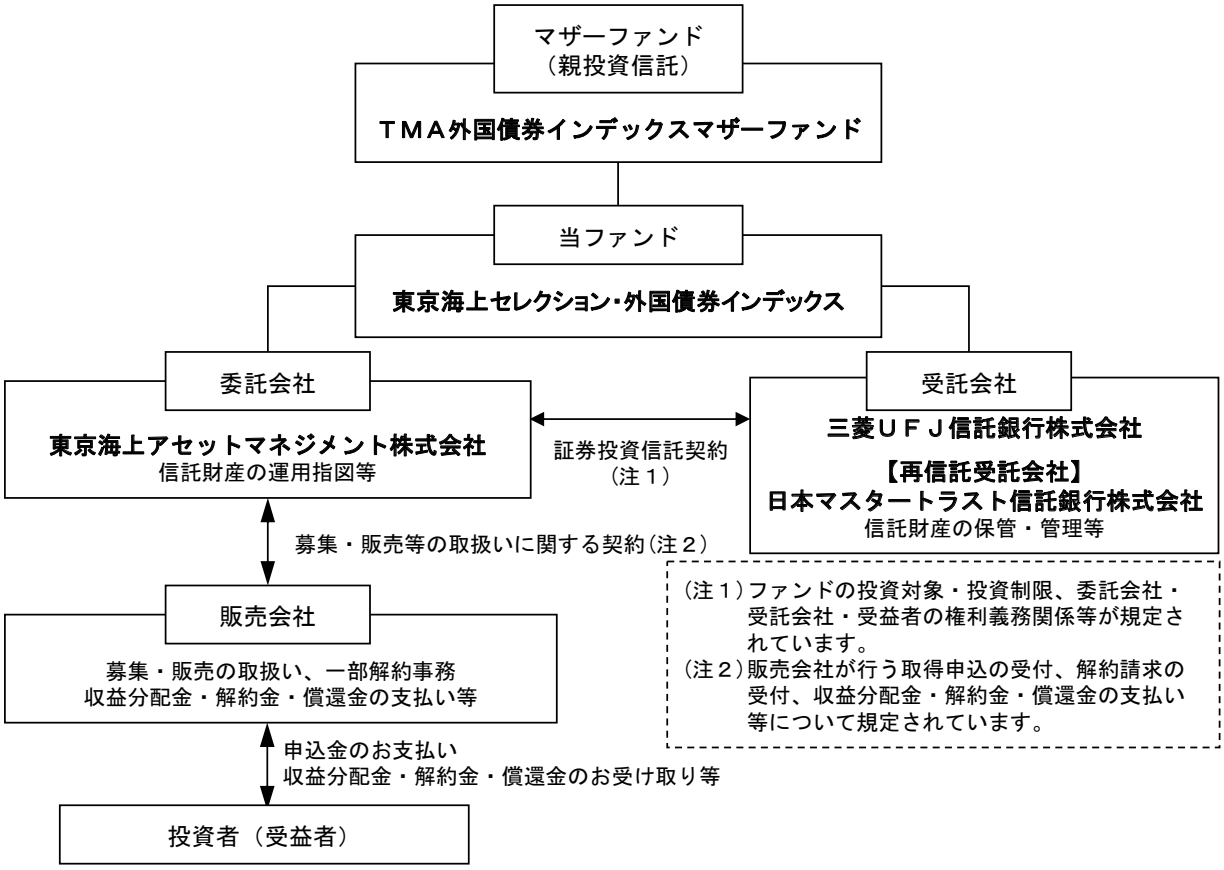

２．投資方針および投資リスク

１ 投資方針と主な投資対象

●基本方針

ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

●運用方法

(1) 投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか外国の公社債等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①主として、外国の公社債を主要投資対象とし、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。

②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

③実質組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

④信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額（マザーファンドにおいて行う同種の取引のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産（マザーファンドにおいて行う外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）および外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては ３．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

＜基本方針＞

ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とします。

＜運用方法＞

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として外国の公社債に投資し、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

②組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

③信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産および外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※運用にあたっては、層化抽出法を用いてＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動するよう、残存期間別、国別、通貨別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。

２ 運用体制

委託会社における当ファンドの運用は、投資方針に基づき外国の公社債に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。

（運用体制図）

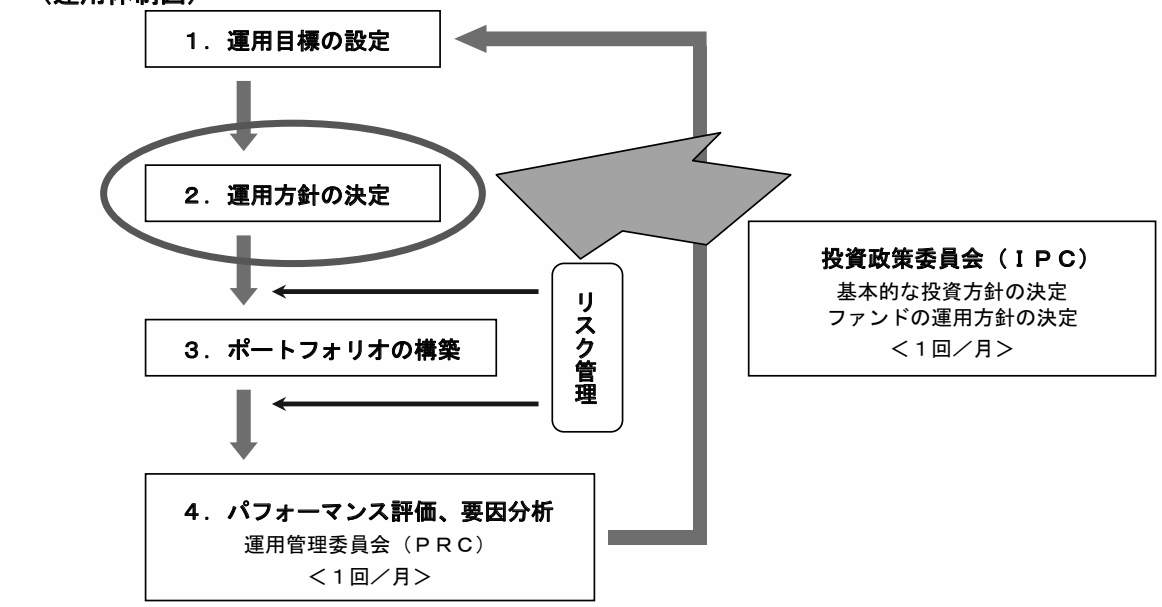

当ファンドは債券運用部グローバル債券運用グループ（15名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理部（６名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「４ 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2019年６月１日現在）

３ 主な投資制限

(1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
(2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※投資制限の詳細につきましては ３．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

(1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

1．投資リスク

当ファンドは、主に公社債等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは**元本が保証されているものではありません**。委託会社の運用指図によって**信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します**。
投資信託は**預貯金や保険と異なります**。

当ファンドへの投資には、主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。

金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）との乖離リスク	当ファンドの投資成果はＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。 ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること ・ファンドが構築するポートフォリオと、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の構成国、国別構成比等が一致するとは限らないこと ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

2．その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも

計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3．リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

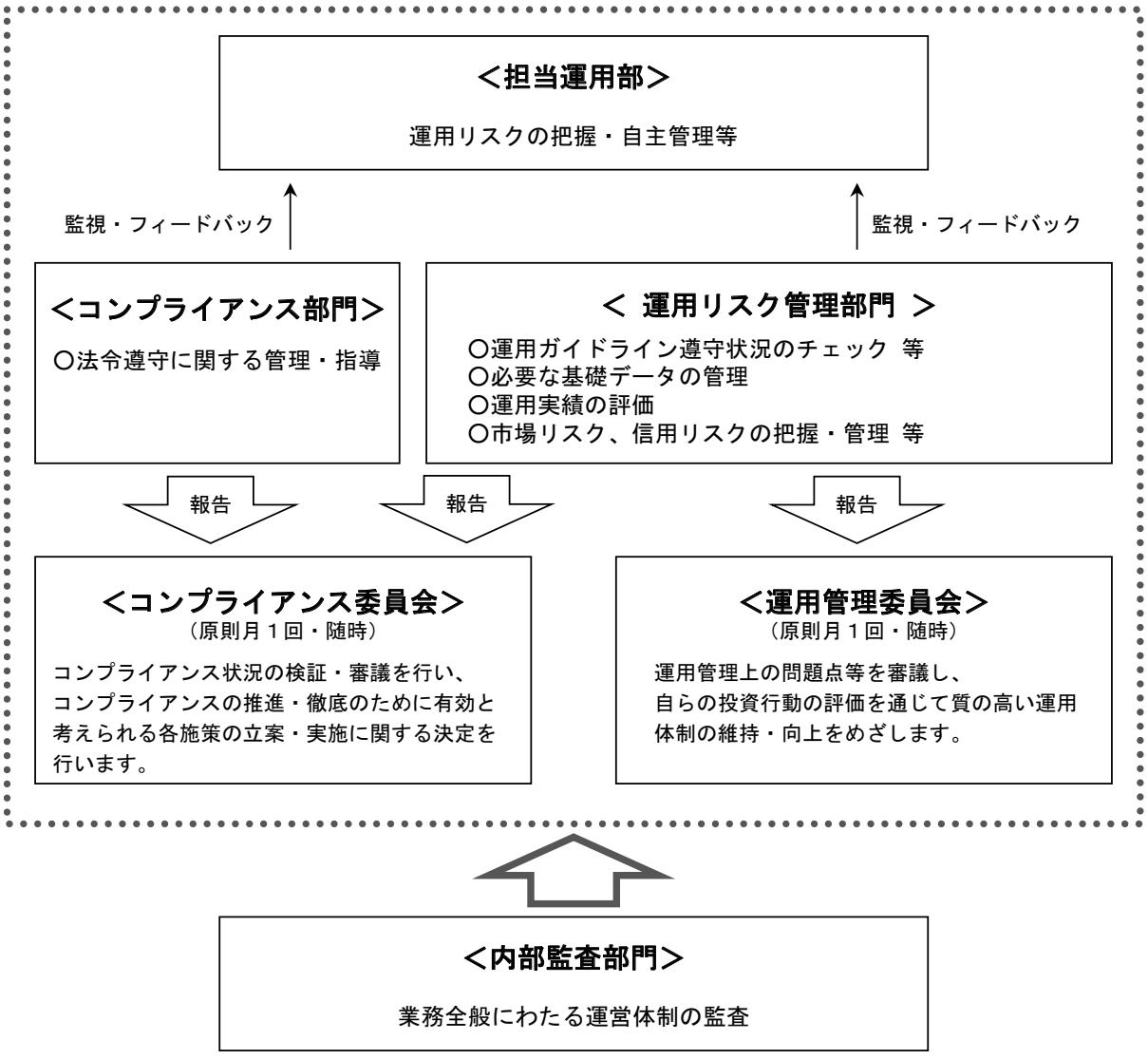

参考情報

●当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

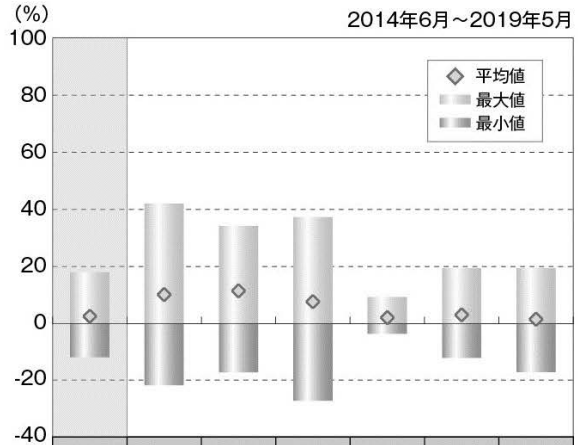

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値(%)	2.5	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4
最大値(%)	17.9	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値(%)	-12.1	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-17.4

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株　:TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株:MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債:NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

３．その他詳細情報

１ 投資対象

１．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1)次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条で定めるものをいいます。以下同じ。）

①有価証券

②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「２ 投資制限」の「４．先物取引等」、「５．スワップ取引」および「６．金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）

③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）

④約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

(2)次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

２．委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書

(2)国債証券

(3)地方債証券

(4)特別の法律により法人の発行する債券

(5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

(7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

(8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

(9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

(10)コマーシャル・ペーパー

(11)新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

(12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの

(13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

(14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

(15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

(16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

(17)預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

(18)外国法人が発行する譲渡性預金証書

(19)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(20)抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

(21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22)外国の者に対する権利で(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1)預金

(2)指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3)コール・ローン

(4)手形割引市場において売買される手形

(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

(6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの

４．上記２．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

２ 投資制限

１．運用の基本方針に基づく制限

(1)委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(2)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

(5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

(6)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

(7)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得

ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

(8)信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

２．投資する株式等の範囲

(1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(2)上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

３．信用取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2)上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

４．先物取引等

(1)委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(2)委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(3)委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

５．スワップ取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3)スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

６．金利先渡取引および為替先渡取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

７．デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

８．有価証券の貸付

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

①株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

②公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(2)上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

９．有価証券の空売

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「10．有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2)上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

10．有価証券の借入

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(2)上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(4)上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

11．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

12. 外国為替予約取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
(2)上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
(3)信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
13. 信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
14. 資金の借入
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
(3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
(4)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【参考情報】マザーファンドの投資対象・投資制限

ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド

１ 投資対象

１．マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
(1)次に掲げる特定資産
①有価証券
②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「２　投資制限」の「４．先物取引等」、「５．スワップ取引」および「６．金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
④約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
(2)次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
２．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
(1)転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券および新株引受権証書
(2)国債証券
(3)地方債証券
(4)特別の法律により法人の発行する債券
(5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
(6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
(7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
(8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
(9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
(10)コマーシャル・ペーパー
(11)新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
(12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
(13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
(14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
(15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
(16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
(17)預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
(18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
(19)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
(20)抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
(21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
(22)外国の者に対する権利で(21)の有価証券の性質を有するもの
なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含

みます。)により運用することを指図することができます。
(1)預金
(2)指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3)コール・ローン
(4)手形割引市場において売買される手形
(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
(6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
４．上記２．の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

２ 投資制限

１．運用の基本方針に基づく制限
(1)委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、株式への投資の指図は、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。
(2)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
(3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
(5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
(6)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
(7)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
２．投資する株式等の範囲
(1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
(2)上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
３．信用取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
(2)上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
４．先物取引等
(1)委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
(2)委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
(3)委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
５．スワップ取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
(2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
６．金利先渡取引および為替先渡取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
７．デリバティブ取引等にかかる投資制限
デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
８．有価証券の貸付
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
①株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
②公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
(2)上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
(3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
９．有価証券の空売
(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「10. 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決

済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

(2)上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

10. 有価証券の借入

(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(2)上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

(3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(4)上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

11. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

12. 外国為替予約取引

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(2)上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(3)信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

13. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．運用状況

１．投資状況（2019年５月31日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,762,921,830	100.02
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△672,858	△0.02
合計（純資産総額）		2,762,248,972	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

【参考情報】マザーファンドの投資状況
ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	1,971,248,130	46.60
	カナダ	70,543,569	1.66
	ドイツ	274,888,547	6.49
	イタリア	355,584,757	8.40
	フランス	406,362,634	9.60
	オーストラリア	84,958,258	2.00
	イギリス	255,574,849	6.04
	シンガポール	17,471,108	0.41
	マレーシア	18,316,834	0.43
	オランダ	80,912,054	1.91
	スペイン	226,849,094	5.36
	ベルギー	104,096,220	2.46
	スウェーデン	13,095,018	0.30
	ノルウェー	11,587,710	0.27
	オーストリア	63,187,928	1.49
	フィンランド	28,059,852	0.66
	デンマーク	23,197,508	0.54
	メキシコ	32,326,728	0.76
	アイルランド	28,938,814	0.68
	ポーランド	23,176,808	0.54
	南アフリカ	23,681,795	0.55
	小計	4,114,058,215	97.26
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		115,539,823	2.73
合計（純資産総額）		4,229,598,038	100.00

２．投資資産（2019年５月31日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,793,173,566	1.5635	2,803,683,306	1.5408	2,762,921,830	100.02

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合　　計	100.02

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	T 2 1/4 11/15/24	アメリカ	国債証券	2.250	2024/11/15	800,000	10,583.25	84,666,000	11,032.54	88,260,355	2.08
2	T 2 08/15/25	アメリカ	国債証券	2.000	2025/08/15	800,000	10,187.56	81,500,540	10,866.79	86,934,365	2.05
3	T 2 3/4 11/15/23	アメリカ	国債証券	2.750	2023/11/15	600,000	10,783.92	64,703,527	11,259.80	67,558,848	1.59
4	T 1 7/8 11/30/21	アメリカ	国債証券	1.875	2021/11/30	600,000	10,663.02	63,978,163	10,889.86	65,339,182	1.54
5	T 2 3/4 02/15/28	アメリカ	国債証券	2.750	2028/02/15	500,000	10,632.35	53,161,774	11,409.32	57,046,618	1.34
6	T 2 1/2 05/15/24	アメリカ	国債証券	2.500	2024/05/15	500,000	10,617.31	53,086,590	11,164.97	55,824,862	1.31
7	T 2 5/8 11/15/20	アメリカ	国債証券	2.625	2020/11/15	500,000	10,866.79	54,333,978	11,006.91	55,034,565	1.30
8	T 2 02/15/22	アメリカ	国債証券	2.000	2022/02/15	500,000	10,596.81	52,984,065	10,928.31	54,641,553	1.29
9	T 1 3/4 12/31/20	アメリカ	国債証券	1.750	2020/12/31	500,000	10,666.87	53,334,359	10,865.08	54,325,434	1.28
10	T 1 3/4 02/28/22	アメリカ	国債証券	1.750	2022/02/28	500,000	10,548.11	52,740,569	10,851.41	54,257,084	1.28
11	T 1 3/4 05/15/23	アメリカ	国債証券	1.750	2023/05/15	500,000	10,342.20	51,711,046	10,813.82	54,069,121	1.27
12	T 1 3/8 09/30/20	アメリカ	国債証券	1.375	2020/09/30	500,000	10,625.86	53,129,309	10,810.40	54,052,034	1.27
13	T 1 5/8 08/15/22	アメリカ	国債証券	1.625	2022/08/15	500,000	10,394.32	51,971,630	10,802.71	54,013,587	1.27
14	T 1 5/8 02/15/26	アメリカ	国債証券	1.625	2026/02/15	500,000	10,192.52	50,962,614	10,595.95	52,979,793	1.25
15	T 3 02/15/47	アメリカ	国債証券	3.000	2047/02/15	400,000	10,157.66	40,630,657	11,706.64	46,826,585	1.10
16	T 3 11/15/45	アメリカ	国債証券	3.000	2045/11/15	400,000	10,177.31	40,709,260	11,696.39	46,785,575	1.10
17	T 2 1/4 11/15/27	アメリカ	国債証券	2.250	2027/11/15	400,000	10,174.75	40,699,007	10,982.99	43,931,962	1.03
18	T 2 1/8 08/15/21	アメリカ	国債証券	2.125	2021/08/15	400,000	10,687.37	42,749,507	10,950.52	43,802,097	1.03
19	T 1 3/4 05/15/22	アメリカ	国債証券	1.750	2022/05/15	400,000	10,476.34	41,905,385	10,849.70	43,398,832	1.02
20	T 1 5/8 11/30/20	アメリカ	国債証券	1.625	2020/11/30	400,000	10,648.93	42,595,720	10,846.29	43,385,162	1.02
21	FRTR 2 1/4 10/25/22	フランス	国債証券	2.250	2022/10/25	300,000	13,327.77	39,983,311	13,331.13	39,993,416	0.94
22	T 3 1/8 08/15/44	アメリカ	国債証券	3.125	2044/08/15	300,000	10,436.19	31,308,571	11,927.07	35,781,225	0.84
23	T 3 5/8 02/15/21	アメリカ	国債証券	3.625	2021/02/15	300,000	11,094.05	33,282,177	11,205.98	33,617,947	0.79
24	T 2 1/2 08/15/23	アメリカ	国債証券	2.500	2023/08/15	300,000	10,667.72	32,003,178	11,135.06	33,405,207	0.78
25	T 2 1/4 07/31/21	アメリカ	国債証券	2.250	2021/07/31	300,000	10,724.96	32,174,907	10,976.15	32,928,466	0.77
26	T 2 1/4 03/31/21	アメリカ	国債証券	2.250	2021/03/31	300,000	10,755.72	32,267,179	10,960.77	32,882,329	0.77
27	T 2 1/8 05/15/25	アメリカ	国債証券	2.125	2025/05/15	300,000	10,298.63	30,895,908	10,950.52	32,851,572	0.77
28	T 2 11/15/21	アメリカ	国債証券	2.000	2021/11/15	300,000	10,625.00	31,875,022	10,926.60	32,779,804	0.77
29	T 2 02/15/23	アメリカ	国債証券	2.000	2023/02/15	300,000	10,482.32	31,446,979	10,921.47	32,764,426	0.77
30	T 1 3/4 01/31/23	アメリカ	国債証券	1.750	2023/01/31	300,000	10,485.76	31,457,307	10,827.49	32,482,482	0.76

b. 投資有価証券の種類

ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	97.26
合　　計	97.26

②マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

③マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

３．運用実績（2019年５月31日現在）

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第1計算期間末	(2011年 4月15日)	45	45	0.9453	0.9453
第2計算期間末	(2012年 4月16日)	69	69	0.9410	0.9410
第3計算期間末	(2013年 4月15日)	113	113	1.2074	1.2074
第4計算期間末	(2014年 4月15日)	146	146	1.2898	1.2898
第5計算期間末	(2015年 4月15日)	224	224	1.4367	1.4367
第6計算期間末	(2016年 4月15日)	288	288	1.3534	1.3534
第7計算期間末	(2017年 4月17日)	619	619	1.2853	1.2853
第8計算期間末	(2018年 4月16日)	1,668	1,668	1.3840	1.3840
第9計算期間末	(2019年 4月15日)	2,646	2,646	1.4137	1.4137
2018年 5月末日		1,713	－	1.3483	－
6月末日		1,811	－	1.3683	－
7月末日		1,895	－	1.3783	－
8月末日		1,967	－	1.3765	－
9月末日		2,058	－	1.3994	－
10月末日		2,119	－	1.3735	－
11月末日		2,202	－	1.3853	－
12月末日		2,265	－	1.3769	－
2019年 1月末日		2,363	－	1.3686	－
2月末日		2,466	－	1.3876	－
3月末日		2,579	－	1.4054	－
4月末日		2,667	－	1.4014	－
5月末日		2,762	－	1.3902	－

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第1計算期間	2010年 4月28日～2011年 4月15日	△5.5
第2計算期間	2011年 4月16日～2012年 4月16日	△0.5
第3計算期間	2012年 4月17日～2013年 4月15日	28.3
第4計算期間	2013年 4月16日～2014年 4月15日	6.8
第5計算期間	2014年 4月16日～2015年 4月15日	11.4
第6計算期間	2015年 4月16日～2016年 4月15日	△5.8
第7計算期間	2016年 4月16日～2017年 4月17日	△5.0
第8計算期間	2017年 4月18日～2018年 4月16日	7.7
第9計算期間	2018年 4月17日～2019年 4月15日	2.1

【参考情報】

2019年5月31日現在

基準価額、パフォーマンス等の状況

●基準価額・純資産総額の推移



●基準価額・純資産総額

基準価額	13,902円
純資産総額	2,762百万円
設定日	2010年4月28日

●分配金情報(1万口当たり、税引前)

基準日現在、分配実績はありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※基準価額は税引前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なることがあります。
※ベンチマークはFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)で、設定日前日を10,000円として指数化しています(設定日:2010年4月28日)。
※基準価額は対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を用いて計算しているため、FTSE世界国債インデックスは、FTSE世界国債インデックス(国内投信用)(前日の現地通貨ベースの債券価格を、原則として当日のTTMで円換算したもの)を使用しています。
※基準価額は1万口当たりで、信託報酬(設定日から2016年9月30日まで年率0.55%(税抜)、2016年10月1日以降年率0.18%(税抜))控除後のものです。

●騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来
当ファンド	−0.80	0.19	0.35	3.11	2.09	7.45	−	39.02
ベンチマーク	−0.80	0.25	0.41	3.33	2.80	9.56	−	45.05
差	−0.00	−0.07	−0.06	−0.23	−0.71	−2.11	−	−6.03

※騰落率は税引前分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の投資家利回りと異なることがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

●資産別配分

資産	比率(%)
債券	97.3
債券先物	−
短期金融資産等	2.7
合計	100.0

●国・地域別配分

No	国・地域名	比率(%)
1	アメリカ	46.6
2	フランス	9.6
3	イタリア	8.4
4	ドイツ	6.5
5	イギリス	6.0
その他		20.1

●通貨別配分

No	通貨名	比率(%)
1	米ドル	46.6
2	ユーロ	37.1
3	英ポンド	6.0
4	オーストラリア・ドル	2.0
5	カナダ・ドル	1.7
その他		3.9

●組入上位10銘柄

組入銘柄数:255銘柄

No	銘柄名	利率(%)	償還日	通貨名	比率(%)
1	米国債	2.250	2024/11/15	米ドル	2.1
2	米国債	2.000	2025/08/15	米ドル	2.1
3	米国債	2.750	2023/11/15	米ドル	1.6
4	米国債	1.875	2021/11/30	米ドル	1.5
5	米国債	2.750	2028/02/15	米ドル	1.3
6	米国債	2.500	2024/05/15	米ドル	1.3
7	米国債	2.625	2020/11/15	米ドル	1.3
8	米国債	2.000	2022/02/15	米ドル	1.3
9	米国債	1.750	2020/12/31	米ドル	1.3
10	米国債	1.750	2022/02/28	米ドル	1.3
合計					15.1

●ポートフォリオの状況

平均最終利回り(複利、%)	1.53
平均クーポン(%)	2.84
平均残存期間(年)	9.28
平均修正デュレーション	7.35

※比率は、純資産総額に占める割合です。
※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

年間収益率の推移

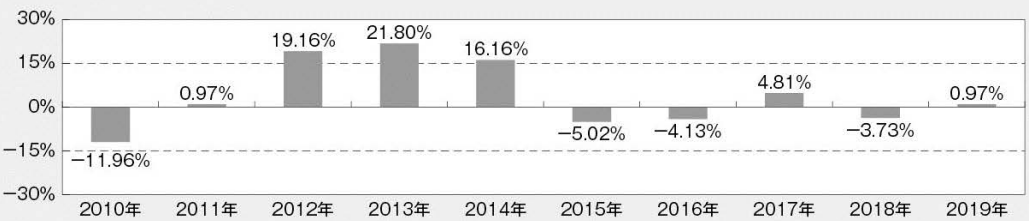

※当ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。
※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

※本ページ記載の参考情報のうち、「主要な資産の状況」はマザーファンド、その他は当ファンドの状況を示します。
※上記はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

Ⅱ　財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「１．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
財務諸表については、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

東京海上セレクション・外国債券インデックス

(1) 貸借対照表

	第8期 [2018年 4月16日現在]	第9期 [2019年 4月15日現在]
区　　分	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,668,925,363	2,646,703,041
未収入金	1,695,393	7,826,216
流動資産合計	1,670,620,756	2,654,529,257
資産合計	1,670,620,756	2,654,529,257
負債の部		
流動負債		
未払解約金	217,671	5,520,194
未払受託者報酬	159,774	249,318
未払委託者報酬	1,278,089	1,994,463
その他未払費用	39,859	62,241
流動負債合計	1,695,393	7,826,216
負債合計	1,695,393	7,826,216
純資産の部		
元本等		
元本	1,205,860,632	1,872,207,300
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	463,064,731	774,495,741
（分配準備積立金）	60,728,982	108,561,385
元本等合計	1,668,925,363	2,646,703,041
純資産合計	1,668,925,363	2,646,703,041
負債純資産合計	1,670,620,756	2,654,529,257

(2) 損益及び剰余金計算書

	第8期 自 2017年 4月18日 至 2018年 4月16日	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日
区　　分	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	42,967,814	63,002,521
営業収益合計	42,967,814	63,002,521
営業費用		
受託者報酬	251,059	450,609
委託者報酬	2,008,296	3,604,688
その他費用	62,586	112,469
営業費用合計	2,321,941	4,167,766
営業利益又は営業損失（△）	40,645,873	58,834,755
経常利益又は経常損失（△）	40,645,873	58,834,755
当期純利益又は当期純損失（△）	40,645,873	58,834,755
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,695,086	△788,363
期首剰余金又は期首欠損金（△）	137,610,302	463,064,731
剰余金増加額又は欠損金減少額	367,673,384	325,647,327
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	367,673,384	325,647,327
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,169,742	73,839,435
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,169,742	73,839,435
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	463,064,731	774,495,741

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年4月15日が休日のため、前計算期間末日を2018年4月16日としております。このため当計算期間は、364日となっております。

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
　１．財務諸表
　　（１）貸借対照表
　　（２）損益及び剰余金計算書
　　（３）注記表
　　（４）附属明細表
　２．投資信託（ファンド）の現況
　　純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

特別勘定の名称	新興国株式型
特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として新興国の株式に投資を行い、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資対象となる投資信託	インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式
運用会社	日興アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式
（以下「当ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

●ファンドの目的
主として、新興国の株式に投資を行ない、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。

●商品分類・属性区分

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産（投資信託証券（株式 一般））	年1回	エマージング	ファミリーファンド	なし	その他（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース））

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 特　色

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。

- 主として、「海外新興国株式インデックスMSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド」への投資を通じて、新興国の株式に投資を行ない、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。
- 「海外新興国株式インデックスMSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド」の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては、株価指数先物取引などを活用したり、マザーファンドの組入比率を引き下げたりすることがあります。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

※ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

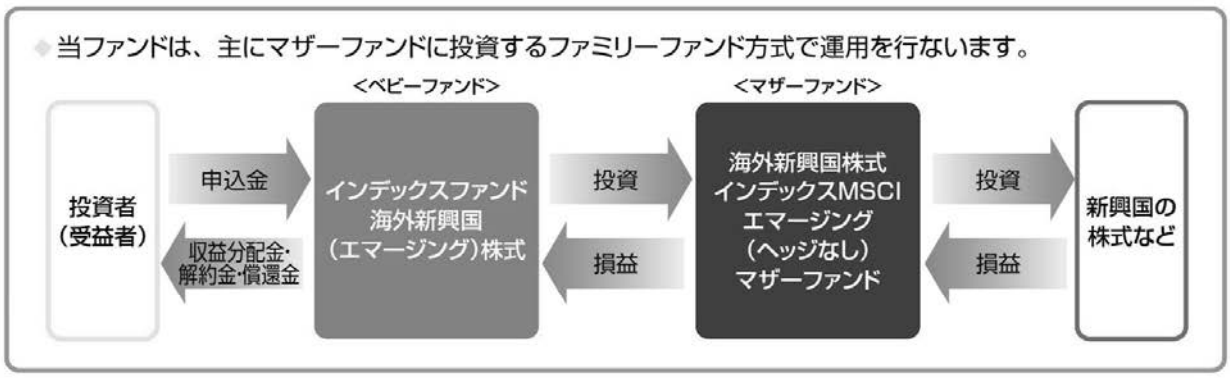

（主な投資制限）・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

（分 配 方 針）・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4 仕組み

ファンドの仕組み

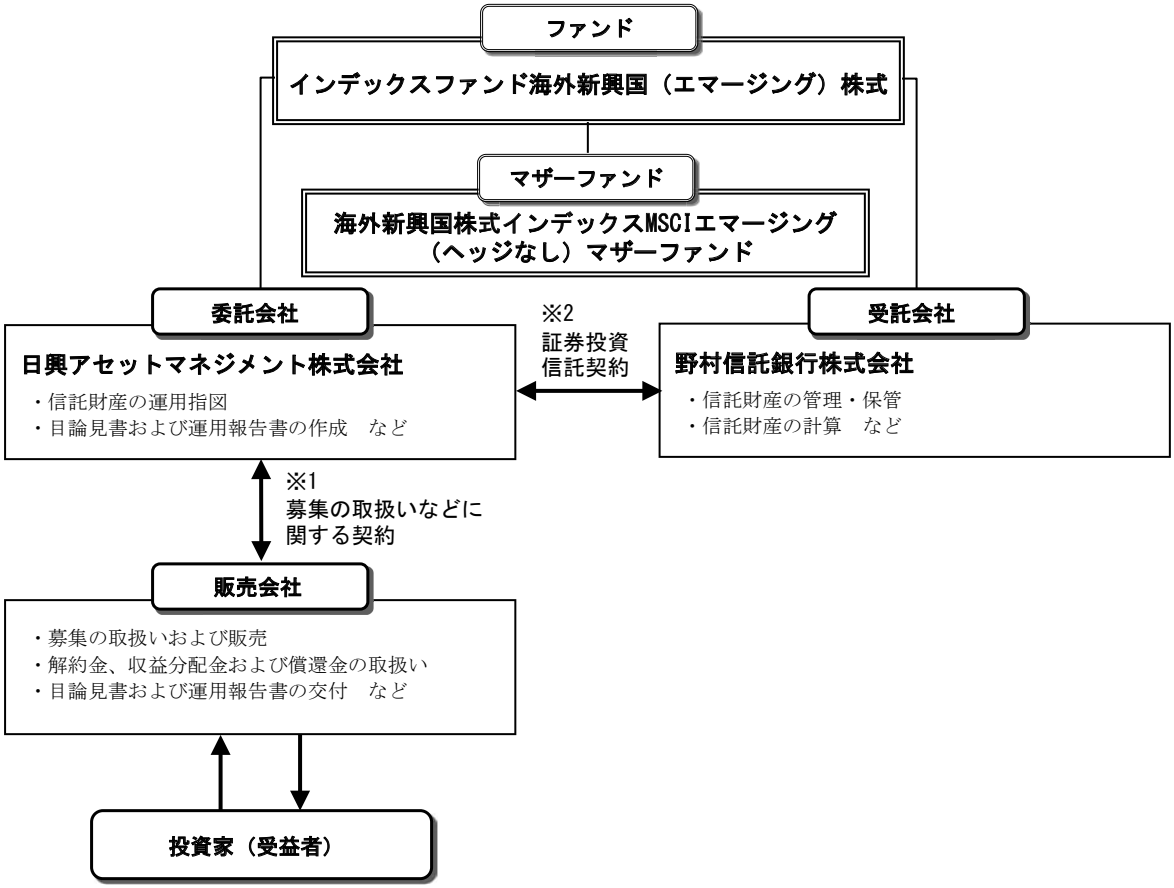

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

２．投資方針および投資リスク

１ 投資方針と主な投資対象

●基本方針
この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

●運用方法
(1) 投資対象
「海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
①主として、「海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド」受益証券に投資を行ない、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。
②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては、株価指数先物取引などを活用したり、マザーファンド受益証券の組入比率を引き下げたりすることがあります。
③ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては　３．その他詳細情報　をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

≪海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド≫
●基本方針
主として金融商品取引所に上場されている新興国の株式に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

●運用方法
(1) 投資対象
新興国の株式（ＤＲ（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。）を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
①主として、新興国の株式（ＤＲ（預託証券）およびカントリーファンド等を含みます。）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
②投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
③ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

２ 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。

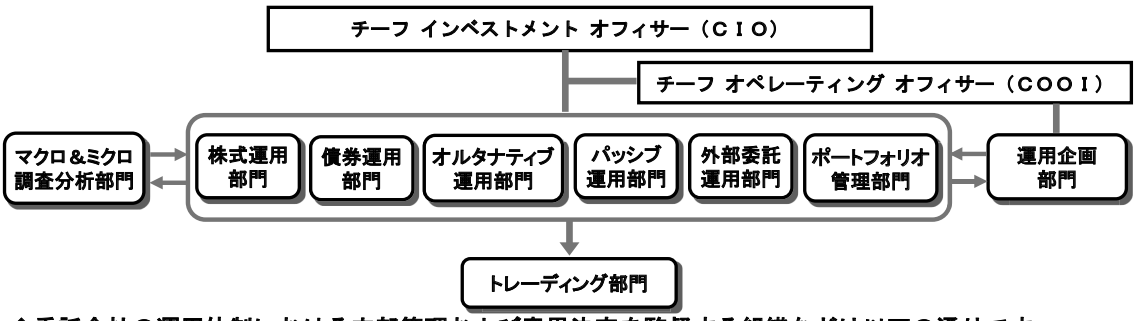

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

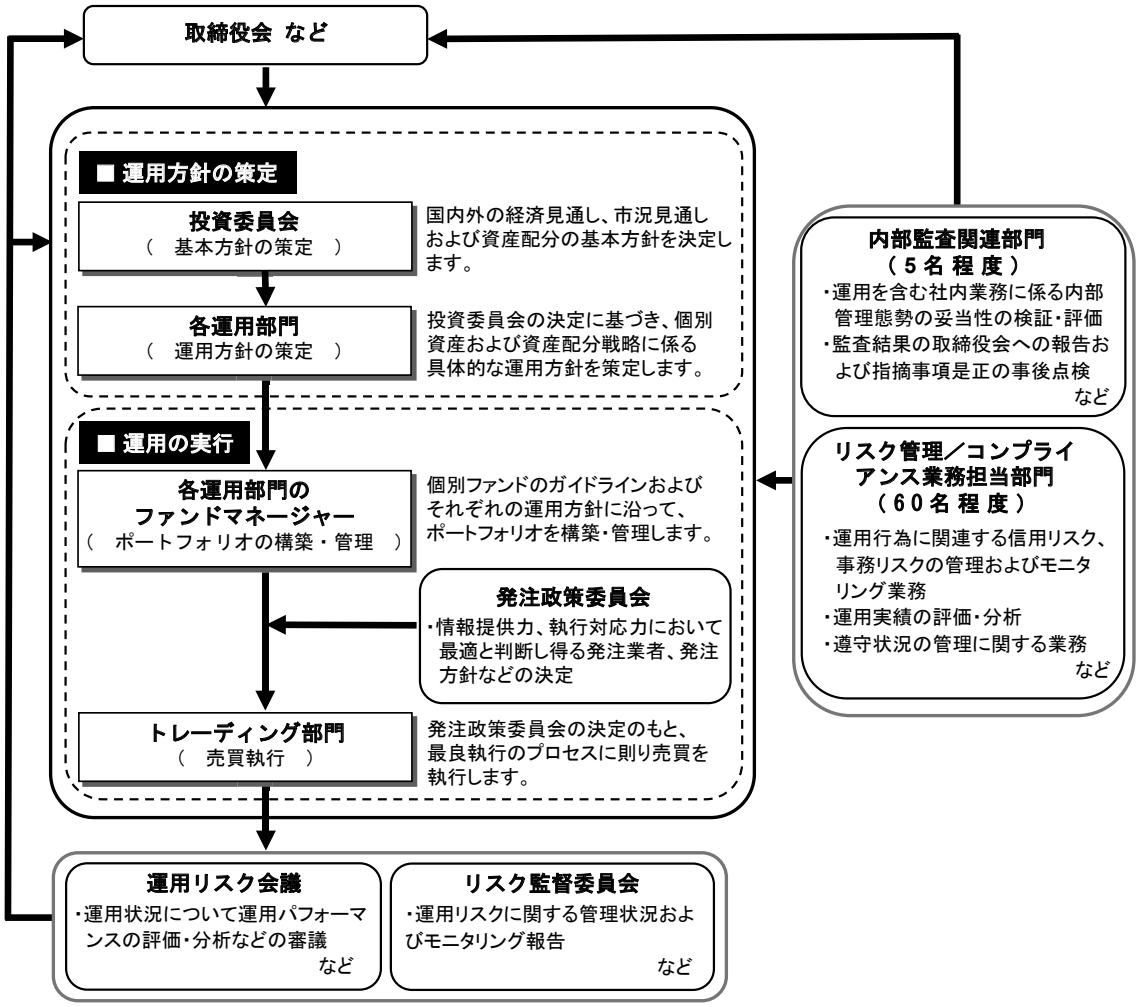

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記体制は 2019 年 5 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

３ 主な投資制限

⑴株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
⑵投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資は、信託財産の総額の５％以下とします。
⑶外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※投資制限の詳細につきましては ３．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

≪海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド≫
⑴株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
⑵投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。
⑶外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

４ 投資リスクについて

１．投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- **投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。**
- 当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク	・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。 ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
流動性リスク	・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。 ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。
信用リスク	・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。 ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。 ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
カントリー・リスク	・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。 ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。 ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）と基準価額の主なカイ離要因	当ファンドは、基準価額の変動率をMSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。 ・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。 ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。 ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとMSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

２．その他の留意事項

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

３．リスク管理体制

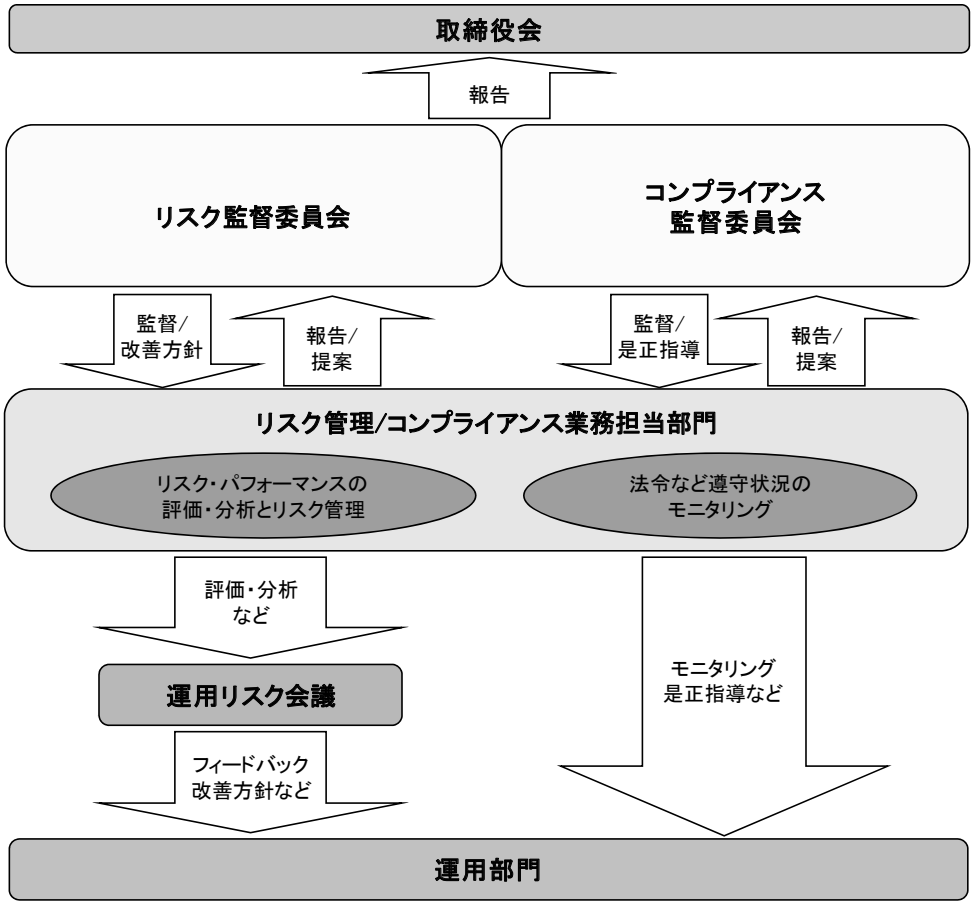

■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2019 年 5 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

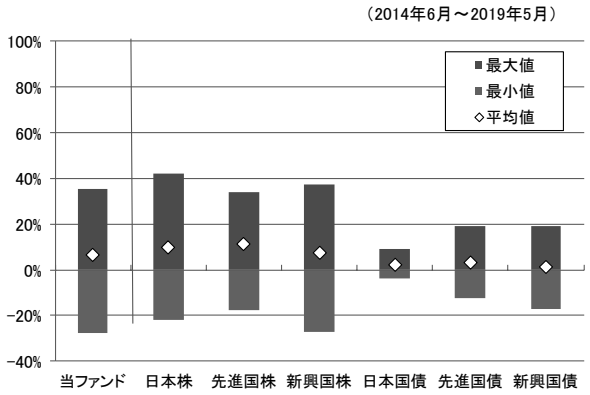

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.3%	10.0%	11.4%	7.6%	2.0%	3.0%	1.4%
最大値	35.5%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	19.3%	19.3%
最小値	-27.8%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>
日本株・・・・ 東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株・・・ MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
日本国債・・・ NOMURA-BPI国債
先進国債・・・ FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

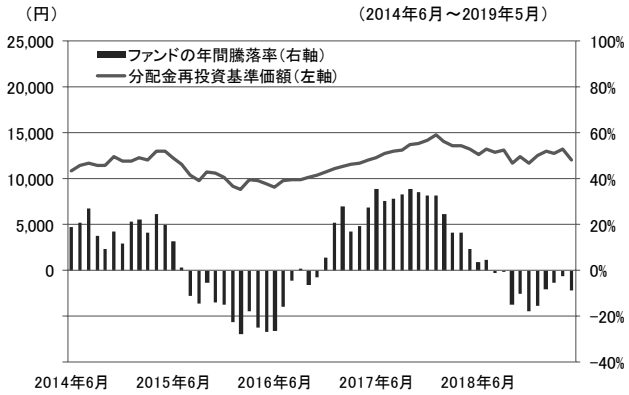

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年6月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）
当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債
当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

３．その他詳細情報

１ 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1）有価証券
2）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
3）金銭債権
4）約束手形
5）為替手形

② 主として「海外新興国株式インデックス MSCI エマージング（ヘッジなし）マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
1）株券または新株引受権証書
2）国債証券
3）地方債証券
4）特別の法律により法人の発行する債券
5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7）コマーシャル・ペーパー
8）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～８）の証券または証書の性質を有するもの
10）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
11）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12）に定めるもの以外のもの
12）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
13）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
14）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
16）外国法人が発行する譲渡性預金証書
17）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19）外国の者に対する権利で18）の有価証券の性質を有するもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形
5）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④ 次の取引ができます。
1）信用取引
2）先物取引等
3）スワップ取引
4）金利先渡取引
5）為替先渡取引
6）有価証券の貸付
7）公社債の空売
8）公社債の借入
9）外国為替予約取引
10）資金の借入

２ 投資制限

＜約款に定める投資制限＞

1）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
2）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
3）投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資は、信託財産の総額の５％以下とします。
4）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
5）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
6）わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
7）わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
8）わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
9）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
10）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、

当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
　イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
　ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

12）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

13）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14）信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

15）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
　イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
　ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
　ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
　ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
　ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

16）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

17）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜法令による投資制限＞

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

【参考情報】マザーファンドの投資対象・投資制限

１ 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
　１）有価証券
　２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 17 条、第 18 条および第 19 条に定めるものに限ります。）
　３）金銭債権
　４）約束手形
　５）為替手形

② 主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
　１）株券または新株引受権証書
　２）国債証券
　３）地方債証券
　４）特別の法律により法人の発行する債券
　５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
　６）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
　７）コマーシャル・ペーパー
　８）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
　９）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～８）の証券または証書の性質を有するもの
　10）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
　11）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）で 12）に定めるもの以外のもの
　12）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
　13）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
　14）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
　15）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
　16）外国法人が発行する譲渡性預金証書
　17）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
　18）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
　19）外国の者に対する権利で 18）の有価証券の性質を有するもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形
5）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④ 次の取引ができます。
1）信用取引
2）先物取引等
3）スワップ取引
4）金利先渡取引
5）為替先渡取引
6）有価証券の貸付
7）公社債の空売
8）公社債の借入
9）外国為替予約取引

２ 投資制限

＜約款に定める投資制限＞

1）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
2）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
3）投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。
4）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
5）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
6）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
7）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
8）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
9）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
10）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
11）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
12）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
13）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
14）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
15）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
16）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜法令による投資制限＞

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

４．運用状況

以下の運用状況は2019年 5月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

１．投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	15,303,614,782	99.99
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	1,520,934	0.01
合計（純資産総額）		15,305,135,716	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況
≪海外新興国株式インデックスＭＳＣＩエマージング（ヘッジなし）マザーファンド≫

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	93,263,302	0.23
	アルゼンチン	102,463,431	0.26
	メキシコ	920,309,834	2.31
	ブラジル	2,668,223,459	6.69
	チリ	324,851,167	0.81
	コロンビア	142,405,336	0.36
	ペルー	146,736,569	0.37
	オランダ	26,137,740	0.07
	ルクセンブルク	17,391,796	0.04
	ギリシャ	108,779,194	0.27
	トルコ	161,119,663	0.40
	チェコ	57,001,762	0.14
	ハンガリー	107,420,697	0.27
	ポーランド	384,585,387	0.96
	ロシア	1,360,660,218	3.41
	ケイマン	3,422,139,604	8.58
	バミューダ	226,939,573	0.57
	香港	1,456,088,853	3.65
	シンガポール	15,595,793	0.04
	マレーシア	768,673,365	1.93
	タイ	1,034,206,661	2.59
	フィリピン	397,495,955	1.00
	インドネシア	734,832,185	1.84
	韓国	4,278,178,870	10.72
	台湾	3,828,005,687	9.59
	中国	5,801,511,295	14.54
	インド	3,411,226,069	8.55
	パキスタン	6,881,151	0.02

	カタール	358,522,717	0.90
	エジプト	53,178,932	0.13
	南アフリカ	1,966,736,140	4.93
	ジャージー	19,641,127	0.05
	アラブ首長国連邦	261,927,621	0.66
	サウジアラビア	469,866,305	1.18
	小計	35,132,997,458	88.06
投資信託受益証券	香港	140,471,707	0.35
投資証券	メキシコ	30,661,045	0.08
	南アフリカ	73,262,351	0.18
	小計	103,923,396	0.26
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	4,519,633,471	11.33
合計（純資産総額）		39,897,026,032	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,072,733,590	12.71

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	1,191,644,000	2.99

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

２．投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

ａ．評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	海外新興国株式インデックスＭＳＣＩエマージング（ヘッジなし）マザーファンド	9,142,490,461	1.7087	15,622,149,262	1.6739	15,303,614,782	99.99

b. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合　　計	99.99

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

≪海外新興国株式インデックスＭＳＣＩエマージング（ヘッジなし）マザーファンド≫

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

ａ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	356,400	5,185.70	1,848,185,586	4,522.13	1,611,689,270	4.04
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP-ADR	小売	88,450	19,099.68	1,689,366,820	16,521.01	1,461,283,794	3.66
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	1,535,355	858.86	1,318,661,398	799.25	1,227,147,837	3.08
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	298,200	3,910.69	1,166,170,452	3,910.34	1,166,064,879	2.92
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	小売	27,280	24,399.13	665,608,324	24,133.78	658,369,540	1.65
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	6,022,920	87.74	528,498,157	86.42	520,548,930	1.30
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	345,500	1,231.95	425,639,791	1,209.99	418,052,236	1.05
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	381,200	1,000.89	381,540,799	976.49	372,240,656	0.93
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	176,962	1,990.36	352,219,617	2,101.00	371,798,047	0.93
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	101,325	3,083.95	312,481,835	3,451.35	349,708,241	0.88
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	4,168,575	76.40	318,483,251	78.06	325,415,639	0.82
ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	169,910	1,590.55	270,251,523	1,592.28	270,544,567	0.68
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	218,698	1,131.62	247,484,640	1,159.00	253,472,950	0.64
ロシア	株式	GAZPROM PAO-SPON ADR	エネルギー	337,770	659.89	222,893,688	709.96	239,804,919	0.60
ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON-ADR	エネルギー	26,545	8,486.33	225,269,789	8,759.73	232,527,192	0.58
中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	4,930,000	48.48	239,054,030	45.30	223,353,650	0.56
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	銀行	226,554	874.28	198,072,197	962.94	218,159,268	0.55
ブラジル	株式	VALE SA	素材	154,539	1,328.95	205,374,984	1,372.77	212,147,198	0.53
ケイマン	株式	BAIDU INC - SPON ADR	メディア・娯楽	17,310	16,483.57	285,330,753	12,228.63	211,677,675	0.53
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	34,270	6,846.55	234,631,269	6,056.21	207,546,317	0.52
香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	1,109,000	186.03	206,312,692	182.05	201,900,548	0.51
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	789,212	269.18	212,446,400	253.96	200,431,436	0.50
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	56,220	3,309.59	186,065,383	3,391.15	190,650,678	0.48
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PRF	銀行	164,778	912.43	150,349,709	1,018.12	167,763,860	0.42
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	50,560	3,174.31	160,493,199	3,165.95	160,070,685	0.40
カタール	株式	QATAR NATIONAL BANK	銀行	28,387	5,272.97	149,684,061	5,636.24	159,995,945	0.40
インド	株式	AXIS BANK LTD	銀行	118,520	1,145.23	135,733,061	1,275.92	151,223,105	0.38
香港	投資信託受益証券	ISHARES FTSE A50 CHINA INDEX-ETF	—	726,000	195.43	141,888,569	193.48	140,471,707	0.35
インドネシア	株式	PT BANK CENTRAL ASIA	銀行	629,400	208.06	130,956,272	218.12	137,284,728	0.34
ケイマン	株式	JD.COM INC-ADR	小売	46,070	3,311.11	152,542,931	2,881.63	132,756,970	0.33

b.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	7.20
		素材	6.74
		資本財	2.91
		商業・専門サービス	0.19
		運輸	1.59
		自動車・自動車部品	2.17
		耐久消費財・アパレル	1.08
		消費者サービス	1.12
		メディア・娯楽	6.20
		小売	7.17
		食品・生活必需品小売り	1.56
		食品・飲料・タバコ	3.41
		家庭用品・パーソナル用品	1.02
		ヘルスケア機器・サービス	0.64
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.73
		銀行	16.68
		各種金融	2.30
		保険	3.48
		不動産	2.38
		ソフトウェア・サービス	1.79
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.87
		電気通信サービス	4.08
		公益事業	2.33
		半導体・半導体製造装置	4.46
投資信託受益証券	—	—	0.35
投資証券	—	—	0.26
合　　計			88.67

②マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

③マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（各通貨）	契約額等（円）	評価額（各通貨）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	ニューヨーク証券取引所	MINMSCIE1906	買建	932	米ドル	46,416,350	5,076,092,036	46,385,640	5,072,733,590	12.71

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	10,900,000.00	1,192,938,000	1,191,644,000	2.99

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

３．運用実績

①純資産の推移

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末	(2009年11月16日)	1,217	1,217	0.8269	0.8269
第3計算期間末	(2010年11月16日)	1,533	1,533	0.8996	0.8996
第4計算期間末	(2011年11月16日)	1,802	1,804	0.7355	0.7365
第5計算期間末	(2012年11月16日)	2,871	2,875	0.7916	0.7926
第6計算期間末	(2013年11月18日)	4,161	4,165	1.0252	1.0262
第7計算期間末	(2014年11月17日)	5,978	5,983	1.1903	1.1913
第8計算期間末	(2015年11月16日)	5,785	5,791	1.0517	1.0527
第9計算期間末	(2016年11月16日)	6,416	6,423	0.9783	0.9793
第10計算期間末	(2017年11月16日)	11,464	11,472	1.3573	1.3583
第11計算期間末	(2018年11月16日)	13,838	13,849	1.2213	1.2223
	2018年 5月末日	13,005	—	1.3118	—
	6月末日	12,965	—	1.2588	—
	7月末日	13,868	—	1.3215	—
	8月末日	13,811	—	1.2833	—
	9月末日	14,234	—	1.3053	—
	10月末日	13,010	—	1.1613	—
	11月末日	14,218	—	1.2388	—
	12月末日	13,434	—	1.1581	—
	2019年 1月末日	14,759	—	1.2390	—
	2月末日	15,553	—	1.2885	—
	3月末日	15,646	—	1.2718	—
	4月末日	16,455	—	1.3193	—
	5月末日	15,305	—	1.1947	—

②分配の推移

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2008年11月18日～2009年11月16日	0.0000
第3期	2009年11月17日～2010年11月16日	0.0000
第4期	2010年11月17日～2011年11月16日	0.0010
第5期	2011年11月17日～2012年11月16日	0.0010
第6期	2012年11月17日～2013年11月18日	0.0010
第7期	2013年11月19日～2014年11月17日	0.0010
第8期	2014年11月18日～2015年11月16日	0.0010
第9期	2015年11月17日～2016年11月16日	0.0010
第10期	2016年11月17日～2017年11月16日	0.0010
第11期	2017年11月17日～2018年11月16日	0.0010
当中間期	2018年11月17日～2019年 5月16日	—

③収益率の推移

期	期間	収益率（%）
第2期	2008年11月18日～2009年11月16日	69.69
第3期	2009年11月17日～2010年11月16日	8.79
第4期	2010年11月17日～2011年11月16日	△18.13
第5期	2011年11月17日～2012年11月16日	7.76
第6期	2012年11月17日～2013年11月18日	29.64
第7期	2013年11月19日～2014年11月17日	16.20
第8期	2014年11月18日～2015年11月16日	△11.56
第9期	2015年11月17日～2016年11月16日	△6.88
第10期	2016年11月17日～2017年11月16日	38.84
第11期	2017年11月17日～2018年11月16日	△9.95
当中間期	2018年11月17日～2019年 5月16日	△0.11

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考情報）

運用実績

2019年5月末現在

基準価額・純資産の推移

（設定日（2008年4月1日）～2019年5月31日）



基準価額	11,947円
純資産総額	153.05億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の１万口当たりの値です。
※信託報酬率（税抜）は、設定から2010年2月16日までは0.85%、2012年2月16日までは0.79%、2012年2月17日以降は0.55%です。
※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

ファンド（分配金再投資）とベンチマークの収益率

	1ヵ月間	3ヵ月間	6ヵ月間	1年間	3年間	5年間	10年間	設定来
ファンド収益率(分配金再投資)	-9.44%	-7.28%	-3.56%	-8.85%	26.79%	11.22%	71.99%	20.43%
ベンチマーク収益率	-9.65%	-7.53%	-3.92%	-10.05%	21.43%	3.05%	48.05%	-2.41%

※ファンド（分配金再投資）の収益率は、当ファンド決算時に分配金があった場合の分配金を再購入（再投資）し、算出しています。
※ベンチマークは、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジなし・円ベース）」です。
前日（土、日等を除く）のドルベースインデックスを当日のファンドで採用しているレートで円換算しており、投資信託の基準価額算出方式に合わせています。

分配の推移（税引前、１万口当たり）

2014年11月	2015年11月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	設定来累計
10円	10円	10円	10円	10円	80円

主な資産の状況

＜資産構成比率＞

組入資産	比 率
株式	88.66%
株式先物	12.71%
現金その他	11.34%

＜組入上位10銘柄＞ （銘柄数 1024銘柄）

	銘 柄	業 種	国・地域	比 率
1	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	中国	4.04%
2	ALIBABA GROUP HOLDING-SP-ADR	小売	ケイマン諸島	3.66%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	台湾	3.08%
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェア	韓国	2.92%
5	NASPERS LTD-N SHS	小売	南アフリカ	1.65%
6	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	中国	1.30%
7	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	中国	1.05%
8	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	香港	0.93%
9	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	インド	0.93%
10	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	インド	0.88%

年間収益率の推移

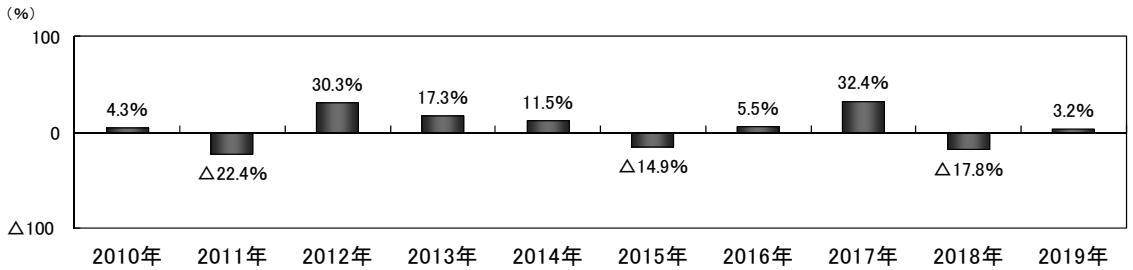

※ファンドの年間収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2019年は、2019年5月までの騰落率です。

※本ページ記載の参考情報のうち、「主な資産の状況」の「組入上位10銘柄」はマザーファンド、その他は当ファンドの状況を示します。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
財務諸表については、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式

(1) 貸借対照表

（単位：円）

	第10期 平成29年11月16日現在	第11期 平成30年11月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	77,552,126	81,378,390
親投資信託受益証券	11,463,328,624	13,837,189,543
未収入金	26,135,361	－
流動資産合計	11,567,016,111	13,918,567,933
資産合計	11,567,016,111	13,918,567,933
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,446,634	11,330,894
未払解約金	62,832,340	26,940,699
未払受託者報酬	1,908,007	2,568,180
未払委託者報酬	28,075,862	37,789,859
未払利息	94	140
その他未払費用	1,266,927	1,384,292
流動負債合計	102,529,864	80,014,064
負債合計	102,529,864	80,014,064
純資産の部		
元本等		
元本	8,446,634,326	11,330,894,816
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,017,851,921	2,507,659,053
（分配準備積立金）	2,183,531,495	1,880,377,397
元本等合計	11,464,486,247	13,838,553,869
純資産合計	11,464,486,247	13,838,553,869
負債純資産合計	11,567,016,111	13,918,567,933

(2) 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第10期 自　平成28年11月17日 至　平成29年11月16日	第11期 自　平成29年11月17日 至　平成30年11月16日
営業収益		
受取利息	16	19
有価証券売買等損益	2,778,791,291	△1,378,953,105
営業収益合計	2,778,791,307	△1,378,953,086
営業費用		
支払利息	20,261	28,010
受託者報酬	3,312,182	4,967,809
委託者報酬	48,738,111	73,099,586
その他費用	1,463,456	1,724,133
営業費用合計	53,534,010	79,819,538
営業利益又は営業損失（△）	2,725,257,297	△1,458,772,624
経常利益又は経常損失（△）	2,725,257,297	△1,458,772,624
当期純利益又は当期純損失（△）	2,725,257,297	△1,458,772,624
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	452,148,431	△63,132,192
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△142,347,890	3,017,851,921
剰余金増加額又は欠損金減少額	950,639,220	1,845,545,378
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	950,639,220	1,845,545,378
剰余金減少額又は欠損金増加額	55,101,641	948,766,920
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	55,101,641	948,766,920
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	8,446,634	11,330,894
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,017,851,921	2,507,659,053

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
　１．財務諸表
　　（１）貸借対照表
　　（２）損益及び剰余金計算書
　　（３）注記表
　　（４）附属明細表
　２．投資信託（ファンド）の現況
　　純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

特別勘定の名称	海外REIT型
特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行い、S&P先進国REIT指数（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資対象となる投資信託	ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA （適格機関投資家専用）
運用会社	野村アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)
（以下「当ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

●ファンドの目的

当ファンドは、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）※1を実質的な主要投資対象※2とし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※1　海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、「海外REITインデックス マザーファンド」(注) を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

（注）「海外REITインデックス マザーファンド」については、「２．投資方針および投資リスク」の【参考情報】をご参照ください。

●商品分類・属性区分

商品分類				属性区分					
単位型 追加型	投資 対象 地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足 分類	投資対 象資産	決算 頻度	投資 対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス
追加型	海外	不動産投信	インデックス型	その他資産 （投資信託証券（不動産投信））	年１回	グローバル （日本を除く）	ファミリーファンド	なし	その他 （S&P先進国REIT指数（除く日本））

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※本分類は、一般社団法人投資信託協会の定める公募投信の商品分類を準用する方法で分類したものです。公募投信の商品分類については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

3 特　色

●日本を除く世界各国のREITを実質的な主要投資対象とします。

当ファンドは、「海外REITインデックス マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。

●S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※当ファンドは、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

※S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

※S&P先進国REIT指数は、S&Pの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数から、REIT及びREITと同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託（REIT）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

■「S&P先進国REIT指数」の著作権等について■

本ファンドは、スタンダード＆プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。
S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。
S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。
S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。
S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。
S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。
S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。
S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行ないません。
S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。
前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

※当ファンドは、「海外 REIT インデックスマザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。

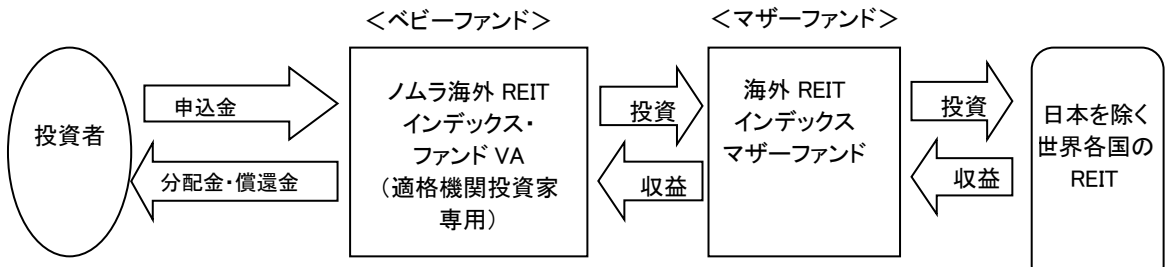

※マザーファンドの運用の基本方針とファンドの運用の基本方針は実質的に同一のものとなっています。
※マザーファンドの投資方針等については、「2. 投資方針および投資リスク」の【参考情報】をご参照ください。
※マザーファンドには当ファンド以外にも当該マザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）があります。

■REITについて■

◆REIT（Real Estate Investment Trust）とは、「不動産（Real Estate）」に投資する「投資信託（Investment Trust）」のことです。

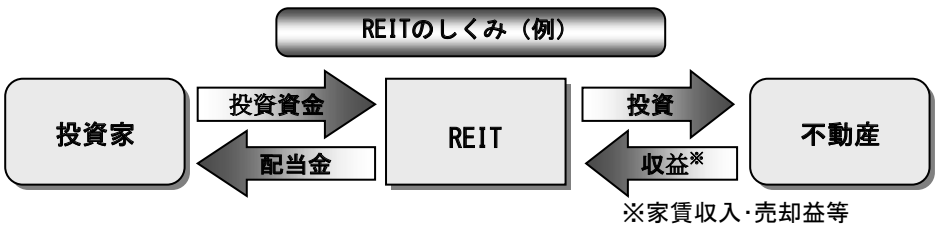

※家賃収入・売却益等

4 仕組み

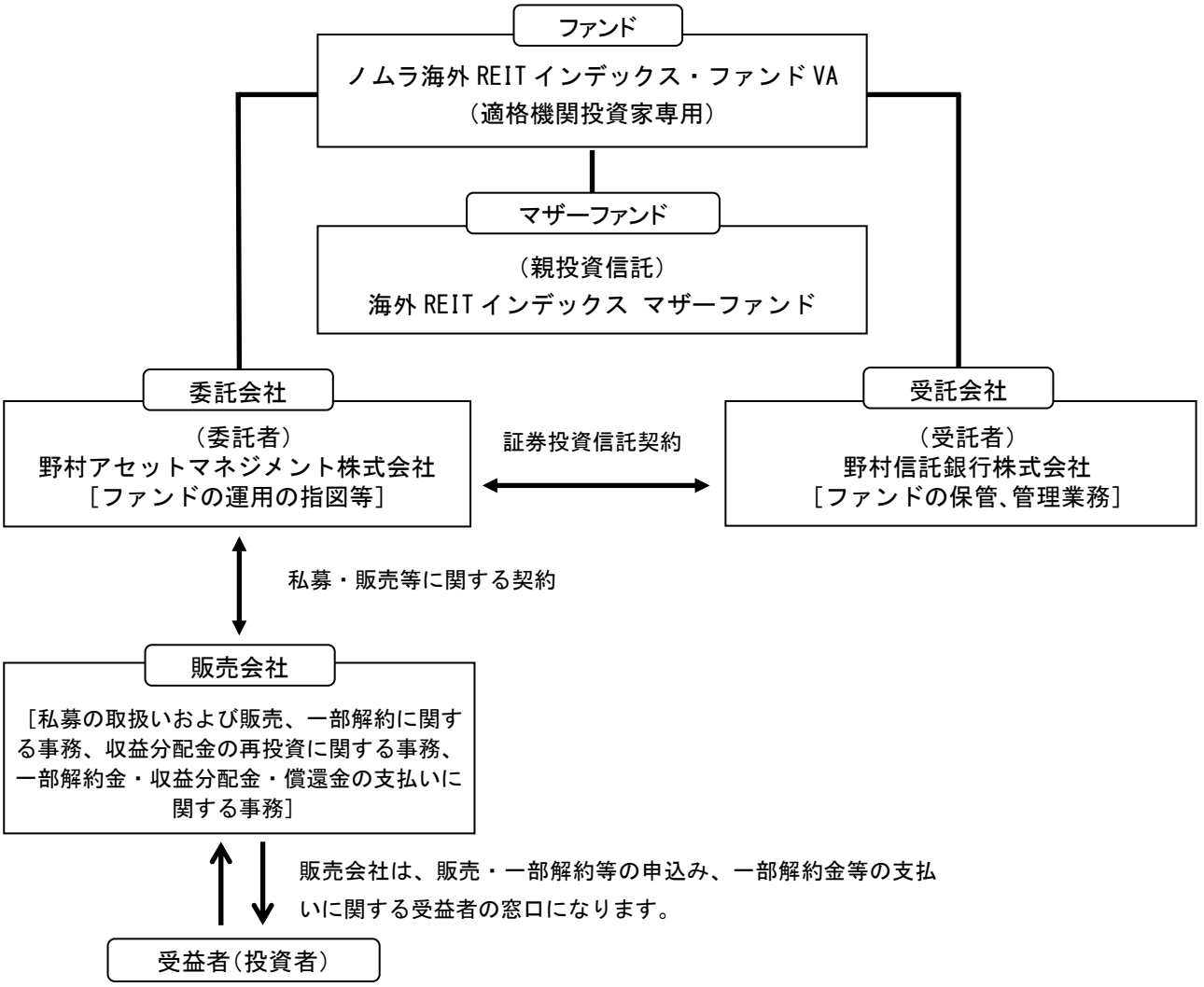
ファンド
ノムラ海外 REIT インデックス・ファンド VA
（適格機関投資家専用）
マザーファンド
（親投資信託）
海外 REIT インデックス マザーファンド
委託会社
（委託者）
野村アセットマネジメント株式会社
［ファンドの運用の指図等］
証券投資信託契約
受託会社
（受託者）
野村信託銀行株式会社
［ファンドの保管、管理業務］
私募・販売等に関する契約
販売会社
［私募の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務］
販売会社は、販売・一部解約等の申込み、一部解約金等の支払いに関する受益者の窓口になります。
受益者（投資者）

２．投資方針および投資リスク

１ 投資方針と主な投資対象

●基本方針

S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

●運用方法

(1) 投資対象

「海外REITインデックス マザーファンド」 （以下「マザーファンド」といいます。） の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

②実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては ３．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

＜基本方針＞

S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

＜運用方法＞

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

①REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

２ 運用体制

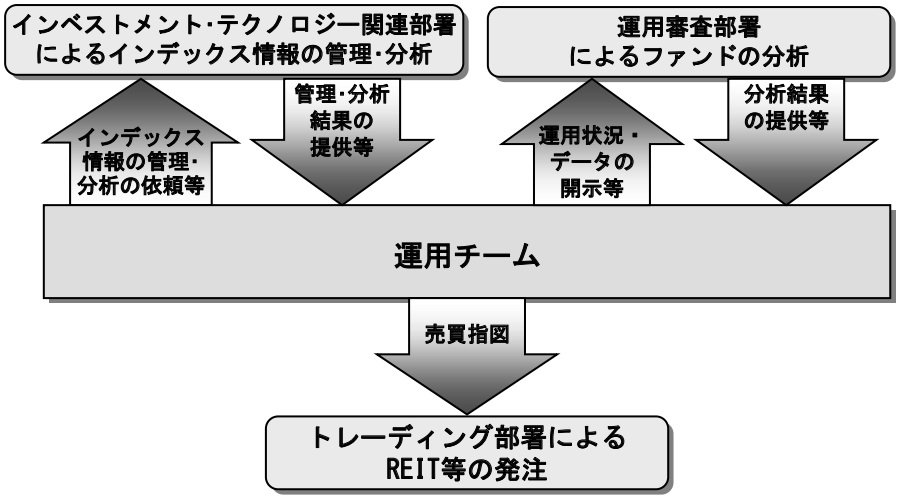

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

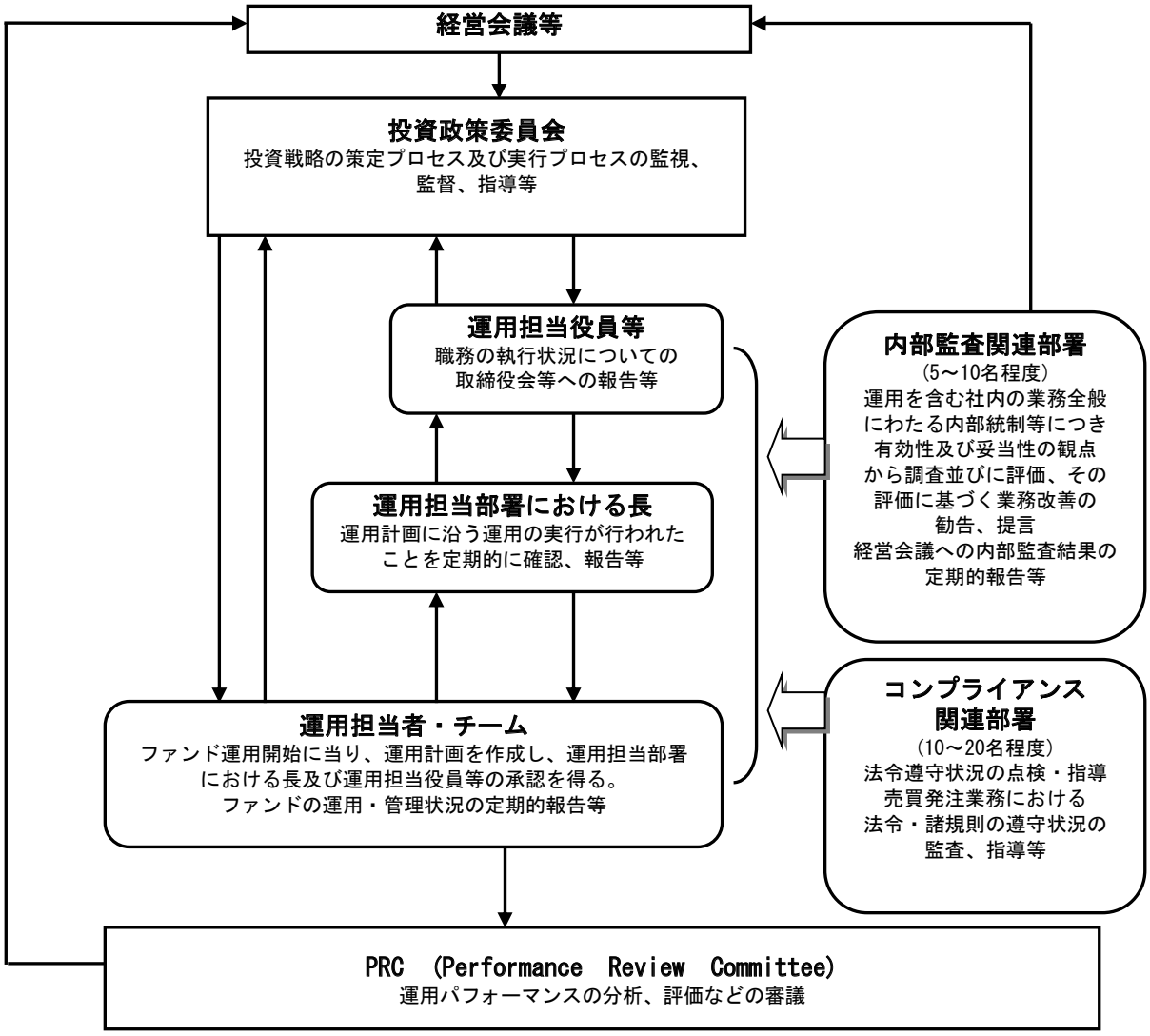

≪委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等≫

委託会社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

※ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

(1)マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
(2)外貨建資産への直接投資は行ないません。マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
(3)株式への直接投資は行ないません。
(4)デリバティブの直接利用は行ないません。
(5)マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で実質的に投資することができるものとします。

※「実質投資割合」とは、信託財産に組入れられた当該資産の額と、信託財産に組入れられたマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額を合計した額の、当ファンドの純資産総額に対する割合をいいます。

※投資制限の詳細につきましては 3．その他詳細情報 をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

(1)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
(2)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
(3)株式への直接投資は行ないません。
(4)不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。
(5)同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
(7)前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

４ 投資リスクについて

１．基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者に帰属します。**
したがって、ファンドにおいて**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

主な変動要因は次のとおりです。

REITの価格変動リスク	REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

その他の変動要因は次のとおりです。

信用リスク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

２．REIT のリスクおよび留意点等について

保有不動産に関するリスク	REIT はその収益の大半を保有不動産から得られる賃料収入に頼っています。そのため、賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減のような要因等による賃料収入の増減はREIT の収益に大きな影響を与えます。 保有不動産の価値の変動によりREIT の資産価値は増減しますので、これがREIT の価格に反映することが考えられます。特に、自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合にはREIT の価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。
金利変動に伴うリスク	REIT はその配当の高さから、金利商品としての性格を強く持っています。よって、市中金利の上昇局面等で他の金利商品（国債等）との比較からREIT が売られ、価格が下落するといった状況も想定されます。 REIT は金融機関等から借入れを行なっているケースも多く、そのため、借入金利が上昇すればその返済のための負担が大きくなり、結果として収益が少なくなることも考えられます。また、こうした財務状況の悪化は、個別のREIT の評価にも悪影響を及ぼすことも想定され、その結果当該REIT の価格が下落することも考えられます。
市場リスク	REIT は株式と同様に金融商品取引所等で売買されています。そのため、市場における需給や不動産市況に対する見通し等、様々な要因で価格が変動します。また、REIT の中には資産規模が小さく流動性の低いものもあります。こうしたREIT への投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることも想定されます。
信用リスク	REIT は、一般の事業会社と同様にその運営如何によっては収益や財務体質が大きく変動することがあります。また、収益の悪化等の理由によりREIT が倒産することも想定されます。

REITを取り巻く制度に関するリスク	REIT に関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、REIT の価格や配当に影響を与えることが想定されます。 また、REIT の制度に直接関係しなくとも、REIT が保有する不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合等もREIT の価格や配当に影響を与えることが想定されます。

※上記は REIT の持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

３．その他の留意点

・資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
・ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
・有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
・ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・ファンドが実質的な投資対象とする REIT の中には、流動性の低いものもあり、こうした REIT への投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

４．リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は次のとおりです。

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

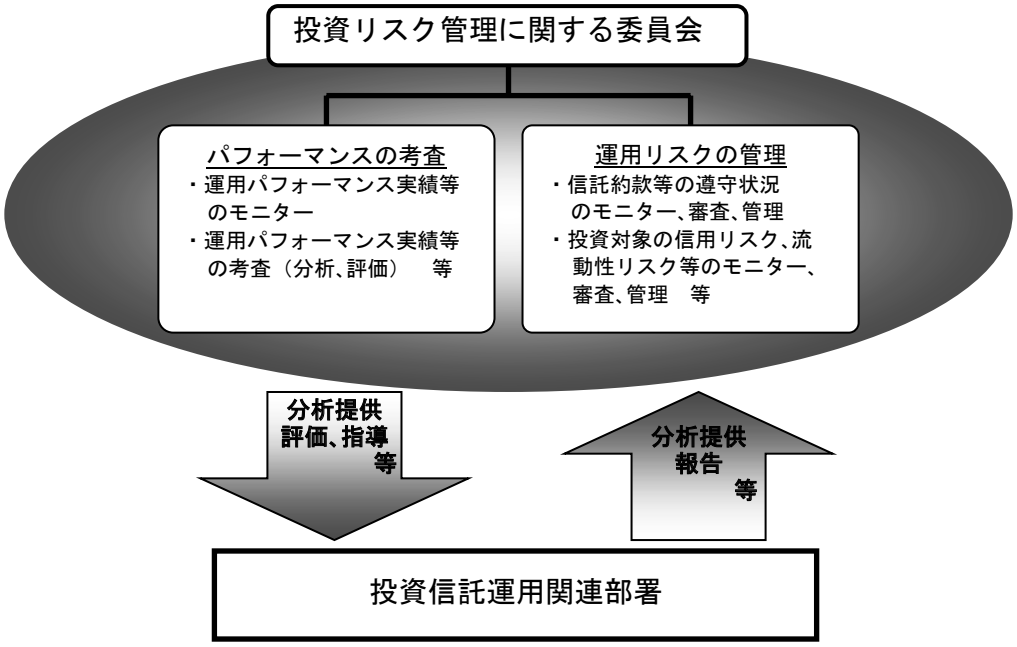

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

【参考情報】

●当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2014年6月末～2019年5月末）

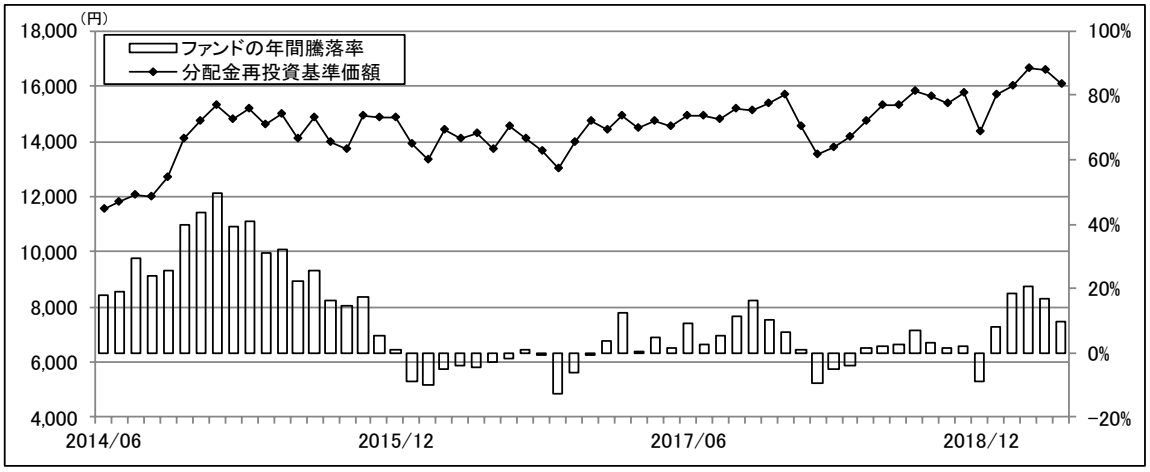

※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものです。
※年間騰落率は、2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

●当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2014年6月末～2019年5月末）

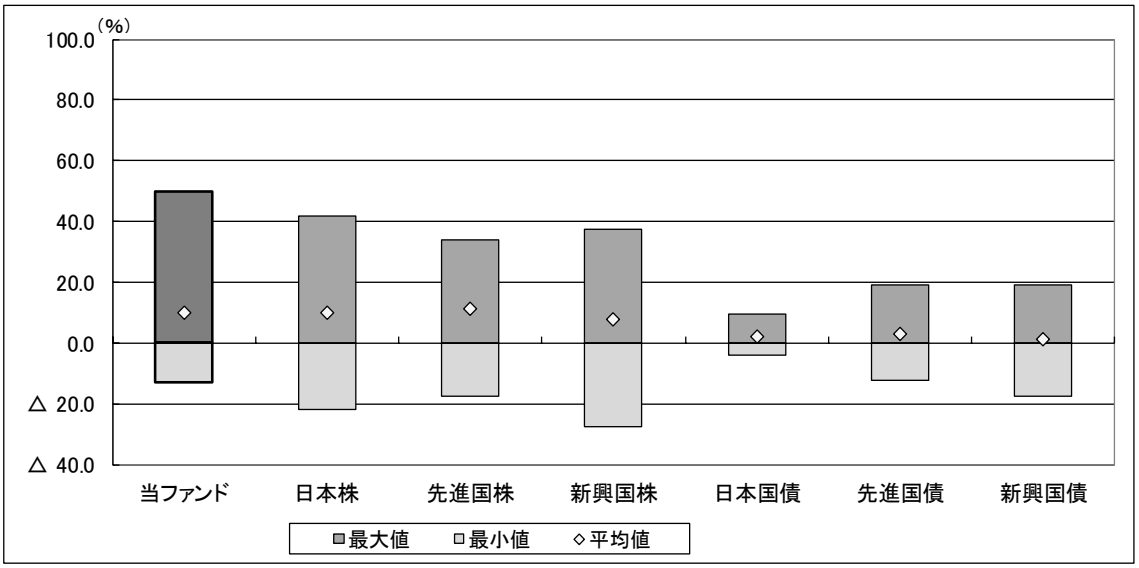

（単位：%）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	49.9	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△ 12.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	9.8	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

＜代表的な資産クラスの指数＞
〇日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
〇先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
〇新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
〇日本国債：NOMURA-BPI国債
〇先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
〇新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

＜代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について＞

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。
指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

３．その他詳細情報

１ 投資対象

（投資の対象とする資産の種類）

第21条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第22条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である海外REITインデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

２ 投資制限

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第25条　委託者は、マザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が100分の30を超える投資信託証券については、マザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額に当該投資信託証券のS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合を乗じて得た額を超えない範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

②　前項においてマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（公社債の借入れ）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第27条　委託者は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額　（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（資金の借入れ）

第35条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【参考情報】マザーファンドの投資対象・投資制限

1 投資対象

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2 投資制限

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第16条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

４．運用状況

１．投資状況（2019年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	835,134,263	99.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	83,705	0.01
合計（純資産総額）		835,217,968	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

【参考情報】マザーファンドの投資状況
海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	18,220,993,001	72.36
	カナダ	475,796,052	1.88
	ドイツ	67,489,369	0.26
	イタリア	7,389,618	0.02
	フランス	989,095,683	3.92
	オランダ	70,096,553	0.27
	スペイン	175,239,860	0.69
	ベルギー	234,011,171	0.92
	アイルランド	62,056,965	0.24
	イギリス	1,259,910,144	5.00
	オーストラリア	1,709,135,411	6.78
	ニュージーランド	116,155,257	0.46
	香港	657,925,343	2.61
	シンガポール	879,706,975	3.49
	韓国	3,523,446	0.01
	イスラエル	17,306,952	0.06
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	232,020,420	0.92
合計（純資産総額）		25,177,852,220	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	215,340,776	0.85

２．投資資産（2019年5月31日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス マザーファンド	351,753,965	2.2287	783,955,887	2.3742	835,134,263	99.98

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.98
合　　計	99.98

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

海外REITインデックス マザーファンド

順位	銘柄名	国／地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	59,280	18,362.73	1,088,542,830	17,831.14	1,057,030,453	4.19
2	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	120,970	7,209.90	872,182,092	8,018.27	969,970,751	3.85
3	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	28,810	23,562.17	678,826,267	25,509.31	734,923,325	2.91
4	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	73,910	6,696.43	494,933,647	8,831.91	652,766,734	2.59
5	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	70,820	7,164.62	507,399,014	8,291.67	587,216,438	2.33
6	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	26,520	18,785.55	498,192,859	22,024.01	584,076,756	2.31
7	LINK REIT	香港	投資証券	405,100	1,044.84	423,265,878	1,328.48	538,168,058	2.13
8	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	39,840	12,091.59	481,729,264	12,873.85	512,894,551	2.03
9	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	68,400	6,112.82	418,116,963	7,016.53	479,931,172	1.90
10	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	58,390	6,134.96	358,220,666	7,569.89	442,006,414	1.75
11	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	フランス	投資証券	26,450	22,429.70	593,265,709	16,428.81	434,542,104	1.72
12	BOSTON PROPERTIES	アメリカ	投資証券	29,700	13,480.12	400,359,732	14,305.38	424,869,834	1.68
13	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	12,630	26,716.68	337,431,691	31,217.90	394,282,148	1.56
14	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	投資証券	21,510	13,942.22	299,897,239	15,916.25	342,358,632	1.35
15	HCP INC	アメリカ	投資証券	91,200	2,762.05	251,899,824	3,433.90	313,172,045	1.24
16	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	307,100	741.71	227,779,555	1,002.90	307,992,310	1.22
17	SCENTRE GROUP	オーストラリア	投資証券	1,021,000	309.46	315,959,257	286.22	292,231,437	1.16
18	WP CAREY INC	アメリカ	投資証券	32,440	7,498.46	243,250,126	8,976.26	291,190,160	1.15
19	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	141,400	2,334.80	330,140,890	2,012.22	284,528,474	1.13

20	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	24,310	10,607.80	257,875,702	11,554.97	280,901,505	1.11
21	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	21,750	10,672.90	232,135,792	12,394.86	269,588,257	1.07
22	UDR INC	アメリカ	投資証券	52,700	4,191.34	220,884,125	4,835.89	254,851,888	1.01
23	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	33,300	7,758.89	258,371,119	7,266.97	241,990,168	0.96
24	REGENCY CENTERS CORP	アメリカ	投資証券	32,100	6,677.04	214,333,089	7,141.20	229,232,777	0.91
25	DUKE REALTY CORP	アメリカ	投資証券	68,700	3,128.24	214,910,554	3,280.80	225,390,960	0.89
26	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	16,580	10,852.20	179,929,588	13,510.33	224,001,344	0.88
27	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ	投資証券	17,190	10,300.12	177,059,198	12,901.19	221,771,614	0.88
28	CAMDEN PROPERTY TRUST	アメリカ	投資証券	18,560	10,060.50	186,723,019	11,176.59	207,437,548	0.82
29	FEDERAL REALTY INVS TRUST	アメリカ	投資証券	14,280	13,349.98	190,637,722	14,285.69	203,999,750	0.81
30	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	208,300	912.35	190,042,924	955.64	199,060,620	0.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.07
合　　計	99.07

②マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

③マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							(各通貨)	(円)	(各通貨)	(円)	
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴボードオブトレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2019年06月限)	買建	58	米ドル	1,984,450	217,019,467	1,969,100	215,340,776	0.85

３．運用実績（2019年5月31日現在）

①純資産の推移

2019 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間 (2009年 6月10日)	897	897	0.4522	0.4522
第4計算期間 (2010年 6月10日)	1,446	1,446	0.5641	0.5641
第5計算期間 (2011年 6月10日)	1,780	1,780	0.6731	0.6731
第6計算期間 (2012年 6月11日)	1,692	1,692	0.6873	0.6873
第7計算期間 (2013年 6月10日)	2,112	2,112	0.9916	0.9916
第8計算期間 (2014年 6月10日)	1,844	1,844	1.1584	1.1589
第9計算期間 (2015年 6月10日)	1,695	1,696	1.4494	1.4499
第10計算期間 (2016年 6月10日)	1,322	1,322	1.4029	1.4034
第11計算期間 (2017年 6月12日)	951	951	1.4627	1.4632
第12計算期間 (2018年 6月11日)	768	768	1.4968	1.4973
2018年 5月末日	745	—	1.4681	—
6月末日	782	—	1.5254	—
7月末日	802	—	1.5306	—
8月末日	817	—	1.5801	—
9月末日	779	—	1.5598	—
10月末日	756	—	1.5350	—
11月末日	779	—	1.5704	—
12月末日	719	—	1.4302	—
2019年 1月末日	772	—	1.5635	—
2月末日	803	—	1.5998	—
3月末日	824	—	1.6584	—
4月末日	838	—	1.6528	—
5月末日	835	—	1.6062	—

②分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2008年 6月11日～2009年 6月10日	0.0000円
第4計算期間	2009年 6月11日～2010年 6月10日	0.0000円
第5計算期間	2010年 6月11日～2011年 6月10日	0.0000円
第6計算期間	2011年 6月11日～2012年 6月11日	0.0000円
第7計算期間	2012年 6月12日～2013年 6月10日	0.0000円
第8計算期間	2013年 6月11日～2014年 6月10日	0.0005円
第9計算期間	2014年 6月11日～2015年 6月10日	0.0005円
第10計算期間	2015年 6月11日～2016年 6月10日	0.0005円
第11計算期間	2016年 6月11日～2017年 6月12日	0.0005円
第12計算期間	2017年 6月13日～2018年 6月11日	0.0005円

③収益率の推移

	計算期間	収益率
第3計算期間	2008年 6月11日～2009年 6月10日	△50.1%
第4計算期間	2009年 6月11日～2010年 6月10日	24.7%
第5計算期間	2010年 6月11日～2011年 6月10日	19.3%
第6計算期間	2011年 6月11日～2012年 6月11日	2.1%
第7計算期間	2012年 6月12日～2013年 6月10日	44.3%
第8計算期間	2013年 6月11日～2014年 6月10日	16.9%
第9計算期間	2014年 6月11日～2015年 6月10日	25.2%
第10計算期間	2015年 6月11日～2016年 6月10日	△3.2%
第11計算期間	2016年 6月11日～2017年 6月12日	4.3%
第12計算期間	2017年 6月13日～2018年 6月11日	2.4%
第13期（中間期）	2018年 6月12日～2018年12月11日	4.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

【参考情報】 2019年5月31日現在

運用実績

基準価額の推移（税引前分配金再投資）

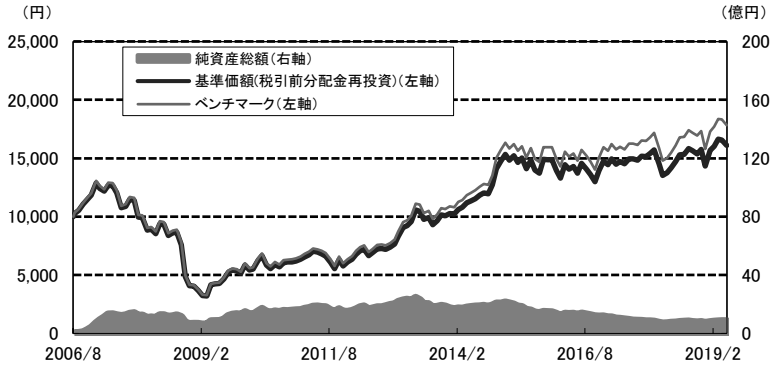

基準価額・純資産総額

基準価額※	16,062円
	※分配金控除後
純資産総額	8.4億円
設定日	2006年8月22日

分配金情報（1万口当たり、税引前）

2018年6月	5円
2017年6月	5円
2016年6月	5円
2015年6月	5円
2014年6月	5円
設定来累計	30円

・上記の指数化した基準価額（分配金再投資）の推移および下記の騰落率は、当該ファンドの信託報酬（税抜年0.40%）控除後の価額を用い、分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。従って、実際のファンドにおいては、課税条件によって受益者ごとに指数、騰落率は異なります。
また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。
・上のグラフのベンチマークである、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、設定日前日を10,000として指数化しております。

騰落率（税引前分配金再投資、%）

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年	10年	設定来
当ファンド	−2.82	0.40	2.28	9.44	12.51	41.87	279.33	60.98
ベンチマーク	−2.79	0.52	2.74	10.63	15.63	48.10	311.81	78.06
差	−0.03	−0.12	−0.46	−1.19	−3.12	−6.14	−32.48	−17.08

・騰落率の各計算期間は、作成基準日から過去に遡った期間としております。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄 （組入銘柄数：307銘柄）

No	銘柄	国・地域	比率（%）
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	4.2
2	PROLOGIS INC	アメリカ	3.9
3	PUBLIC STORAGE	アメリカ	2.9
4	WELLTOWER INC	アメリカ	2.6
5	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	2.3
6	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	2.3
7	LINK REIT	香港	2.1
8	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	2.0
9	VENTAS INC	アメリカ	1.9
10	REALTY INCOME CORP	アメリカ	1.8
合計			26.0

国・地域別配分

国・地域	比率（%）
アメリカ	73.7
オーストラリア	6.8
イギリス	4.9
シンガポール	3.8
香港	2.5
その他の国・地域	9.3

・国・地域は、原則発行国・地域で区分しております。

・比率は、マザーファンドにおける純資産比率と当ファンドが保有するマザーファンド比率から算出しております。
・国・地域は、原則発行国・地域で区分しております。

年間収益率の推移



※当収益率は暦年ベース。
※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
※2019年は年初から2019年5月末までのファンドの収益率。

※本ページ記載の参考情報のうち、「主要な資産の状況」はマザーファンド、その他は当ファンドの状況を示します。
※ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ベンチマークはあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「１．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されております。

１．貸借対照表

（単位：円）

	第11期 (2017年 6月12日現在)	第12期 (2018年 6月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,364,231	1,645,086
親投資信託受益証券	951,240,236	768,535,986
未収入金	370,838	1,992,372
流動資産合計	953,975,305	772,173,444
資産合計	953,975,305	772,173,444
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	325,188	256,750
未払解約金	－	1,698,842
未払受託者報酬	287,315	199,142
未払委託者報酬	2,011,134	1,393,941
未払利息	3	3
その他未払費用	17,182	11,884
流動負債合計	2,640,822	3,560,562
負債合計	2,640,822	3,560,562
純資産の部		
元本等		
元本	650,377,134	513,500,802
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	300,957,349	255,112,080
（分配準備積立金）	385,107,956	287,478,419
元本等合計	951,334,483	768,612,882
純資産合計	951,334,483	768,612,882
負債純資産合計	953,975,305	772,173,444

２．損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第11期 自　2016年6月11日 至　2017年6月12日	第12期 自　2017年6月13日 至　2018年6月11日
営業収益		
有価証券売買等損益	43,911,774	28,283,771
営業収益合計	43,911,774	28,283,771
営業費用		
支払利息	568	399
受託者報酬	628,614	435,465
委託者報酬	4,400,187	3,048,147
その他費用	37,598	26,002
営業費用合計	5,066,967	3,510,013
営業利益又は営業損失（△）	38,844,807	24,773,758
経常利益又は経常損失（△）	38,844,807	24,773,758
当期純利益又は当期純損失（△）	38,844,807	24,773,758
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	239,402	7,736,723
期首剰余金又は期首欠損金（△）	379,693,757	300,957,349
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,827,510	39,352,203
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,827,510	39,352,203
剰余金減少額又は欠損金増加額	147,844,135	101,977,757
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	147,844,135	101,977,757
分配金	325,188	256,750
期末剰余金又は期末欠損金（△）	300,957,349	255,112,080

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年6月13日から2018年6月11日までとなっております。

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ．投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況
　１ 財務諸表
　（１）貸借対照表
　（２）損益及び剰余金計算書
　（３）注記表
　（４）附属明細表
　２ 投資信託（ファンド）の現況
　　純資産額計算書
Ⅲ．設定及び解約の実績

特別勘定の名称	マネー型
特別勘定の運用方針	円建ての預貯金、短期金融商品を中心に運用を行います。流動性に十分配慮し、リスクを抑えた安定的な運用を行います。
主な投資対象となる投資信託等	特に定めません。
運用会社	−

特別勘定「マネー型」

１．資産の運用に係る目的及び基本的性格

円建ての預貯金、短期金融商品を中心に投資を行い、流動性に十分配慮した運用を行いますので、マーケットの先行きが読みにくい局面で資金を一時的に退避させる目的でご利用いただくことができます。

２．資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限

（１）運用方針

円建ての預貯金、短期金融商品を中心に投資を行います。流動性に十分配慮し、リスクを抑えた安定的な運用を行います。

（２）運用対象

具体的な投資対象は特に定めません。当面は円建ての預貯金を中心に投資を行うことを予定していますが、当社が投資対象として適していると判断した場合、円建ての公社債、コマーシャルペーパー等の短期金融商品を投資対象とする投資信託に投資を行うことがあります。

（３）運用体制

円建ての預貯金を中心に投資を行う場合は、当社の経理財務部財務Ｇが担当します。
当社の特別勘定の管理運営体制は、Ⅰ－1ページをご参照ください。

（４）運用制限

・本特別勘定においては、株式、外貨建資産、不動産投資信託への投資は行いません。
・特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定にしたがって行います。ただし、法令の改正等により運用制限に変更が生じた場合には、それにしたがって特別勘定資産の運用を行います。

３．資産の運用に係る運用リスク

本特別勘定資産の運用には、主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク	金利は市場金利の動向に応じて変動します。したがって、当初預け入れた金利よりも下がるリスクがあります。
信用リスク	運用先の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価等に直接・間接を問わず重大な変化が生じた場合には、不測の損失を被る可能性があります。
流動性リスク	市場における資金需給や経済環境の変化等の理由により、最良執行ができない可能性があります。

4．資産の運用実績（2019年３月31日現在）

ユニットプライスの推移

ユニットプライス（括弧内は前月比）	2017年８月31日	99.96(－)
	９月30日	99.93(△0.03%)
	10月31日	99.90(△0.03%)
	11月30日	99.87(△0.03%)
	12月31日	99.84(△0.03%)
	2018年１月31日	99.81(△0.03%)
	２月28日	99.78(△0.03%)
	３月31日	99.75(△0.03%)
	４月30日	99.71(△0.03%)
	５月31日	99.68(△0.03%)
	６月30日	99.65(△0.03%)
	７月31日	99.62(△0.03%)
	８月31日	99.59(△0.03%)
	９月30日	99.56(△0.03%)
	10月31日	99.53(△0.03%)
	11月30日	99.50(△0.03%)
	12月31日	99.46(△0.03%)
	2019年１月31日	99.43(△0.03%)
	２月28日	99.40(△0.03%)
	３月31日	99.37(△0.03%)
騰落率	３ヶ月	△0.09%
	６ヶ月	△0.19%
	１年	△0.37%
	３年	－
	５年	－
	10年	－
	設定来	△0.62%

(※)ユニットプライスは、特別勘定の設定日(2017年８月１日）の前日を100.00とします。
(※)ユニットプライスは、小数点第３位以下を切り捨てて表示しています。
(※)前月比・騰落率は、小数点第３位を四捨五入して表示しています。

5．当該保険契約の保有件数及び保有契約高（2019年３月31日現在）

（単位：件、円）

	保有件数	保有契約高
新変額保険（有期型）	33,952	270,260,200,000

6．資産の内訳（2019年３月31日現在）

（単位：円、%）

項目	金額	構成比
現金及び預貯金	8,795,617	100.00%
有価証券等	－	－
その他	－	－
合計	8,795,617	100.00%

(※)構成比は、小数点第２位を四捨五入して表示しています。

７．資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの

（１）資産の運用に係る運用収支状況（2018年４月１日～2019年３月31日）

（単位：円）

項目	金額
利息配当金等収入	－
その他	－
収支差計	－

（２）運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの（2019年３月31日現在）

特別勘定「マネー型」は国内株式、外国株式の保有はありません。
その他運用資産の主要なものは円建て当座預金です。

Ⅲ. 資産の運用に関する重要な事項

（保険業法施行規則第234条の21の２第１項第８号ロに定める内容を記載した書面）

特別勘定の名称	バランス40型
特別勘定の運用方針	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式15％、外国株式25％、日本債券30％、外国債券30％です。
主な投資対象となる投資信託	東京海上・世界インデックス・バランス40 <適格機関投資家限定>
運用会社	東京海上アセットマネジメント株式会社

特別勘定の名称	バランス60型
特別勘定の運用方針	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式20％、外国株式40％、日本債券20％、外国債券20％です。
主な投資対象となる投資信託	東京海上・世界インデックス・バランス60 <適格機関投資家限定>
運用会社	東京海上アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革

2017年８月１日　ファンドの設定、運用開始
2018年２月21日　参考指数を構成する一部の指数について、名称を「シティ世界国債インデックス（除く日本／円ヘッジなし・円ベース）」から「ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」に変更

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、第2期計算期間（2017年11月11日から2018年11月12日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年１月16日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

当監査法人は、東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞の2017年11月11日から2018年11月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞の2018年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞
東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

独立監査人の監査報告書

2019年１月16日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保直毅

当監査法人は、東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞の2017年11月11日から2018年11月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞の2018年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１．財務諸表

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

		第1期 [2017年11月10日現在]	第2期 [2018年11月12日現在]
区　　分	注記番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		9,975,080	126,476,186
未収入金		2,788	116,417
流動資産合計		9,977,868	126,592,603
資産合計		9,977,868	126,592,603
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		248	9,071
未払委託者報酬		2,510	97,489
その他未払費用		67	4,448
流動負債合計		2,825	111,008
負債合計		2,825	111,008
純資産の部			
元本等			
元本	※1	9,534,330	121,486,497
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		440,713	4,995,098
（分配準備積立金）		217,774	1,303,392
元本等合計		9,975,043	126,481,595
純資産合計		9,975,043	126,481,595
負債純資産合計		9,977,868	126,592,603

(2) 損益及び剰余金計算書

		第1期 自 2017年 8月 1日 至 2017年11月10日	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
区　　分	注記番号	金額（円）	金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		220,599	△166,160
営業収益合計		220,599	△166,160
営業費用			
受託者報酬		248	11,775
委託者報酬		2,510	126,551
その他費用		67	5,721
営業費用合計		2,825	144,047
営業利益又は営業損失（△）		217,774	△310,207
経常利益又は経常損失（△）		217,774	△310,207
当期純利益又は当期純損失（△）		217,774	△310,207

一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		―	9,319
期首剰余金又は期首欠損金（△）		―	440,713
剰余金増加額又は欠損金減少額		222,939	4,908,766
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		―	―
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		222,939	4,908,766
剰余金減少額又は欠損金増加額		―	34,855
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		―	34,855
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		―	―
分配金	※1	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）		440,713	4,995,098

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年11月10日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2018年11月12日としております。このため、当計算期間は、367日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	第1期 [2017年11月10日現在]	第2期 [2018年11月12日現在]
1.※1　期首元本額	1,000,000円	9,534,330円
期中追加設定元本額	8,534,330円	112,661,235円
期中一部解約元本額	―円	709,068円
2.※1　計算期間末日における受益権の総数	9,534,330口	121,486,497口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 8月 1日 至 2017年11月10日	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（23,996円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（193,778円）、投資信託約款に規定される収益調整金（222,939円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象額は440,713円（１万口当たり462.22円）でありますが、分配を行っておりません。	※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,093,624円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,691,706円）及び分配準備積立金（209,768円）より、分配対象額は4,995,098円（１万口当たり411.15円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　　分	第1期 自 2017年 8月 1日 至 2017年11月10日	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　　分	第1期 [2017年11月10日現在]	第2期 [2018年11月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第1期（自 2017年8月1日　至2017年11月10日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	217,079
合計	217,079

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第2期（自 2017年11月11日　至 2018年11月12日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△226,829
合計	△226,829

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第1期 [2017年11月10日現在]		第2期 [2018年11月12日現在]	
1口当たり純資産額	1.0462円	1口当たり純資産額	1.0411円
（1万口当たり純資産額	10,462円）	（1万口当たり純資産額	10,411円）

(4) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド	14,023,712	19,000,727	
	ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド	24,720,692	37,758,384	
	ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド	13,156,643	32,187,727	
	ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド	29,527,418	37,529,348	
親投資信託受益証券 合計		81,428,465	126,476,186	
合計		81,428,465	126,476,186	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

		第1期 [2017年11月10日現在]	第2期 [2018年11月12日現在]
区　　分	注記番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		75,917,872	729,053,055
未収入金		23,286	684,609
流動資産合計		75,941,158	729,737,664
資産合計		75,941,158	729,737,664
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		1,910	53,316
未払委託者報酬		20,422	572,991
その他未払費用		911	26,567
流動負債合計		23,243	652,874
負債合計		23,243	652,874
純資産の部			
元本等			
元本	※1	71,629,031	687,010,276
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		4,288,884	42,074,514
（分配準備積立金）		2,437,426	9,162,805
元本等合計		75,917,915	729,084,790
純資産合計		75,917,915	729,084,790
負債純資産合計		75,941,158	729,737,664

(2) 損益及び剰余金計算書

		第1期 自 2017年 8月 1日 至 2017年11月10日	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
区　　分	注記番号	金額（円）	金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		2,460,669	△248,128
営業収益合計		2,460,669	△248,128
営業費用			
受託者報酬		1,910	71,490
委託者報酬		20,422	768,247
その他費用		911	35,560
営業費用合計		23,243	875,297
営業利益又は営業損失（△）		2,437,426	△1,123,425
経常利益又は経常損失（△）		2,437,426	△1,123,425
当期純利益又は当期純損失（△）		2,437,426	△1,123,425
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		—	33,930

期首剰余金又は期首欠損金（△）		―	4,288,884
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,851,458	39,008,755
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		―	―
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,851,458	39,008,755
剰余金減少額又は欠損金増加額		―	65,770
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		―	65,770
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		―	―
分配金	※1	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）		4,288,884	42,074,514

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年11月10日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2018年11月12日としております。このため、当計算期間は、367日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	第1期 [2017年11月10日現在]	第2期 [2018年11月12日現在]
1.※1　期首元本額	1,000,000円	71,629,031円
期中追加設定元本額	70,629,031円	616,381,245円
期中一部解約元本額	―円	1,000,000円
2.※1　計算期間末日における受益権の総数	71,629,031口	687,010,276口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2017年 8月 1日 至 2017年11月10日	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（185,637円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,251,789円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,851,458円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象額は4,288,884円（１万口当たり598.74円）でありますが、分配を行っておりません。	※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,729,383円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（32,911,709円）及び分配準備積立金（2,433,422円）より、分配対象額は42,074,514円（１万口当たり612.41円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　　分	第1期 自 2017年 8月 1日 至 2017年11月10日	第2期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　　分	第1期 [2017年11月10日現在]	第2期 [2018年11月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第1期（自 2017年8月1日　至 2017年11月10日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,426,911
合計	2,426,911

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第2期（自 2017年11月11日　至 2018年11月12日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△596,140
合計	△596,140

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第1期 [2017年11月10日現在]		第2期 [2018年11月12日現在]	
1口当たり純資産額	1.0599円	1口当たり純資産額	1.0612円
（1万口当たり純資産額	10,599円）	（1万口当たり純資産額	10,612円）

(4) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド	107,307,425	145,390,830	
	ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド	94,599,759	144,491,671	
	ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド	120,803,664	295,546,163	
	ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド	113,001,095	143,624,391	
親投資信託受益証券 合計		435,711,943	729,053,055	
合計		435,711,943	729,053,055	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２．投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2019年５月31日現在）

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

種類	金額
Ⅰ　資産総額	268,754,074 円
Ⅱ　負債総額	37,227 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	268,716,847 円
Ⅳ　発行済数量	259,838,542 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0342 円

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

種類	金額
Ⅰ　資産総額	1,411,536,368 円
Ⅱ　負債総額	196,654 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,411,339,714 円
Ⅳ　発行済数量	1,353,488,135 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0427 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

種類	金額
Ⅰ　資産総額	9,809,346,346 円
Ⅱ　負債総額	4,200,286,285 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,609,060,061 円
Ⅳ　発行済数量	4,289,241,564 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3077 円

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド、ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンドおよびＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンドの純資産額計算書につきましては、それぞれⅢ－24、Ⅲ－32、Ⅲ－40 ページをご参照ください。

Ⅲ　設定及び解約の実績

東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2017年 8月 1日～2017年11月10日	9,534,330	—	9,534,330
第2計算期間	2017年11月11日～2018年11月12日	112,661,235	709,068	121,486,497
第3中間計算期間	2018年11月13日～2019年 5月12日	139,397,064	2,394,681	258,488,880

東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2017年 8月 1日～2017年11月10日	71,629,031	—	71,629,031
第2計算期間	2017年11月11日～2018年11月12日	616,381,245	1,000,000	687,010,276
第3中間計算期間	2018年11月13日～2019年 5月12日	663,613,076	—	1,350,623,352

特別勘定の名称	国内株式型
特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託を通じ、主としてTOPIX（東証株価指数）採用銘柄に投資を行い、TOPIXの動きに連動する投資成果を目指します。
主な投資対象となる投資信託	TMA日本株式インデックスVA<適格機関投資家限定>
運用会社	東京海上アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革

2005年８月18日　　ファンドの設定、運用開始

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、第13期計算期間（2017年11月11日から2018年11月12日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年１月16日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒川進

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保直毅

当監査法人は、ＴＭＡ日本株式インデックスＶＡ〈適格機関投資家限定〉の2017年11月11日から2018年11月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＭＡ日本株式インデックスＶＡ〈適格機関投資家限定〉の2018年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１．財務諸表

ＴＭＡ日本株式インデックスＶＡ＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

区　　分	注記番号	第12期 [2017年11月10日現在] 金額（円）	第13期 [2018年11月12日現在] 金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1,143,009,160	297,749,126
未収入金		58,255,148	1,512,992
流動資産合計		1,201,264,308	299,262,118
資産合計		1,201,264,308	299,262,118
負債の部			
流動負債			
未払解約金		50,116,967	998,798
未払受託者報酬		1,066,146	66,360
未払委託者報酬		6,929,922	431,336
その他未払費用		142,113	16,498
流動負債合計		58,255,148	1,512,992
負債合計		58,255,148	1,512,992
純資産の部			
元本等			
元本	※1	648,323,194	178,420,713
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		494,685,966	119,328,413
（分配準備積立金）		464,503,270	98,162,798
元本等合計		1,143,009,160	297,749,126
純資産合計		1,143,009,160	297,749,126
負債純資産合計		1,201,264,308	299,262,118

(2) 損益及び剰余金計算書

区　　分	注記番号	第12期 自 2016年11月11日 至 2017年11月10日 金額（円）	第13期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日 金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		4,587,891,181	△15,327,678
営業収益合計		4,587,891,181	△15,327,678
営業費用			
受託者報酬		5,959,478	189,969
委託者報酬		38,736,516	1,234,727
その他費用		304,113	47,304
営業費用合計		45,000,107	1,472,000
営業利益又は営業損失（△）		4,542,891,074	△16,799,678
経常利益又は経常損失（△）		4,542,891,074	△16,799,678
当期純利益又は当期純損失（△）		4,542,891,074	△16,799,678

一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		4,258,901,823	△2,193,681
期首剰余金又は期首欠損金（△）		8,107,631,874	494,685,966
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,587,181	44,537,259
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,587,181	44,537,259
剰余金減少額又は欠損金増加額		7,898,522,340	405,288,815
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		7,898,522,340	405,288,815
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		494,685,966	119,328,413

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第13期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年11月10日とその翌日が休日のため、当計算期間末日を2018年11月12日としております。このため、当計算期間は、367日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	第12期 [2017年11月10日現在]	第13期 [2018年11月12日現在]
1.※1　期首元本額	25,012,908,281円	648,323,194円
期中追加設定元本額	2,415,145円	61,408,785円
期中一部解約元本額	24,367,000,232円	531,311,266円
2.※1　計算期間末日における受益権の総数	648,323,194口	178,420,713口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自 2016年11月11日 至 2017年11月10日	第13期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（14,269,788円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（164,967,860円）、投資信託約款に規定される収益調整金（93,064,305円）及び分配準備積立金（285,265,622円）より、分配対象額は557,567,575円（１万口当たり8,600.13円）でありますが、分配を行っておりません。	※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,020,588円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（60,377,265円）及び分配準備積立金（93,142,210円）より、分配対象額は158,540,063円（１万口当たり8,885.73円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　　分	第12期 自 2016年11月11日 至 2017年11月10日	第13期 自 2017年11月11日 至 2018年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　　分	第12期 [2017年11月10日現在]	第13期 [2018年11月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第12期（自 2016年11月11日　至 2017年11月10日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	286,533,526
合計	286,533,526

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第13期（自 2017年11月11日　至 2018年11月12日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△13,361,243
合計	△13,361,243

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第12期 [2017年11月10日現在]		第13期 [2018年11月12日現在]	
1口当たり純資産額	1.7630円	1口当たり純資産額	1.6688円
（1万口当たり純資産額	17,630円）	（1万口当たり純資産額	16,688円）

(4) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド	219,757,271	297,749,126	
親投資信託受益証券　合計		219,757,271	297,749,126	
合計		219,757,271	297,749,126	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２．投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2019年５月31日現在）

種類	金額
Ⅰ　資産総額	302,077,695 円
Ⅱ　負債総額	54,191 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	302,023,504 円
Ⅳ　発行済数量	197,704,292 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5277 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

種類	金額
Ⅰ　資産総額	36,677,223,475 円
Ⅱ　負債総額	139,746,108 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	36,537,477,367 円
Ⅳ　発行済数量	29,403,945,700 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2426 円

Ⅲ　設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第4計算期間	2008年11月11日～2009年11月10日	24,074,202,158	25,508,469,885	109,524,041,849
第5計算期間	2009年11月11日～2010年11月10日	18,461,620,771	17,863,406,355	110,122,256,265
第6計算期間	2010年11月11日～2011年11月10日	22,807,264,664	23,188,556,580	109,740,964,349
第7計算期間	2011年11月11日～2012年11月12日	20,595,312,265	19,436,019,987	110,900,256,627
第8計算期間	2012年11月13日～2013年11月11日	8,306,477,629	34,312,414,380	84,894,319,876
第9計算期間	2013年11月12日～2014年11月10日	11,148,784,469	19,869,204,552	76,173,899,793
第10計算期間	2014年11月11日～2015年11月10日	5,045,817,519	37,655,098,212	43,564,619,100
第11計算期間	2015年11月11日～2016年11月10日	6,828,892,594	25,380,603,413	25,012,908,281
第12計算期間	2016年11月11日～2017年11月10日	2,415,145	24,367,000,232	648,323,194
第13計算期間	2017年11月11日～2018年11月12日	61,408,785	531,311,266	178,420,713
第14中間計算期間	2018年11月13日～2019年 5月12日	54,767,018	18,716,355	214,471,376

特別勘定の名称	外国株式型
特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の株式に投資を行い、MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資対象となる投資信託	東京海上セレクション・外国株式インデックス
運用会社	東京海上アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革

2010年４月28日	ファンドの設定、運用開始
2016年10月１日	信託報酬率を純資産総額に対し年率0.7%（税抜）から年率0.2%（税抜）に引き下げ

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第9期計算期間（2018年4月17日から2019年4月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年５月29日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・外国株式インデックスの2018年４月17日から2019年４月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・外国株式インデックスの2019年４月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1．財務諸表

東京海上セレクション・外国株式インデックス

(1) 貸借対照表

区　　分	注記番号	第8期 [2018年 4月16日現在] 金額（円）	第9期 [2019年 4月15日現在] 金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		4,486,674,263	8,852,641,707
未収入金		6,081,423	19,795,444
流動資産合計		4,492,755,686	8,872,437,151
資産合計		4,492,755,686	8,872,437,151
負債の部			
流動負債			
未払解約金		1,778,985	11,875,472
未払受託者報酬		419,765	772,695
未払委託者報酬		3,777,832	6,954,195
その他未払費用		104,841	193,082
流動負債合計		6,081,423	19,795,444
負債合計		6,081,423	19,795,444
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,960,658,373	3,480,718,536
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		2,526,015,890	5,371,923,171
（分配準備積立金）		309,753,757	987,294,681
元本等合計		4,486,674,263	8,852,641,707
純資産合計		4,486,674,263	8,852,641,707
負債純資産合計		4,492,755,686	8,872,437,151

(2) 損益及び剰余金計算書

区　　分	注記番号	第8期 自 2017年 4月18日 至 2018年 4月16日 金額（円）	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日 金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		280,832,428	761,959,182
営業収益合計		280,832,428	761,959,182
営業費用			
受託者報酬		671,933	1,366,702
委託者報酬		6,047,256	12,300,189
その他費用		167,787	341,494
営業費用合計		6,886,976	14,008,385
営業利益又は営業損失（△）		273,945,452	747,950,797
経常利益又は経常損失（△）		273,945,452	747,950,797
当期純利益又は当期純損失（△）		273,945,452	747,950,797

一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		68,974,991	28,356,609
期首剰余金又は期首欠損金（△）		845,372,729	2,526,015,890
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,894,257,426	2,639,971,411
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,894,257,426	2,639,971,411
剰余金減少額又は欠損金増加額		418,584,726	513,658,318
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		418,584,726	513,658,318
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		2,526,015,890	5,371,923,171

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年4月15日が休日のため、前計算期間末日を2018年4月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	第8期 [2018年 4月16日現在]	第9期 [2019年 4月15日現在]
1.※1　期首元本額	857,258,269円	1,960,658,373円
期中追加設定元本額	1,485,635,526円	1,908,976,964円
期中一部解約元本額	382,235,422円	388,916,801円
2.※1　計算期間末日における受益権の総数	1,960,658,373口	3,480,718,536口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 2017年 4月18日 至 2018年 4月16日	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日
※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（69,675,546円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（135,294,915円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,216,262,133円）及び分配準備積立金（104,783,296円）より、分配対象額は2,526,015,890円（１万口当たり12,883.47円）でありますが、分配を行っておりません。	※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（157,471,358円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（562,122,830円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,384,628,490円）及び分配準備積立金（267,700,493円）より、分配対象額は5,371,923,171円（１万口当たり15,433.34円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　　分	第8期 自 2017年 4月18日 至 2018年 4月16日	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　　分	第8期 [2018年 4月16日現在]	第9期 [2019年 4月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第8期（自 2017年4月18日　至 2018年4月16日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	224,728,594
合計	224,728,594

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第9期（自 2018年4月17日　至 2019年4月15日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	760,046,914
合計	760,046,914

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第8期 [2018年 4月16日現在]		第9期 [2019年 4月15日現在]	
1口当たり純資産額	2.2884円	1口当たり純資産額	2.5433円
(1万口当たり純資産額	22,884円)	(1万口当たり純資産額	25,433円)

(4) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド	3,455,363,664	8,852,641,707	
親投資信託受益証券 合計		3,455,363,664	8,852,641,707	
合計		3,455,363,664	8,852,641,707	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２．投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2019年５月31日現在）

種類	金額
Ⅰ　資産総額	8,804,171,882 円
Ⅱ　負債総額	9,089,455 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,795,082,427 円
Ⅳ　発行済数量	3,690,729,139 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3830 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

ＴＭＡ外国株式インデックスマザーファンド

種類	金額
Ⅰ　資産総額	10,647,723,996 円
Ⅱ　負債総額	409,502,494 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,238,221,502 円
Ⅳ　発行済数量	4,263,858,762 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4012 円

Ⅲ　設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数(口)	発行済み口数（口）
第1計算期間	2010年 4月28日～2011年 4月15日	136,502,425	7,411,865	129,090,560
第2計算期間	2011年 4月16日～2012年 4月16日	75,147,166	31,439,574	172,798,152
第3計算期間	2012年 4月17日～2013年 4月15日	76,185,123	63,297,828	185,685,447
第4計算期間	2013年 4月16日～2014年 4月15日	88,074,850	66,302,532	207,457,765
第5計算期間	2014年 4月16日～2015年 4月15日	100,871,763	62,505,275	245,824,253
第6計算期間	2015年 4月16日～2016年 4月15日	232,618,818	71,308,402	407,134,669
第7計算期間	2016年 4月16日～2017年 4月17日	648,647,796	198,524,196	857,258,269
第8計算期間	2017年 4月18日～2018年 4月16日	1,485,635,526	382,235,422	1,960,658,373
第9計算期間	2018年 4月17日～2019年 4月15日	1,908,976,964	388,916,801	3,480,718,536

特別勘定の名称	外国債券型
特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の国債に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資対象となる投資信託	東京海上セレクション・外国債券インデックス
運用会社	東京海上アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革

2010年４月28日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2016年10月１日	信託報酬率を純資産総額に対し年率0.55%（税抜）から年率0.18%（税抜）に引き下げ
2018年２月21日	ベンチマークの名称を「シティ世界国債インデックス（除く日本／円ヘッジなし・円ベース）」から「ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」に変更

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第9期計算期間（2018年4月17日から2019年4月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年５月29日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・外国債券インデックスの2018年４月17日から2019年４月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・外国債券インデックスの2019年４月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1．財務諸表

東京海上セレクション・外国債券インデックス

(1) 貸借対照表

区　分	注記番号	第8期 [2018年 4月16日現在] 金額（円）	第9期 [2019年 4月15日現在] 金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1,668,925,363	2,646,703,041
未収入金		1,695,393	7,826,216
流動資産合計		1,670,620,756	2,654,529,257
資産合計		1,670,620,756	2,654,529,257
負債の部			
流動負債			
未払解約金		217,671	5,520,194
未払受託者報酬		159,774	249,318
未払委託者報酬		1,278,089	1,994,463
その他未払費用		39,859	62,241
流動負債合計		1,695,393	7,826,216
負債合計		1,695,393	7,826,216
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,205,860,632	1,872,207,300
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		463,064,731	774,495,741
（分配準備積立金）		60,728,982	108,561,385
元本等合計		1,668,925,363	2,646,703,041
純資産合計		1,668,925,363	2,646,703,041
負債純資産合計		1,670,620,756	2,654,529,257

(2) 損益及び剰余金計算書

区　分	注記番号	第8期 自 2017年 4月18日 至 2018年 4月16日 金額（円）	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日 金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		42,967,814	63,002,521
営業収益合計		42,967,814	63,002,521
営業費用			
受託者報酬		251,059	450,609
委託者報酬		2,008,296	3,604,688
その他費用		62,586	112,469
営業費用合計		2,321,941	4,167,766
営業利益又は営業損失（△）		40,645,873	58,834,755
経常利益又は経常損失（△）		40,645,873	58,834,755

当期純利益又は当期純損失（△）		40,645,873	58,834,755
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		11,695,086	△788,363
期首剰余金又は期首欠損金（△）		137,610,302	463,064,731
剰余金増加額又は欠損金減少額		367,673,384	325,647,327
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		―	―
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		367,673,384	325,647,327
剰余金減少額又は欠損金増加額		71,169,742	73,839,435
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		71,169,742	73,839,435
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		―	―
分配金	※1	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）		463,064,731	774,495,741

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年4月15日が休日のため、前計算期間末日を2018年4月16日としております。このため当計算期間は、364日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	第8期 [2018年 4月16日現在]	第9期 [2019年 4月15日現在]
1.※1　期首元本額	482,251,677円	1,205,860,632円
期中追加設定元本額	938,285,248円	859,691,833円
期中一部解約元本額	214,676,293円	193,345,165円
2.※1　計算期間末日における受益権の総数	1,205,860,632口	1,872,207,300口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 2017年 4月18日 至 2018年 4月16日	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日
※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（33,487,545円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（562,954,748円）及び分配準備積立金（27,241,437円）より、分配対象額は623,683,730円（１万口当たり5,172.08円）でありますが、分配を行っておりません。	※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（55,270,802円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（917,471,660円）及び分配準備積立金（53,290,583円）より、分配対象額は1,026,033,045円（１万口当たり5,480.32円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　　分	第8期 自 2017年 4月18日 至 2018年 4月16日	第9期 自 2018年 4月17日 至 2019年 4月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　　分	第8期 [2018年 4月16日現在]	第9期 [2019年 4月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第8期（自 2017年4月18日　至 2018年4月16日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	38,116,061
合計	38,116,061

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第9期（自 2018年4月17日　至 2019年4月15日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	77,293,522
合計	77,293,522

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第8期 [2018年 4月16日現在]		第9期 [2019年 4月15日現在]	
1口当たり純資産額	1.3840円	1口当たり純資産額	1.4137円
(1万口当たり純資産額	13,840円)	(1万口当たり純資産額	14,137円)

(4) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド	1,689,672,524	2,646,703,041	
親投資信託受益証券 合計		1,689,672,524	2,646,703,041	
合計		1,689,672,524	2,646,703,041	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２．投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2019年５月31日現在）

種類	金額
Ⅰ　資産総額	2,768,143,414 円
Ⅱ　負債総額	5,894,442 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,762,248,972 円
Ⅳ　発行済数量	1,986,904,752 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3902 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

ＴＭＡ外国債券インデックスマザーファンド

種類	金額
Ⅰ　資産総額	4,238,754,434 円
Ⅱ　負債総額	9,156,396 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,229,598,038 円
Ⅳ　発行済数量	2,745,022,428 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5408 円

Ⅲ　設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2010年 4月28日～2011年 4月15日	56,434,734	8,274,708	48,160,026
第2計算期間	2011年 4月16日～2012年 4月16日	28,594,689	3,413,370	73,341,345
第3計算期間	2012年 4月17日～2013年 4月15日	32,962,290	12,633,434	93,670,201
第4計算期間	2013年 4月16日～2014年 4月15日	49,765,702	29,878,777	113,557,126
第5計算期間	2014年 4月16日～2015年 4月15日	75,662,211	32,816,318	156,403,019
第6計算期間	2015年 4月16日～2016年 4月15日	113,899,933	57,468,296	212,834,656
第7計算期間	2016年 4月16日～2017年 4月17日	361,715,972	92,298,951	482,251,677
第8計算期間	2017年 4月18日～2018年 4月16日	938,285,248	214,676,293	1,205,860,632
第9計算期間	2018年 4月17日～2019年 4月15日	859,691,833	193,345,165	1,872,207,300

特別勘定の名称	新興国株式型
特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として新興国の株式に投資を行い、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資対象となる投資信託	インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式
運用会社	日興アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2008年4月1日
・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始
2014年7月19日
・ファンド名称変更
新名称：インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式
旧名称：年金積立 インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成29年11月17日から平成30年11月16日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月26日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 [redacted]

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 [redacted]

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド海外新興国（エマージング）株式の平成29年11月17日から平成30年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式の平成30年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１．財務諸表

インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式

(1) 貸借対照表

（単位：円）

	第 10 期 平成 29 年 11 月 16 日現在	第 11 期 平成 30 年 11 月 16 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	77,552,126	81,378,390
親投資信託受益証券	11,463,328,624	13,837,189,543
未収入金	26,135,361	－
流動資産合計	11,567,016,111	13,918,567,933
資産合計	11,567,016,111	13,918,567,933
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,446,634	11,330,894
未払解約金	62,832,340	26,940,699
未払受託者報酬	1,908,007	2,568,180
未払委託者報酬	28,075,862	37,789,859
未払利息	94	140
その他未払費用	1,266,927	1,384,292
流動負債合計	102,529,864	80,014,064
負債合計	102,529,864	80,014,064
純資産の部		
元本等		
元本	8,446,634,326	11,330,894,816
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,017,851,921	2,507,659,053
（分配準備積立金）	2,183,531,495	1,880,377,397
元本等合計	11,464,486,247	13,838,553,869
純資産合計	11,464,486,247	13,838,553,869
負債純資産合計	11,567,016,111	13,918,567,933

(2) 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第10期 自　平成28年11月17日 至　平成29年11月16日	第11期 自　平成29年11月17日 至　平成30年11月16日
営業収益		
受取利息	16	19
有価証券売買等損益	2,778,791,291	△1,378,953,105
営業収益合計	2,778,791,307	△1,378,953,086
営業費用		
支払利息	20,261	28,010
受託者報酬	3,312,182	4,967,809
委託者報酬	48,738,111	73,099,586
その他費用	1,463,456	1,724,133
営業費用合計	53,534,010	79,819,538
営業利益又は営業損失（△）	2,725,257,297	△1,458,772,624
経常利益又は経常損失（△）	2,725,257,297	△1,458,772,624
当期純利益又は当期純損失（△）	2,725,257,297	△1,458,772,624
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	452,148,431	△63,132,192
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△142,347,890	3,017,851,921
剰余金増加額又は欠損金減少額	950,639,220	1,845,545,378
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	950,639,220	1,845,545,378
剰余金減少額又は欠損金増加額	55,101,641	948,766,920
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	55,101,641	948,766,920
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	8,446,634	11,330,894
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,017,851,921	2,507,659,053

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		第10期 平成29年11月16日現在	第11期 平成30年11月16日現在
1.	期首元本額	6,558,842,778円	8,446,634,326円
	期中追加設定元本額	4,232,733,328円	5,508,197,470円
	期中一部解約元本額	2,344,941,780円	2,623,936,980円
2.	受益権の総数	8,446,634,326口	11,330,894,816口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日		第11期 自 平成29年11月17日 至 平成30年11月16日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	187,684,295円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	222,471,905円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	1,330,143,877円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	3,459,292,893円	C 信託約款に定める収益調整金	5,907,796,833円
D 信託約款に定める分配準備積立金	674,149,957円	D 信託約款に定める分配準備積立金	1,669,236,386円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	5,651,271,022円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	7,799,505,124円
F 分配対象収益(1万口当たり)	6,690円	F 分配対象収益(1万口当たり)	6,883円
G 分配金額	8,446,634円	G 分配金額	11,330,894円
H 分配金額(1万口当たり)	10円	H 分配金額(1万口当たり)	10円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	第10期 自 平成28年11月17日 至 平成29年11月16日	第11期 自 平成29年11月17日 至 平成30年11月16日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第10期 平成29年11月16日現在	第11期 平成30年11月16日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第 10 期（平成 29 年 11 月 16 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,723,477,991
合計	2,723,477,991

第 11 期（平成 30 年 11 月 16 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△1,353,894,671
合計	△1,353,894,671

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第 10 期 平成 29 年 11 月 16 日現在		第 11 期 平成 30 年 11 月 16 日現在	
1 口当たり純資産額	1.3573 円	1 口当たり純資産額	1.2213 円
(1 万口当たり純資産額)	(13,573 円)	(1 万口当たり純資産額)	(12,213 円)

(4) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	海外新興国株式インデックスＭＳＣＩエマージング（ヘッジなし）マザーファンド	8,113,274,432	13,837,189,543	
合計		8,113,274,432	13,837,189,543	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２．投資信託（ファンド）の現況

以下のファンドの現況は 2019 年 5 月 31 日現在です。

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	15,331,069,900円
Ⅱ　負債総額	25,934,184円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,305,135,716円
Ⅳ　発行済口数	12,810,428,034口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1947円

【参考情報】マザーファンドの現況
純資産額計算書
≪海外新興国株式インデックスＭＳＣＩエマージング（ヘッジなし）マザーファンド≫

Ⅰ　資産総額	40,140,839,791円
Ⅱ　負債総額	243,813,759円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	39,897,026,032円
Ⅳ　発行済口数	23,835,465,218口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6739円

Ⅲ 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2期	2008年11月18日～2009年11月16日	789,833,787	343,796,362
第3期	2009年11月17日～2010年11月16日	563,798,794	331,956,159
第4期	2010年11月17日～2011年11月16日	1,199,172,560	453,123,972
第5期	2011年11月17日～2012年11月16日	1,647,731,457	470,697,754
第6期	2012年11月17日～2013年11月18日	1,927,811,582	1,495,614,573
第7期	2013年11月19日～2014年11月17日	2,139,275,657	1,175,945,078
第8期	2014年11月18日～2015年11月16日	1,859,219,573	1,380,840,336
第9期	2015年11月17日～2016年11月16日	2,389,085,565	1,331,609,648
第10期	2016年11月17日～2017年11月16日	4,232,733,328	2,344,941,780
第11期	2017年11月17日～2018年11月16日	5,508,197,470	2,623,936,980
当中間期	2018年11月17日～2019年 5月16日	2,267,745,045	1,029,070,840

特別勘定の名称	海外REIT型
特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く世界各国の不動産投資信託証券(REIT)に投資を行い、S&P先進国REIT指数(除く日本、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資対象となる投資信託	ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)
運用会社	野村アセットマネジメント株式会社

・この書面は、当商品において設定する特別勘定で主な投資対象となる投資信託に関する情報を投資信託の運用会社により開示される内容に基づき記載したものです。
・この書面に掲載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・投資信託の運用方針および運用方法等は将来変更することがあります。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

２００６年８月２２日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、第12期計算期間（2017年6月13日から2018年6月11日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2018年9月13日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2017年6月13日から2018年6月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2018年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１．財務諸表

ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

（１） 貸借対照表

（単位：円）

	第 11 期 (2017 年 6 月 12 日現在)	第 12 期 (2018 年 6 月 11 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,364,231	1,645,086
親投資信託受益証券	951,240,236	768,535,986
未収入金	370,838	1,992,372
流動資産合計	953,975,305	772,173,444
資産合計	953,975,305	772,173,444
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	325,188	256,750
未払解約金	－	1,698,842
未払受託者報酬	287,315	199,142
未払委託者報酬	2,011,134	1,393,941
未払利息	3	3
その他未払費用	17,182	11,884
流動負債合計	2,640,822	3,560,562
負債合計	2,640,822	3,560,562
純資産の部		
元本等		
元本	650,377,134	513,500,802
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	300,957,349	255,112,080
（分配準備積立金）	385,107,956	287,478,419
元本等合計	951,334,483	768,612,882
純資産合計	951,334,483	768,612,882
負債純資産合計	953,975,305	772,173,444

（２） 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第11期 自 2016年6月11日 至 2017年6月12日	第12期 自 2017年6月13日 至 2018年6月11日
営業収益		
有価証券売買等損益	43,911,774	28,283,771
営業収益合計	43,911,774	28,283,771
営業費用		
支払利息	568	399
受託者報酬	628,614	435,465
委託者報酬	4,400,187	3,048,147
その他費用	37,598	26,002
営業費用合計	5,066,967	3,510,013
営業利益又は営業損失（△）	38,844,807	24,773,758
経常利益又は経常損失（△）	38,844,807	24,773,758
当期純利益又は当期純損失（△）	38,844,807	24,773,758
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	239,402	7,736,723
期首剰余金又は期首欠損金（△）	379,693,757	300,957,349
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,827,510	39,352,203
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,827,510	39,352,203
剰余金減少額又は欠損金増加額	147,844,135	101,977,757
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	147,844,135	101,977,757
分配金	325,188	256,750
期末剰余金又は期末欠損金（△）	300,957,349	255,112,080

（３） 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、2017 年 6 月 13 日から 2018 年 6 月 11 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第 11 期 2017 年 6 月 12 日現在	第 12 期 2018 年 6 月 11 日現在
1． 計算期間の末日における受益権の総数 650,377,134 口	1． 計算期間の末日における受益権の総数 513,500,802 口
2． 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	2． 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額
1 口当たり純資産額 1.4627 円	1 口当たり純資産額 1.4968 円
(10,000 口当たり純資産額) (14,627 円)	(10,000 口当たり純資産額) (14,968 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 11 期
自 2016 年 6 月 11 日
至 2017 年 6 月 12 日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,177,501 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	192,466,325 円
分配準備積立金額	D	354,255,643 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	577,899,469 円
当ファンドの期末残存口数	F	650,377,134 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,885 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	325,188 円

第 12 期
自 2017 年 6 月 13 日
至 2018 年 6 月 11 日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,799,011 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	197,072,748 円
分配準備積立金額	D	259,936,158 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	484,807,917 円
当ファンドの期末残存口数	F	513,500,802 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,441 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	256,750 円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2016年 6月11日 至 2017年 6月12日	第12期 自 2017年 6月13日 至 2018年 6月11日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 〇市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 〇信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 〇流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 2017年 6月12日現在	第12期 2018年 6月11日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 自 2016年 6月11日 至 2017年 6月12日	第12期 自 2017年 6月13日 至 2018年 6月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第11期 自 2016年 6月11日 至 2017年 6月12日		第12期 自 2017年 6月13日 至 2018年 6月11日	
期首元本額	942,341,938円	期首元本額	650,377,134円
期中追加設定元本額	79,095,787円	期中追加設定元本額	84,462,027円
期中一部解約元本額	371,060,591円	期中一部解約元本額	221,338,359円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 2016年 6月11日 至 2017年 6月12日	第12期 自 2017年 6月13日 至 2018年 6月11日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	43,060,986	20,495,222
合計	43,060,986	20,495,222

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４） 附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2018年6月11日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2018年6月11日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	348,558,205	768,535,986	
	小計	銘柄数：1	348,558,205	768,535,986	
		組入時価比率：100.0%		100.0%	
合計				768,535,986	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２．投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2019 年 5 月 31 日現在）

Ⅰ　資産総額	839,620,503円
Ⅱ　負債総額	4,402,535円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	835,217,968円
Ⅳ　発行済口数	520,011,093口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6062円

【参考情報】マザーファンドの現況
純資産額計算書
海外REITインデックス マザーファンド

Ⅰ　資産総額	25,244,454,133円
Ⅱ　負債総額	66,601,913円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	25,177,852,220円
Ⅳ　発行済口数	10,604,820,741口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3742円

Ⅲ　設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2008年 6月11日～2009年 6月10日	950,271,025	312,899,740	1,985,270,867
第4計算期間	2009年 6月11日～2010年 6月10日	1,110,231,204	530,274,641	2,565,227,430
第5計算期間	2010年 6月11日～2011年 6月10日	510,395,718	430,930,703	2,644,692,445
第6計算期間	2011年 6月11日～2012年 6月11日	687,152,695	869,844,895	2,462,000,245
第7計算期間	2012年 6月12日～2013年 6月10日	757,648,421	1,089,007,949	2,130,640,717
第8計算期間	2013年 6月11日～2014年 6月10日	298,482,077	837,280,755	1,591,842,039
第9計算期間	2014年 6月11日～2015年 6月10日	176,218,747	598,319,938	1,169,740,848
第10計算期間	2015年 6月11日～2016年 6月10日	96,202,086	323,600,996	942,341,938
第11計算期間	2016年 6月11日～2017年 6月12日	79,095,787	371,060,591	650,377,134
第12計算期間	2017年 6月13日～2018年 6月11日	84,462,027	221,338,359	513,500,802
第13期（中間期）	2018年 6月12日～2018年12月11日	69,462,961	75,325,244	507,638,519

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

MEMO

MEMO

MEMO

説明事項ご確認のお願い

この「特別勘定のしおり」は、特別勘定の運用方針・投資対象等についてご説明したものです。「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」とともに必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

ご相談・お問い合わせは

あんしん生命　変額保険テレホンサービス

0120-517-104

<受付時間>　平日9:00～17:00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

＜取扱者／代理店＞
＜事務代行会社＞

TOKIO MARINE NICHIDO
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
https://www.tmn-anshin.co.jp/

募資 1907-KR06-014　D79-12230(2)改定201909